

# 『「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく栃木県の減災に係る取組方針』の次期計画策定について

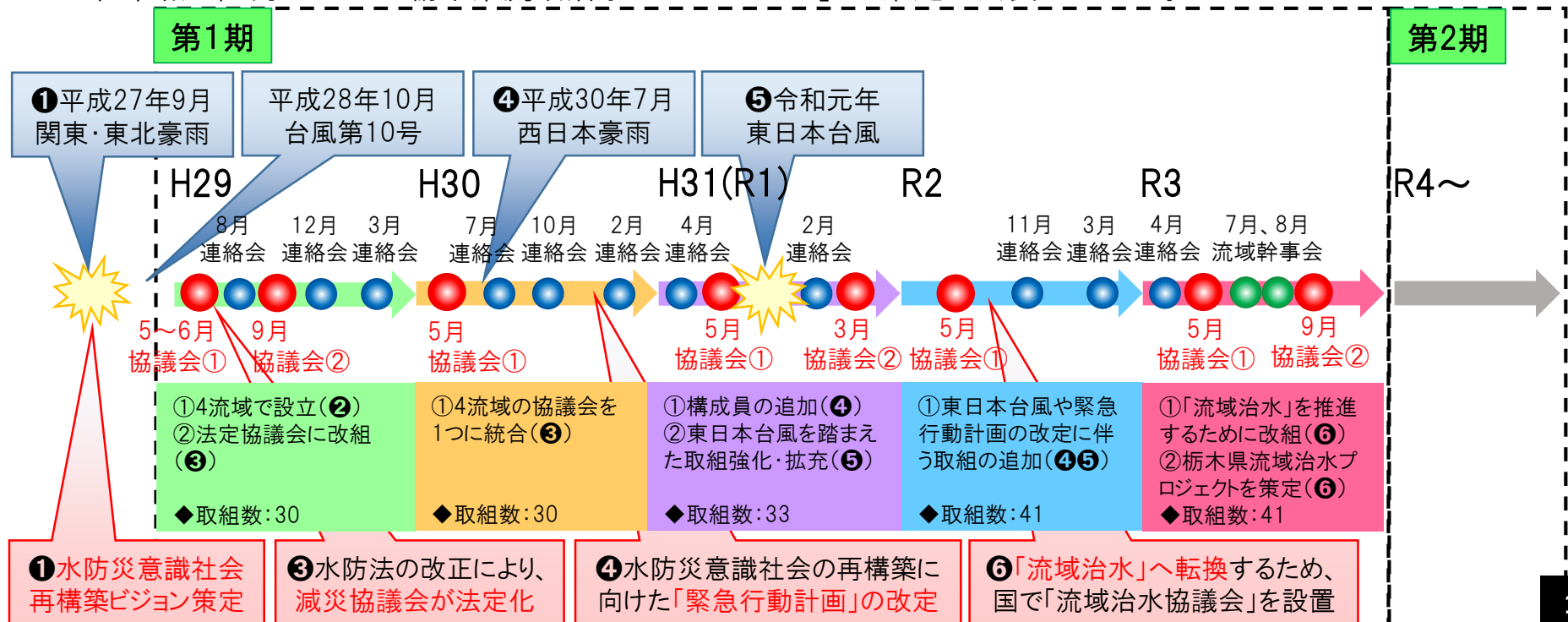
1. 栃木県減災対策協議会の開催経緯
2. 栃木県減災対策協議会の第1期5か年の総括
3. 次期計画の策定方針

令和4(2022)年5月25日

第1回 栃木県減災対策協議会

# 1. 栃木県減災対策協議会の開催経緯

- ①平成27年関東・東北豪雨の甚大な被害を受けて、国土交通省が「水防災意識再構築ビジョン」を策定しました。
- ②本県では、平成29年5月～6月にかけて県内を4流域に分けて減災対策協議会を設立しました。
- ③水防法改正（H29. 6. 19）を受けて、平成29年10月1日に水防法に基づく協議会に改組し、更に平成30年5月30日には4流域に分かれていた協議会を1つに統合し、協議会の効率的・迅速な運営体制を整えました。
- ④平成30年西日本豪雨の被災を受けて、水防災意識社会の再構築に向けた「緊急行動計画」が改定され、洪水のみならず土砂災害等への対策強化の観点から、土砂災害やダムに関する取組を追加しました。
- ⑤令和2年度の協議会では、令和元年東日本台風の被害を踏まえた取組の更なる強化・拡充をしたほか、「緊急行動計画」の改定で示された各種ソフト対策についても取組を追加しました。
- ⑥国土交通省では、水災害の頻発・激甚化を踏まえ、「流域治水」を推進することとし、「流域治水協議会」を設置しました。本県も「流域治水」を計画的に推進するため、令和3年5月28日に本協議会を改組するとともに、令和3年9月16日に「栃木県流域治水プロジェクト」を策定・公表しました。



## 2. 栃木県減災対策協議会の第1期5か年の総括

### (1) 減災のための目標

#### ◆5年間で達成すべき目標

栃木県内において、二度と被害を出さないという強い決意のもと、「**逃げ遅れによる人的被害0（ゼロ）**」を目指す

#### ◆上記目標達成に向けた取組

洪水を河川内で安全に流す対策（河道拡幅、護岸整備等）や土砂災害防止対策（砂防堰堤、急傾斜地崩壊対策施設等）等のハード対策を順次実施することに加え、2本柱のソフト対策を実施。

#### ハード対策

ソフト対策①：逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な**避難行動のための取組**

ソフト対策②：洪水氾濫や土砂災害による被害の軽減、避難時間の確保のための**水防・土砂災害防止活動の取組**

# 2. 栃木県減災対策協議会の第1期5か年の総括

## (2) 人的被害の発生状況

●各構成員が様々なハード・ソフト対策を進めている中、減災対策協議会設立3年目にあたる令和元年10月に、台風第19号（令和元年東日本台風）が本県を襲い、**人的被害（死者4名、負傷者23名）が発生**しました。

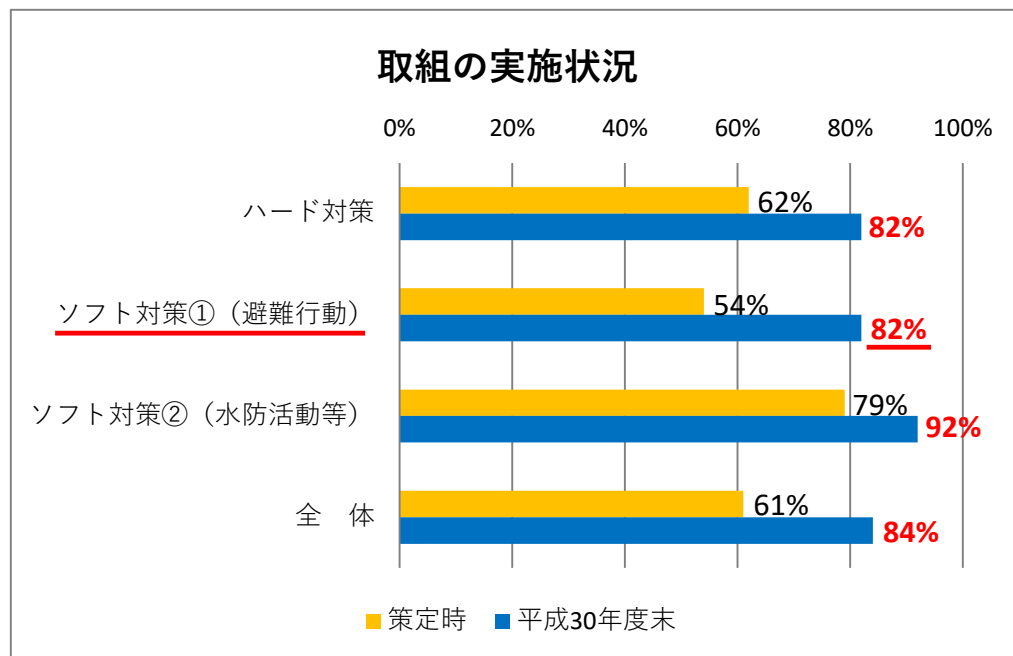
■令和元年東日本台風による人的被害

市町名	死者	負傷者
足利市	1	2
栃木市	1	2
佐野市		3
鹿沼市	2	3
大田原市		1
矢板市		10
那須烏山市		2
合計	<b>4</b>	<b>23</b>

【参考】H27関東・東北豪雨による人的被害

市町名	死者	負傷者
栃木市	1	1
鹿沼市	1	1
日光市	1	4
合計	<b>3</b>	<b>6</b>

■平成30年度末時点における取組の実施状況（33取組）



⇒「避難行動のための取組」が比較的遅れておりさらなる取組が必要と考えられます。

## 2. 栃木県減災対策協議会の第1期5か年の総括

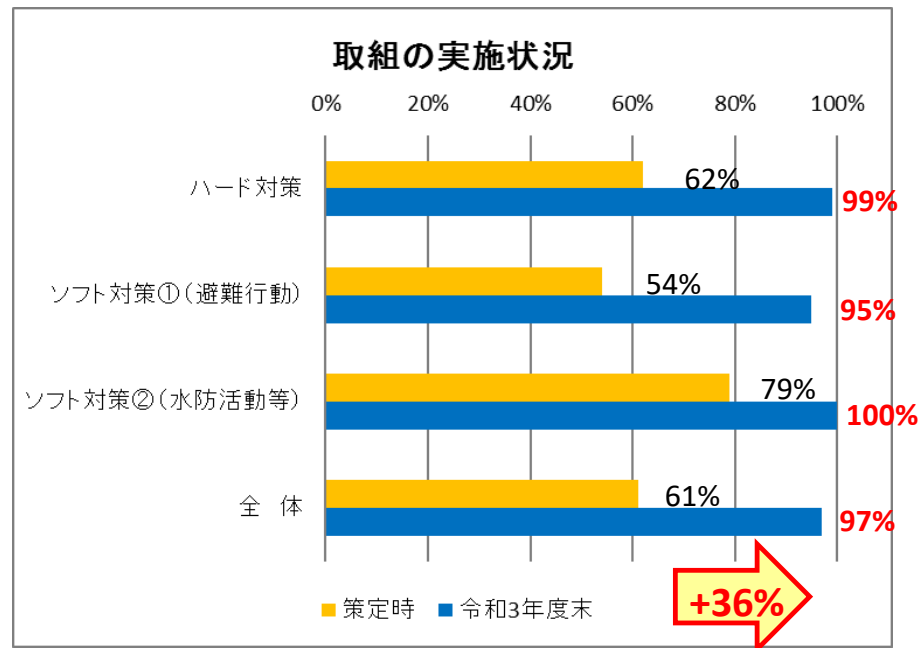
### (3) 主な取組（全41項目）の実施状況

#### ◆41取組の実施状況

- 全41取組項目について、令和4年3月末時点の実施状況の割合を評価しました。
- 取組全体の実施率は、**36%増**となりました。

主な取組	取組数	達成率
<b>①ハード対策</b>	<b>11</b>	<b>概ね達成</b>
■洪水を河川内で安全に流す対策	3	達成
■土砂災害防止対策	1	達成
■危機管理型ハード対策	1	達成
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備	6	概ね達成
<b>②避難行動のための取組</b>	<b>23</b>	<b>概ね達成</b>
■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等	12	概ね達成
■避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	1	達成
■防災教育や防災知識の普及	7	概ね達成
■共助の仕組みの強化	3	概ね達成
<b>③水防・土砂災害防止活動の取組</b>	<b>7</b>	<b>達成</b>
■より効果的な水防活動や土砂災害防止活動の実施及び水防体制の強化	7	達成
<b>全体</b>	<b>41</b>	<b>概ね達成</b>

達成(100%)、概ね達成(80%以上100%未満)、未達成(80%未満)で分類



### (4) 第1期5か年の総括

- ◆取組は概ね達成できたものの、「逃げ遅れによる人的被害ゼロ」の目標は達成できていない。

### 3. 次期計画の策定方針

#### (1) 次期計画の目標及び取組

- 次期計画における目標は、第1期の目標を継続します。

#### 【達成すべき目標】

栃木県内において、二度と被害を出さないという強い決意のもと、「**逃げ遅れによる人的被害0（ゼロ）**」を目指す

- 目標達成に向けた取組については、現在の取組を継続します。
  - ⇒ 遅れている取組を優先的に取り組み、早期達成を目指します。
  - ⇒ 達成した取組で継続するものについては、内容の充実を図ります。

#### 【目標達成に向けた取組】

ハード対策

ソフト対策①：逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な**避難行動のための取組**

ソフト対策②：洪水氾濫や土砂災害による被害の軽減、避難時間の確保のための**水防・土砂災害防止活動の取組**



更に、

「法改正」に伴う洪水浸水想定区域図の作成等を追加します。

「栃木県流域治水プロジェクト」に掲げている取組を追加。

# 3. 次期計画の策定方針

○現行の取組方針（平成29年度～令和3年度）

主な取組	取組数
①ハード対策の主な取組	11
■洪水を河川内で安全に流す対策	3
■土砂災害防止対策	1
■危機管理型ハード対策	1
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備	6
②避難行動のための取組	23
■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等	12
■避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	1
■防災教育や防災知識の普及	7
■共助の仕組みの強化	3
③水防・土砂災害防止活動の取組	7
■より効果的な水防活動や土砂災害防止活動の実施及び水防体制の強化	7
全 体	41



○新たな取組方針（令和4年度～令和8年度）

主な取組	取組数
①ハード対策の主な取組	14
■洪水を河川内で安全に流す対策	3
■土砂災害防止対策	1
■危機管理型ハード対策	1
■避難行動、水防活動に資する基盤等の整備	5
■河川への雨水流出抑制対策	2
■災害に強い交通ネットワークの構築	2
②避難行動のための取組	25
■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等	4
■防災情報の発信及び情報伝達方法の確立	5
■避難計画の作成・促進等	6
■避難情報の発令に着目したタイムラインの作成	2
■防災教育や防災知識の普及	4
■共助の仕組みの強化	4
③水防土砂災害防止活動の取組	7
■より効果的な水防活動や土砂災害防止活動の実施及び水防体制の強化	7
全 体	46

現行の取組方針に「流域治水」取組を追加し、内容の拡充をします。

- 【追加の取組】
- ・ 雨水流出抑制施設の整備・促進
  - ・ 田んぼダムの普及・促進
  - ・ 緊急輸送道路の整備
  - ・ 道路アンダーパス部の冠水対策

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく  
栃木県の減災に係る取組方針（案）

令和 4 (2022) 年 月 日

栃木県減災対策協議会



# 目次

第1章 共通編	1
1-1 はじめに	2
1-2 本協議会の構成員及び関係流域等	5
1-3 共通する課題	7
1-4 減災のための目標	8
1-5 目標達成に向けた主な取組	9
1-6 フォローアップ	10
第2章 流域編 利根川上流域	11
2-1 流域の概要	12
2-2 現状と課題	15
2-3 令和8(2026)年度までに実施する取組	20
第3章 流域編 渡良瀬川流域	25
3-1 流域の概要	26
3-2 現状と課題	28
3-3 令和8(2026)年度までに実施する取組	33
第4章 流域編 鬼怒川・小貝川上流域	38
4-1 流域の概要	39
4-2 現状と課題	42
4-3 令和8(2026)年度までに実施する取組	47
第5章 流域編 久慈川・那珂川流域	52
5-1 流域の概要	53
5-2 現状と課題	55
5-3 令和8(2026)年度までに実施する取組	60

(別紙1) 水害・土砂災害リスク情報や減災に係る取組(現状及び課題)

(別紙2-1、2-2) 令和8(2026)年度までに実施する取組

# 第 1 章

## 共通編

## 1-1 はじめに

平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨では、鬼怒川下流部の堤防決壊などにより、氾濫流による広範囲かつ長期間の浸水が生じたことに、避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。また、平成 28 年 8 月に北海道・東北地方を襲った一連の台風では、中山間地域の要配慮者利用施設で、入所者の逃げ遅れによる被害が発生した。

特に、関東・東北豪雨では、栃木県内で死者 3 名、負傷者 6 名の人的被害に加え、家屋全半壊 1,003 棟、床上浸水 1,140 棟、床下浸水 3,966 棟の甚大な被害が発生しており、県内の被災市町長は 15 市町延べ 64,015 世帯に対して避難勧告を、9 市町延べ 37,487 世帯に対して避難指示を発令し、人命の安全確保に努めた。

このような災害を踏まえ、社会資本整備審議会において「河川分科会 大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」が設置され、平成 27 年 12 月 10 日には「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」、平成 29 年 1 月 11 日には「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」が相次いで答申されたところである。

この答申を受けて、本県では次の 4 流域において平成 29 年 6 月までに各流域栃木県減災対策協議会を設立した。

協議会名	構成機関	設立日
利根川上流域 栃木県減災対策協議会	栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、下野市、壬生町、野木町、気象庁宇都宮地方气象台、栃木県	平成 29 年 6 月 1 日
渡良瀬川流域 栃木県減災対策協議会	足利市、栃木市、佐野市、気象庁宇都宮地方气象台、栃木県	平成 29 年 5 月 25 日
鬼怒川・小貝川上流域 栃木県減災対策協議会	宇都宮市、日光市、小山市、真岡市、下野市、上三川町、益子町、市貝町、芳賀町、塩谷町、高根沢町、気象庁宇都宮地方气象台、栃木県	平成 29 年 5 月 30 日
久慈川・那珂川流域 栃木県減災対策協議会	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、那須町、那珂川町、気象庁宇都宮地方气象台、栃木県	平成 29 年 6 月 2 日

その後、各流域における栃木県減災対策協議会は、平成 29 年 6 月 19 日に水防法が改正されたことを受け、平成 29 年 10 月 1 日に水防法に基づく協議会として改組した。

さらに、平成 30 年 5 月 30 日には、「栃木県減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）として 1 つに統合し、令和 3 年度までに円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として各構成員が計画的・一体的に取り組むこととして「栃木県の減災に係る取組方針」（以下「取組方針」という。）を取りまとめた。

また、近年、全国で発生する土砂災害による甚大な被害等を鑑み、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定で示された、洪水のみならず土砂・内水それら複合的な災害への対策強化の観点により、令和元年 5 月 30 日に取組方針を一部改定し、土砂災害防止に関する取組を位置付けた。

しかしながら、大規模な水害・土砂災害（以下「水災害」という。）に備え、各種取組を着実に実施している中、令和元年 10 月の台風第 19 号（令和元年東日本台風）に伴う豪雨により、栃木県内で死者 4 名、負傷者 23 名の人的被害に加えて、家屋全半壊 5,335 棟、一部破損 8,744 棟の甚大な被害が発生した。

このように近年、水災害が頻発・激甚化しており、さらに、今後気候変動による降雨量等の増大が予測されていることから、水災害リスクの増大に備えるために、これまでの河川管理者等の取組だけではなく、集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」の推進が必要となっている。

そのため、令和 3 年 5 月 28 日に本協議会を改組し、「流域治水」を計画的に推進する体制を整えるとともに、令和 3 年 9 月 16 日に流域のあらゆる関係者が取り組む治水対策を取りまとめた「栃木県流域治水プロジェクト」を策定・公表した。

今般、「流域治水」の 3 つの対策（①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興させるための対策）を踏まえ、各構成員が令和 8 年度までに取り組む新たな取組方針を取りまとめたところである。

なお、新たな取組方針では、各構成員が取り組む「流域治水」の3つの対策のうち、短期（概ね5年）の対策について定めている。

【新たな取組方針と栃木県流域治水プロジェクトとの関係】

取組主体	対策種別	①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	②被害対象を減少させるための対策	③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
国※	ハード	○		○
	ソフト	○		○
県	ハード	○		○
	ソフト	○		○
市町	ハード	○		○
	ソフト	○	○	○
企業	ハード	○		
	ソフト	○		○
住民	ハード	○	○	
	ソフト	○		○

※栃木県減災対策協議会においては、宇都宮地方気象台が取組主体となる

1-2 本協議会の構成員及び関係流域等

【構成員及びオブザーバー】

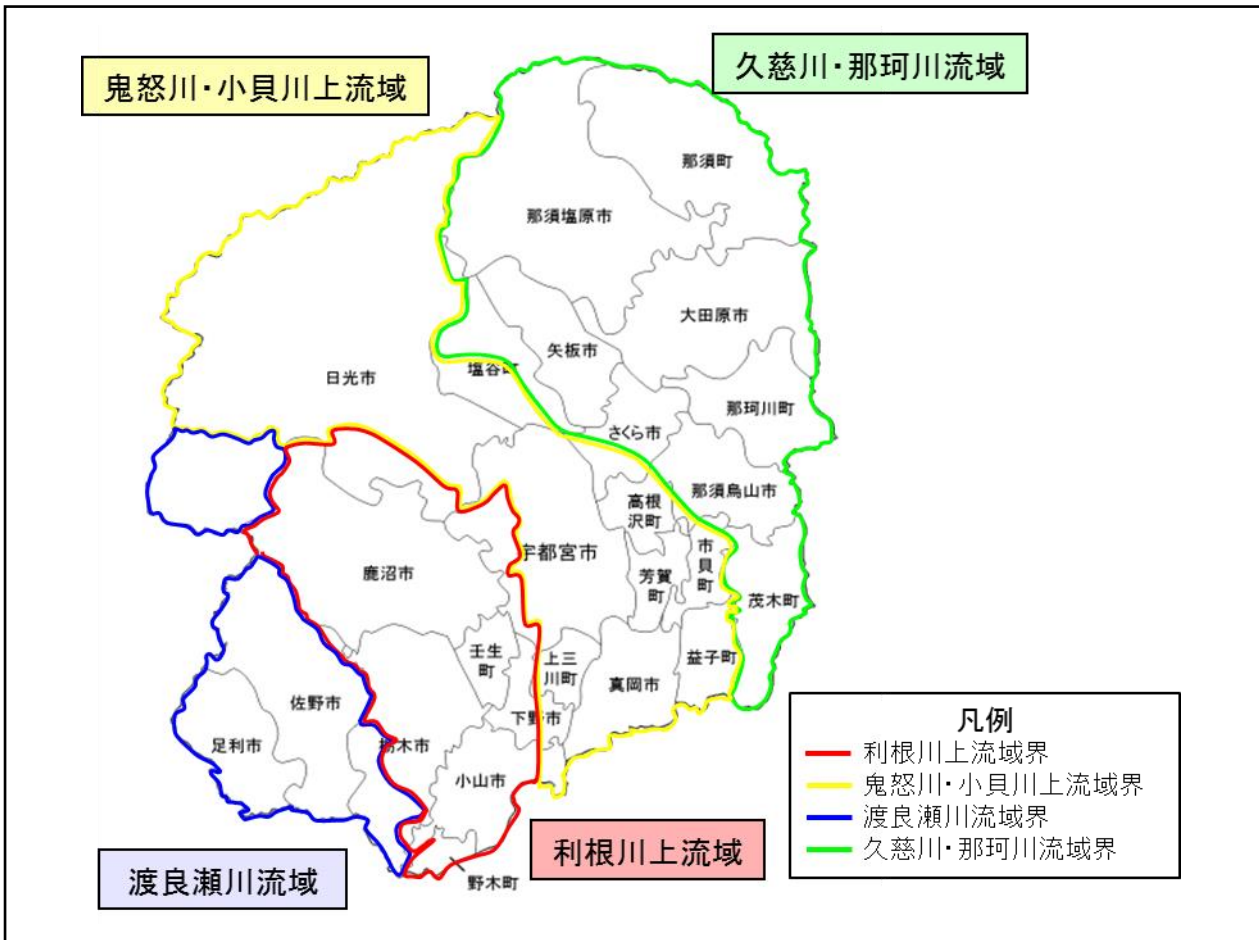
本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する関係流域等は、以下のとおりである。

構成機関	構成員	関係流域				土砂警戒区域	ダム下流域※
		利根川上流域	渡良瀬川流域	鬼怒川・小貝川上流域	久慈川・那珂川流域		
宇都宮市	市長	○		○		○	
足利市	市長		○			○	○
栃木市	市長	○	○			○	
佐野市	市長	○	○			○	
鹿沼市	市長	○				○	
日光市	市長	○	○	○		○	○
小山市	市長	○		○		○	
真岡市	市長			○		○	
大田原市	市長				○	○	○
矢板市	市長				○	○	○
那須塩原市	市長				○	○	○
さくら市	市長			○	○	○	○
那須烏山市	市長			○	○	○	
下野市	市長	○		○			
上三川町	町長	○		○			
益子町	町長			○		○	
茂木町	町長				○	○	
市貝町	町長			○	○	○	
芳賀町	町長			○		○	
壬生町	町長	○					
野木町	町長	○				○	
塩谷町	町長			○	○	○	○
高根沢町	町長			○		○	
那須町	町長				○	○	
那珂川町	町長				○	○	○
気象庁宇都宮地方气象台	台長	○	○	○	○	○	
栃木県	知事	○	○	○	○	○	○
〃	県土整備部長	○	○	○	○	○	○
〃	県民生活部 危機管理課長	○	○	○	○	○	
〃	県土整備部 河川課長	○	○	○	○		
〃	県土整備部 砂防水資源課長		○	○	○	○	○
〃	宇都宮土木事務所長	○		○		○	
〃	鹿沼土木事務所長	○				○	
〃	日光土木事務所長	○	○	○		○	○
〃	真岡土木事務所長			○	○	○	
〃	栃木土木事務所長	○	○	○		○	
〃	矢板土木事務所長			○	○	○	○
〃	大田原土木事務所長				○	○	○
〃	烏山土木事務所長			○	○	○	○
〃	安足土木事務所長	○	○			○	○

※ダム下流域：放流計画区間

また、情報提供や技術的助言を受けるため、オブザーバーとして以下の機関を置く。

機関名	関係流域				土砂警戒区域
	利根川上流域	渡良瀬川流域	鬼怒川・小貝川上流域	久慈川・那珂川流域	
国土交通省関東地方整備局 利根川上流河川事務所	○				
〃 渡良瀬川河川事務所		○			
〃 下館河川事務所			○		
〃 鬼怒川ダム統合管理事務所			○		
〃 常陸河川国道事務所				○	
〃 日光砂防事務所					○
独立行政法人水資源機構 思川開発建設所	○				



各流域位置図

### 1-3 共通する課題

各流域における特徴を踏まえた上で共通する課題を整理すると以下のとおりである。

- 水衝部の河岸侵食への対応等が必要なこと。
- 河川周辺やがけ地の家屋は、氾濫流や河岸侵食、がけ崩れ等により倒壊・流出する可能性があること。
- 降雨後の水位上昇や土砂災害発生までの時間が短く、その中で確認できる限られた情報で、避難情報の発令の判断をする必要があること。
- 河川沿いや土砂災害警戒区域等に集落や主要道路が存在する地区では、大規模水害・土砂災害時に多数の孤立者、交通の断絶が発生する恐れがあること。
- 平野部では、一度堤防の決壊等により浸水被害が発生すると非常に広い範囲が浸水し、孤立者が発生する可能性があること。
- 住民等の主体的な避難を促すため、浸水リスク情報やダム放流情報等に関する住民説明会を継続的に行う必要があること。
- ダム緊急放流等に基づく避難情報の発令判断を支援するため、ダム管理者から市町長へダムの洪水調節機能や放流情報の通知等について、継続的に説明を行う必要があること。

なお、詳細な内容については、流域毎に取りまとめ次章以降に記述する。



#### 1-4 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動等の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して令和8（2026）年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。

【令和8（2026）年度までに達成すべき目標】

**栃木県内において、二度と被害を出さないという強い決意のもと、「逃げ遅れによる人的被害0（ゼロ）」を目指す。**

上記目標の達成に向け、ハード対策を順次実施することに加え、以下の項目を2本柱としたソフト対策を実施する。

- ① 「逃げ遅れによる人的被害0（ゼロ）」（以下「逃げ遅れゼロ」という。）  
に向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組
- ② 洪水氾濫や土砂災害による被害の軽減、避難時間の確保のための水防・土砂災害防止活動の取組

## 1-5 目標達成に向けた主な取組

氾濫や土砂災害が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。

### 1) ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組は以下のとおりである。

- 洪水を河川内で安全に流す対策
- 土砂災害防止対策
- 危機管理型ハード対策
- 避難行動、水防活動に資する基盤等の整備
- 河川への雨水流出抑制対策
- 災害に強い交通ネットワークの構築

### 2) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組は以下のとおりである。

#### ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

- 広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等
- 防災情報の発信及び情報伝達方法の確立
- 避難計画の作成・促進等
- 避難情報の発令に着目したタイムラインの作成
- 防災教育や防災知識の普及
- 共助の仕組みの強化

#### ②洪水氾濫や土砂災害による被害の軽減、避難時間の確保のための水防・土砂災害防止活動の取組

- より効果的な水防活動や土砂災害防止活動の実施及び水防体制の強化

## 1-6 フォローアップ

各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどにより責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針や栃木県流域治水プロジェクトを見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、水防法第15条の9に基づき国土交通大臣が組織した大規模氾濫減災協議会については、栃木県や茨城県等を含む各流域単位で適宜実施されているため、これらの取組方針の内容や技術開発の動向等を注視して、随時取組方針を見直すこととする。

## 第 2 章

### 流域編

#### 利根川上流域

## 2-1 流域の概要

### 【流域の概要】

利根川上流域は、渡良瀬遊水地に注ぐ思川、与良川、巴波川、江川（藤岡）、蓮花川の各流域と、茨城県境を流下する西仁連川流域を合わせた区域であり、栃木県が管理する一級河川は、思川に合流する姿川、黒川（日光）、小藪川、大芦川、粟野川と巴波川に合流する永野川などがあり、計 36 河川である。

思川流域の上流部は急な山地河川の様相を呈し、中流部は鹿沼台地、宝木台地を有する平地に鹿沼市などの市街地やのどかな田園地帯が広がり、下流部は水田地帯が広がる低平地となっている。

また、巴波川流域は、流域特性の異なる本川巴波川流域と永野川流域に分けられる。本川流域は全体的に緩やかな丘陵地形を成し、栃木市街地を除き沿川は肥沃な水田地帯となっている。永野川流域は上流部が急な山地河川の様相を呈している。

### 【過去の被害状況】

大正 8 年 9 月の県西部を襲った豪雨により、思川支川大芦川水源地の地蔵沢に山津波をおこし、人家流出 7 戸、死者 3 名を出す被害が発生している。

その後、昭和 22 年 9 月には、カスリーン台風が来襲し、9 月 13 日から 15 日にかけて宇都宮観測所で総雨量 261.7mm を記録した。思川では、3ヶ所で堤防が決壊し、生井村（現小山市）、部屋村（現栃木市）の両村が水没し、小山市では死者及び行方不明者 36 名、浸水家屋 1,846 戸、流出家屋 75 戸の被害が発生した。また、鹿沼市では、黒川や武子川が氾濫し、約 4,000 戸が浸水し、西武子川でも JR 日光線の鉄橋が崩落し、大惨事となった。

平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨では、台風と低気圧によって 9 月 6 日から 11 日にかけて、鹿沼観測所で総雨量 548.0mm、栃木観測所で総雨量 445.5mm を記録し、思川の乙女地点での水位が氾濫危険水位を 1.2m 超えたのをはじめ、姿川、黒川、巴波川、永野川でも氾濫危険水位を超過した。

この出水により、姿川と黒川で堤防が決壊したほか、巴波川、武子川、行川、小藪川など多くの箇所でも溢水した。また、本川の水位上昇の影響により、思川、永野川沿川などの広範囲で内水被害が発生し、流域全体で浸水面積 4,581ha、家屋全半壊 787 棟、床上浸水 1,675 棟、床下浸水 2,923 棟の被害をもたらした。

土砂災害も各地で発生し、鹿沼市日吉地区のがけ崩れにより 1 名の方が亡くなるなど、甚大な被害をもたらした。

令和元年東日本台風では、10月11日から13日にかけて鹿沼観測所で総雨量375.5mm、栃木観測所で総雨量305.0mmを記録し、思川、姿川、黒川、巴波川、永野川で氾濫危険水位を超過した。

この出水により、思川、黒川、永野川、荒井川、新川で堤防が決壊したほか、思川、姿川、巴波川、永野川、柏倉川、粟野川、行川、武子川、柚井川、豊穂川で越水・溢水が発生し、大規模な浸水被害をもたらした。

#### 【河川改修・砂防事業の状況】

本流域では、昭和26年度から思川、姿川、黒川、昭和46年度から小藪川、昭和48年度から武子川、昭和59年度から永野川を含む巴波川の背水区間、昭和63年度から巴波川上流、平成19年度から大芦川の整備に着手した。近年では、平成27年関東・東北豪雨を契機として、小藪川で床上浸水対策特別緊急事業により事業の推進を図り、豊穂川では平成31年度から整備に着手した。また、令和元年東日本台風により、県内各地で甚大な水災害が生じたことから、思川及び永野川で災害復旧助成事業を、黒川で災害関連事業を、豊穂川で浸水対策重点地域緊急事業を、巴波川で河川激甚災害対策特別緊急事業を導入した。現在、引き続き、思川、姿川、小藪川、武子川、巴波川、大芦川、永野川、豊穂川等の整備を進めている。

なお、令和2年度末で、河川の整備が必要な区間のうち、時間雨量30mm～50mm程度の雨を安全に流すことのできる区間の割合は約68%となっている。

また、砂防事業については、大正7年、大芦川の水源となる地蔵沢の土石流発生に対応し、大正11年から地蔵沢砂防堰堤群を整備したのを皮切りに、大芦川、永野川、粕尾川等の本川上流部や本川に流入する沢において砂防堰堤や流路工を設置してきた。また、主に昭和50年代から平成のはじめにかけて、鹿沼市街地を流れる黒川左岸部や小山市街地を流れる思川左岸部の河岸段丘などの急傾斜地において法枠工などの対策事業を実施してきた。

平成27年関東・東北豪雨では、鹿沼市日吉町において甚大ながけ崩れが発生したが、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業を導入して法面工等の整備を行った。

令和元年東日本台風では、宇都宮市下小池町、鹿沼市下柏尾、鹿沼市中柏尾において甚大な土石流が発生し、災害関連緊急砂防対策事業を導入して砂防堰堤等の整備を行った。

現在、本流域内における土砂災害対策は、土砂災害の発生により甚大な被害が生じる可能性が高い社会福祉施設等を保全対象とする箇所について、優先的に整備を進めている。

### 【流域の特徴】

本流域の河川の主な特徴としては、上流部の山間部や中流部の丘陵地帯では、河床勾配が急であり、短時間のうちに水位が上昇し易いこと、下流部では堤防高が高く、また下流の大臣管理区間の水位の影響を受けることなどが挙げられる。

また、大芦川や永野川などの上流部では、河川の両岸に山が迫っており、河川を幹に樹状に流入する小さな溪流が多く、並行して道路や集落があるため、土砂災害が発生する地理的条件を持ち、被害が生じるおそれのある箇所が多い。

## 2-2 現状と課題

各構成員が実施している主な減災に係る取組の現状と課題は、以下のとおりである。（別紙1参照）

①情報伝達、避難計画等に関する事項 ※現状：○、課題：●（以下同様）

項 目	現状と課題
想定される浸水・土砂災害リスクの周知について	<p>○全ての市町で、ハザードマップを作成し、住民へ配布又はホームページへ掲載でしている。</p> <p>●洪水浸水想定区域図等を浸水・土砂災害リスクとして認識が浸透していない。</p> <p>●県が作成する洪水浸水想定区域図や土砂災害警戒区域等を基にしたハザードマップの改訂が必要である。</p> <p>●住民に対して、災害リスクととるべき避難行動を周知啓発する必要がある。</p>
洪水時における河川水位等の情報提供等の内容及びタイミングについて	<p>○県は、直轄河川の洪水予報発表を受け関係機関へ情報提供を行っている。</p> <p>○県管理河川についても県が洪水予報を発表しており、関係機関への連絡を行い住民への周知を行っている。</p> <p>○県管理河川の氾濫発生又は氾濫の恐れがある時や土砂災害発生の恐れがある時に、県知事から関係自治体首長に対して直接連絡（ホットライン）を行っている。</p> <p>●様々な手段により水位等の情報を提供しているが、適切な避難行動に結びつけるためには、継続的な取り組みが必要である。</p>



<p>避難情報の発令基準について</p>	<p>○避難情報の発令判断・伝達マニュアルや市町地域防災計画に発令基準を定めている。</p> <p>●避難の判断基準となる水位に達する前でも、避難すべき危険な状況になる可能性がある。</p> <p>●河川の水位上昇時には、同時に内水氾濫や土砂災害、倒木等の対応もしているため河川のみを注視できない。</p>
<p>避難場所、避難経路について</p>	<p>○全ての市町で、公共施設等を避難場所として指定し、ハザードマップやHP等で周知している。</p> <p>○避難経路については、指定していない。</p> <p>●平坦な地形のため、避難方向の指示は可能でも浸水等を回避しての避難経路の指定は困難である。</p>
<p>住民等への情報伝達の方法について</p>	<p>○全ての市町で、避難情報を複数の手段（緊急速報メール、登録制メール、HP、防災行政無線、Lアラート、広報車等）により住民に伝達している。</p> <p>●旅行者や外国人への確実な情報伝達が必要である。</p> <p>●各機関からのFAXやメールが重複する場合があります、情報の精査が困難となっている。</p> <p>●防災行政無線は、豪雨などの騒音等により聞き取りが困難となることが懸念される。</p>
<p>避難誘導體制について</p>	<p>○避難誘導は、職員、警察、消防団、自主防災組織等が連携して実施している。</p> <p>●避難情報が発令されても、避難行動を起こさない住民への対応が課題である。</p> <p>●住民一人一人の避難行動を含めた防災意識の向上が必要である。</p>

②水防に関する事項

項 目	現状と課題
河川水位等に係る情報提供について	<p>○県管理河川については、洪水予報の発表と併せて水防警報を発表している。</p> <p>○全ての市町で、HPによる情報提供や関係機関への連絡系統が確立されている。</p> <p>●水位等の情報共有の有り方を検討する必要がある。</p> <p>●あわただしい中でいかに正確に迅速にできるか。</p> <p>●情報の入手手段を広く住民周知していく必要がある。</p>
河川の巡視区間、水防活動の実施体制について	<p>○毎年、出水期前に関係自治体、消防等で重要水防箇所及び水防倉庫の点検を行っている。</p> <p>●堤防が決壊するような猛烈な増水時は、巡視や土のう作業などには危険を伴うため安全対策を考える必要がある。</p> <p>●水防活動は危険を伴う活動のため、担当者の安全管理を徹底していく必要がある。</p>
水防資機材の整備状況について	<p>○土のう袋やロープ等の資機材を庁舎、水防倉庫、消防署などに備蓄している。</p> <p>●ライフジャケットなど、装備の充実が必要である。</p> <p>●水防資機材の種類や数量を適宜検討し見直していく必要がある。</p>
市町庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応について	<p>○市町庁舎が洪水浸水想定区域外の場合は、災害対策本部とする。区域内で庁舎使用不能の場合は、代替施設を本部とする。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>●洪水浸水想定区域外であっても内水氾濫による浸水被害を想定し、対応することが必要である。</li> </ul>
--	--

### ③河川管理施設等の整備に関する事項

項 目	現状と課題
堤防等河川管理施設の現状の整備状況について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県は、河川整備計画に基づき整備している。</li> <li>○堤防天端舗装や巻堤、堤防腹付等により堤防の強化を図っている。</li> <li>●引き続き、洪水を安全に流す対策を推進する必要がある。</li> <li>●また、堆積土除去等の維持管理を適切に行っていく必要がある。</li> <li>●令和元年東日本台風で次の課題が生じた。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・流下能力不足による越水で堤防が決壊</li> <li>・平成 27 年関東・東北豪雨の被災箇所ですべて再び災害が発生</li> <li>・一級河川巴波川において、堤防や護岸に被災がなかったものの、栃木市中心市街地で甚大な浸水被害が発生</li> </ul> </li> </ul>
砂防堰堤、急傾斜地崩壊対策施設の設置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県は、土砂災害に強い防災基盤整備計画に基づき整備している。</li> <li>○土砂災害の発生により甚大な被害が生じるおそれのある要配慮者利用施設等が含まれる土砂災害警戒区域（重点整備箇所）において砂防堰堤等を整備している。</li> <li>●引き続き、砂防堰堤等の整備を行い、土砂災害防止対策を推進する必要がある。</li> </ul>

<p>雨水流出抑制施設の整備状況について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一部の公共施設において、雨水流出抑制施設を整備している。</li> <li>○一部市町で、民有地における雨水貯留・浸透施設の設置について、周知活動の実施や設置補助制度により設置促進を行っている。</li> <li>●河川や下水道への雨水流出を軽減させるためには、民間開発を含む各種事業において、雨水流出抑止対策を検討する必要がある。</li> <li>●民有地における雨水貯留・浸透施設による流出抑制効果を発揮させるには、多くの住民の協力が必要である。</li> <li>●住民や民間事業者に治水対策の重要性を理解してもらうための周知活動が必要である。</li> </ul>
<p>緊急輸送道路の整備状況について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○山間部において、大型車のすれ違いが困難な箇所や防災点検結果に基づく要対策箇所がある。</li> <li>○市街地においても、一部狭隘な箇所や無電柱化が未了な箇所がある。</li> <li>●箇所数が多く、時間を要することから、より効率的に事業進捗を図る必要がある。</li> <li>●無電柱化を進めるためには、より安価な工法の開発が必要である。</li> </ul>
<p>道路アンダーパス部の冠水対策について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○冠水対策として、排水ポンプや冠水情報板、冠水チェックライン等を設置している。</li> <li>●排水ポンプ等の設備については、排水機能維持のため、適切な管理と更新が必要である。</li> </ul>

## 2-3 令和8（2026）年度までに実施する取組

氾濫や土砂災害が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築すること及びあらゆる関係者が協働して流域全体で水災害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。

### 1) ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。（別紙2-1、2-2参照）

主な取組項目	目標時期	取組機関
<b>■洪水を河川内で安全に流す対策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河道拡幅、護岸整備（河岸侵食対策）等</li> <li>・再度災害防止対策（改良復旧、堆積土除去等）</li> <li>・浸水対策検討会を設置し、抜本的な浸水対策を協議・実施</li> </ul>	順次実施又は 継続実施 継続実施 継続実施	5市町 栃木県 3市 栃木県 1市 栃木県
<b>■土砂災害防止対策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・砂防堰堤、急傾斜地崩壊対策施設の設置等</li> </ul>	継続実施	栃木県
<b>■危機管理型ハード対策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防強化（堤防天端の保護、巻堤、堤防腹付等）</li> </ul>	継続実施	栃木県
<b>■避難行動、水防活動に資する基盤等の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備</li> <li>・防災行政無線の改良、防災ラジオの配布等の整備</li> </ul>	順次実施又は 継続実施 継続実施	3市町 气象台 栃木県 10市町

<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防活動を支援するための水防資機材等の配備（新技術活用も含め）及び適切な管理</li> <li>・危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラ等の検討・設置</li> <li>・浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化</li> </ul>	継続実施  順次実施又は継続実施  順次実施又は継続実施	9市町 栃木県  3市町 栃木県  8市町 栃木県
<b>■河川への雨水流出抑制対策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水流出抑制施設の整備・促進</li> <li>・田んぼダムの普及・促進</li> </ul>	順次実施又は継続実施  順次実施又は継続実施	6市町 栃木県  6市町
<b>■災害に強い交通ネットワークの構築</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急輸送道路の整備</li> <li>・道路アンダーパス部の冠水対策</li> </ul>	継続実施  継続実施	栃木県  4市 栃木県

## 2) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。（別紙2-1、2-2参照）

### ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
<b>■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図等の作成や氾濫シミュレーションの公表</li> <li>・水位周知河川等の拡大検討</li> <li>・洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等を考慮したハザードマップの作成・周知</li> </ul>	継続実施  市町と検討 継続実施	栃木県  栃木県  10市町

<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の特性を踏まえた適切な避難方法（垂直避難等）の検討・周知（効果的なまるとまちごとハザードマップの検討・周知を含む）</li> </ul>	<p>継続実施</p>	<p>8 市町</p>
<p><b>■防災情報の発信及び情報伝達方法の確立等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水位予測の精度向上検討</li> <li>・土砂災害警戒基準線等の見直し</li> <li>・プッシュ型の洪水予報等の情報発信</li> <li>・水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供</li> <li>・対象地区全住民への確実な情報伝達方法の確立（自治体未加入世帯、高齢者、外国人等）</li> </ul>	<p>適宜実施 適宜実施</p> <p>継続実施</p> <p>順次実施又は継続実施 継続実施</p>	<p>栃木県 気象台 栃木県 気象台 栃木県 5 市町 栃木県 10 市町</p>
<p><b>■避難計画の作成・促進等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難情報の判断・伝達マニュアルの見直し</li> <li>・広域避難計画の策定</li> <li>・要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び訓練の促進</li> <li>・要配慮者利用施設の避難確保計画及び訓練の内容確認・助言</li> <li>・地区防災計画や企業 BCP 策定の促進・強化</li> <li>・マイ・タイムラインや防災マップ等の避難の実効性を高める取組の実施</li> </ul>	<p>順次実施又は継続実施 順次実施又は継続実施</p> <p>順次実施又は継続実施 順次実施又は継続実施</p> <p>順次実施又は継続実施 継続実施</p>	<p>10 市町 栃木県 6 市町 気象台 栃木県 9 市町 気象台 10 市町 10 市町 栃木県 8 市町 気象台 栃木県</p>

<p><b>■避難情報の発令に着目したタイムラインの作成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・タイムラインの作成及び実践的な訓練の検討・実施</li> <li>・訓練等で明らかとなった課題等を踏まえたタイムラインの見直し</li> </ul>	<p>継続実施</p> <p>順次実施又は継続実施</p>	<p>全構成員</p> <p>9市町 気象台 栃木県</p>
<p><b>■防災教育や防災知識の普及</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置</li> <li>・水防災に関する説明会の開催</li> <li>・小中学生を対象とした防災教育の実施（教員へのサポートも含む）</li> <li>・出前講座等を活用した講習会（啓発活動）の実施</li> </ul>	<p>継続実施</p> <p>継続実施</p> <p>継続実施</p> <p>継続実施</p>	<p>全構成員</p> <p>全構成員</p> <p>全構成員</p> <p>全構成員</p>
<p><b>■共助の仕組みの強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自助、共助を目指した自主防災組織の充実</li> <li>・市町の高齢者福祉部局等と協議会等に関する取組の情報共有</li> <li>・地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者に対して避難行動の理解促進に向けた取組の検討・実施</li> <li>・要配慮者利用施設の避難に関する地域の支援体制について検討</li> </ul>	<p>継続実施</p> <p>順次実施又は継続実施</p> <p>順次実施又は継続実施</p> <p>順次実施又は継続実施</p>	<p>10市町</p> <p>9市町</p> <p>7市町</p> <p>4市町</p>



②洪水氾濫や土砂災害による被害の軽減、避難時間の確保のための水防・土砂災害防止活動の取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
<p><b>■より効果的な水防活動や土砂災害防止活動の実施及び水防体制の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水防団等への連絡体制の再確認</li> <li>・水防団同士の連絡体制の確保</li> <li>・水防団等が参加する洪水・土砂災害に対しリスクが高い区間の共同点検</li> <li>・関係機関が連携した実働水防訓練・土砂災害防災訓練等の検討・実施</li> <li>・排水ポンプ車操作訓練の実施</li> <li>・水防活動の担い手となる水防団員の募集や水防協力団体の指定促進</li> </ul>	<p>継続実施</p> <p>継続実施</p> <p>継続実施</p> <p>継続実施</p> <p>継続実施</p> <p>継続実施</p>	<p>10 市町</p> <p>10 市町</p> <p>全構成員</p> <p>9 市町 気象台 栃木県</p> <p>1 市 栃木県</p> <p>9 市町</p>

## 第 3 章

### 流域編

#### 渡良瀬川流域

### 3-1 流域の概要

#### 【流域の概要】

栃木県の渡良瀬川流域は、日光市足尾町の渡良瀬川本川上流域と、下流域の足利市及び佐野市で渡良瀬川に流れ込む各支川の流域を合わせた区域であり、栃木県が管理する一級河川は、渡良瀬川のほか、三杉川、秋山川、菊沢川、矢場川、旗川、袋川、松田川、神子内川などがあり、計 36 河川である。

本流域の本川上流域は足尾山地であり急な山地河川の様相を呈しており、下流域の各支川は、上流部は急な山地河川の様相を呈し、中下流部は岩舟台地、佐野台地を有する平地に市街地やのどかな田園地帯が広がっている。

#### 【過去の被害状況】

渡良瀬川上流域は、足尾鉾山の煙害や明治 21 年 4 月の大規模な山火事によって、流域面積の約 50%が裸地化し荒廃が進み、下流域では、洪水のたびに上流から多量の土砂が流れてくるようになった。

その後、明治 35 年の足尾台風など相次ぐ台風の被害により山容は荒廃した。

昭和 22 年 9 月のカスリーン台風では、9 月 13 日から 15 日にかけて、足尾観測所で総雨量 367.9mm、足利観測所で 288.4mm を記録した。県内で被害が最も大きかったのは足利市であり、死者 286 名、全半壊を含め流出家屋 204 戸、床上浸水 6,843 戸、床下浸水 2,358 戸の甚大な被害が発生した。

平成 27 年 7 月の台風 11 号では、7 月 16 日から 17 日にかけて、足利観測所で総雨量 164.0mm を記録し、この豪雨による出水で、尾名川、姥川で溢水するなど、流域全体で床下浸水 9 戸の被害をもたらした。

平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨では、台風と低気圧によって 9 月 6 日から 11 日にかけて、葛生観測所で総雨量 279.5mm、佐野観測所で総雨量 220.0mm を記録し、秋山川で避難判断水位を超過した。

この出水により、三杉川で堤防が決壊するなど、流域全体で浸水面積 151ha、床上浸水 2 棟、床下浸水 1 棟の被害をもたらした。

令和元年東日本台風では、10 月 11 日から 13 日にかけて足尾観測所で総雨量 438.5mm、葛生観測所で総雨量 416.5mm を記録し、秋山川で氾濫危険水位を超過した。

この出水により、秋山川と出流川で堤防が決壊したほか、名草川、清水川、小

俣川、松田川、尾名川、出流川、旗川、姥川、小曾戸川、彦間川で越水・溢水が発生し、大規模な浸水被害をもたらした。

#### 【河川改修・砂防事業の状況】

本流域では、大正から昭和にかけて秋山川、昭和 50 年度から三杉川、昭和 53 年度から矢場川、昭和 55 年度から菊沢川の整備に着手した。その後、平成に入り、名草川、菊沢川放水路、旗川、姥川等の整備に着手しており、菊沢川放水路は平成 24 年度に、三杉川は平成 27 年度に完了した。また、松田川では昭和 60 年度にダム建設工事に着手し平成 8 年度に完成した。近年では、令和元年東日本台風により、県内各地で甚大な水災害が生じたことから、秋山川で災害関連事業、河川激甚災害対策特別緊急事業を導入した。現在、引き続き、秋山川、矢場川、菊沢川、名草川、旗川、姥川等の整備を進めている。

なお、令和 2 年度末で、河川の整備が必要な区間のうち、時間雨量 30mm～50mm 程度の雨を安全に流すことのできる区間の割合は約 58%となっている。

また、足尾地区における砂防事業については、昭和 12 年の足尾山地の直轄砂防による砂防工事が開始され、仁田元、松木、久藏の 3 川の合流点における足尾砂防堰堤や大畑沢、神子内川、渡良瀬川などの流路工の整備を進めてきた。現在、松木山腹工等の整備など、災害危険度の軽減はもとより、周辺環境及び生態系の調和を図った砂防施設の整備を直轄事業により進めている。

足利・佐野地区における砂防事業については、彦間川や名草川、小俣川などの上流域の砂防堰堤、流路工の整備を進めるほか、足利市街地の外郭の一部を形成する織姫山系の斜面などにおける急傾斜地対策事業等を進めてきた。

本流域内の足利・佐野地区における土砂災害対策は、現在、土砂災害の発生により甚大な被害が生じる可能性の高い社会福祉施設等を保全対象とする箇所について、優先的に整備を進めている。

#### 【流域の特徴】

本流域の主な特徴としては、本川上流域や下流域の支川の上流部では、河床勾配が急であり、短時間のうちに水位が上昇し易いこと、支川の中下流部では、下流の大臣管理区間の水位の影響を受けることなどが挙げられる。

また、足尾地区は足尾鉾山の煙害や山火事、度重なる台風などにより、山容が荒廃していたが、砂防堰堤の設置などに加え、砂防樹林帯や山腹工により緑化が進められ、土砂流出の抑制とともに憩いの場としての利用も多くなってきた。

足利・佐野地区は、市街地周辺部における急傾斜地の存在や、秋山川や彦間川、名草川などの河川を幹に樹状に流入する小さな溪流等も多く、並行して道路や集落があるため、土砂災害が発生する地理的条件を持ち、被害が生じるおそれのある箇所が多い。

### 3-2 現状と課題

各構成員が実施している主な減災に係る取組の現状と課題は、以下のとおりである。（別紙1参照）

①情報伝達、避難計画等に関する事項 ※現状：○、課題：●（以下同様）

項 目	現状と課題
<p>想定される浸水・土砂災害リスクの周知について</p>	<p>○全ての市で、ハザードマップを作成し、住民へ配布又はホームページへ掲載している。</p> <p>●県が作成する洪水浸水想定区域図や土砂災害警戒区域等を基にしたハザードマップの改訂が必要である。</p> <p>●住民に対して、災害リスクととるべき避難行動を周知啓発する必要がある。</p>
<p>洪水時における河川水位等の情報提供等の内容及びタイミングについて</p>	<p>○県は、直轄河川の洪水予報発表を受け関係機関へ情報提供を行っている。</p> <p>○県管理河川についても県が洪水予報を発表しており、関係機関への連絡を行い住民への周知を行っている。</p> <p>○県管理河川の氾濫発生又は氾濫の恐れがある時や土砂災害発生の恐れがある時、県土整備部所管7ダムの緊急放流を行う時に、県知事から関係自治体首長に対して直接連絡（ホットライン）を行っている。</p> <p>●様々な手段により水位等の情報を提供しているが、適切な避難行動に結びつけるためには、継続的な取り組みが必要である。</p>

<p>避難情報の発令基準について</p>	<p>○避難情報の発令判断・伝達マニュアルや市地域防災計画に発令基準を定めている。</p> <p>●深夜、早朝の避難情報発令の見極めが困難である。</p> <p>●ダム放流情報等に基づく避難情報の発令判断を支援するため、ダム管理者から市町首長へダムの事象や放流情報等についての説明を継続的に行う必要がある。</p>
<p>避難場所、避難経路について</p>	<p>○全ての市で、公共施設等を避難場所として指定し、ハザードマップやHP等で周知している。</p> <p>●地区によっては適切な避難場所がなく、また避難経路上に土砂災害警戒区域があるなど、孤立集落が発生する恐れがある。</p>
<p>住民等への情報伝達の方法について</p>	<p>○全ての市で、避難情報を複数の手段（緊急速報メール、登録制メール、HP、防災行政無線、Ｌアラート、広報車等）により住民に伝達している。</p> <p>●市において、避難情報の伝達手段は確保しているが、住民へ周知ができているかが不安。</p> <p>●防災行政無線は、豪雨などの騒音等により聞き取れない恐れがある。</p> <p>●住民等の主体的な避難を促進するため、ダム放流情報等に関する住民説明会を継続的に行う必要がある。</p> <p>●令和元年東日本台風で、水門の閉門情報が国から市・県に伝達されなかったため、地元への情報提供ができず、住民の避難に支障が出た。</p>
<p>避難誘導體制について</p>	<p>○避難誘導は、職員、警察、消防、消防団、自主防災組織等が連携して実施している。</p> <p>●住民の一人一人の避難行動を含めた防災意識の向上が必要である。</p> <p>●避難行動要支援者への避難誘導方法が課題である。</p>

## ②水防に関する事項

項 目	現状と課題
河川水位等に係る情報提供について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県管理河川については、洪水予報の発表と併せて水防警報を発表している。</li> <li>○一部の市で、登録制メールを活用した水害情報の配信を行っている。</li> <li>●停電時や電話不通時といった緊急時の情報伝達手段の確保が今後必要である。</li> </ul>
河川の巡視区間、水防活動の実施体制について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○毎年、出水期前に関係自治体、警察、消防等で重要水防箇所及び水防倉庫の点検を行っている。</li> <li>●水防活動は危険を伴う活動のため、担当者の安全確保を徹底していく必要がある。</li> </ul>
水防資機材の整備状況について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○土のう袋やロープ等の資機材を庁舎、水防倉庫、消防署などに備蓄している。</li> <li>●水防資機材の種類や数量を適宜検討し見直していく必要がある。</li> </ul>
市町庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市では、災害対策本部を市庁舎に設置する。なお、洪水浸水想定区域内等にある庁舎については、機能が損なわれた場合には、他への施設に移転を想定している。</li> <li>●洪水浸水想定区域外であっても内水氾濫による浸水被害を想定し、対応することが必要である。</li> </ul>
ダムの洪水調節機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○河川管理者・ダム管理者・利水者間で治水協定を締結し、事前放流の運用を開始している。</li> <li>●異常豪雨の頻発化に備え、より多くの洪水調節容量の確保が必要である。</li> </ul>

### ③河川管理施設等の整備に関する事項

項 目	現状と課題
堤防等河川管理施設の現状の整備状況について	<p>○県は、河川整備計画に基づき整備している。</p> <p>○堤防天端舗装や巻堤、堤防腹付等により堤防の強化を図っている。</p> <p>●引き続き、洪水を安全に流す対策を推進する必要がある。</p> <p>●また、堆積土除去等の維持管理を適切に行っていく必要がある。</p> <p>●令和元年東日本台風で次の課題が生じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流下能力不足による越水で堤防が決壊</li> <li>・ 平成 27 年関東東北豪雨の被災箇所ですべて再び災害が発生</li> </ul>
砂防堰堤、急傾斜地崩壊対策施設の設置等	<p>○県は、土砂災害に強い防災基盤整備計画に基づき整備している。</p> <p>○土砂災害の発生により甚大な被害が生じるおそれのある要配慮者利用施設等が含まれる土砂災害警戒区域（重点整備箇所）において砂防堰堤等を整備している。</p> <p>●引き続き、砂防堰堤等の整備を行い、土砂災害防止対策を推進する必要がある。</p>
雨水流出抑制施設の整備状況について	<p>○一部市で、民有地における雨水貯留・浸透施設の設置について、周知活動の実施や設置補助制度により設置促進を行っている。</p> <p>○開発行為に伴う調整池等の設置を指導している。</p> <p>●河川や下水道への雨水流出を軽減させるためには、民間開発を含む各種事業において、雨水流出抑止対策を検討する必要がある。</p> <p>●民有地における雨水貯留・浸透施設の設置基数が少ないため、周知方法等を検討する必要がある。</p>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>●開発行為に伴い設置する調整池等の貯留施設に大幅な余裕量を持たせることまでは指導していない。</li> </ul>
緊急輸送道路の整備状況について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○山間部において、大型車のすれ違いが困難な箇所や防災点検結果に基づく要対策箇所がある。</li> <li>○市街地においても、一部狭隘な箇所や無電柱化が未了な箇所がある。</li> <li>●箇所数が多く、時間を要することから、より効率的に事業進捗を図る必要がある。</li> <li>●無電柱化を進めるためには、より安価な工法の開発が必要である。</li> </ul>
道路アンダーパス部の冠水対策について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○冠水対策として、排水ポンプや冠水情報板、冠水チェックライン等を設置している。</li> <li>●排水ポンプ等の設備については、排水機能維持のため、適切な管理と更新が必要である。</li> <li>●必要に応じて冠水対策強化を検討する必要がある。</li> </ul>

### 3-3 令和8（2026）年度までに実施する取組

氾濫や土砂災害が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築すること及びあらゆる関係者が協働して流域全体で水災害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。

#### 1) ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。（別紙2-1、2-2参照）

主な取組項目	目標時期	取組機関
<b>■洪水を河川内で安全に流す対策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河道拡幅、護岸整備（河岸侵食対策）等</li> <li>・再度災害防止対策（改良復旧、堆積土除去等）</li> </ul>	継続実施  継続実施	1市 栃木県  1市 栃木県
<b>■土砂災害防止対策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・砂防堰堤、急傾斜地崩壊対策施設の設置等</li> </ul>	継続実施	栃木県
<b>■危機管理型ハード対策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防強化（堤防天端の保護、巻堤、堤防腹付等）</li> </ul>	継続実施	栃木県
<b>■避難行動、水防活動に資する基盤等の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備</li> <li>・防災行政無線の改良、防災ラジオの配布等の整備</li> <li>・水防活動を支援するための水防資機材等の配備（新技術活用も含め）及び適切な管理</li> </ul>	継続実施  継続実施  継続実施	1市 気象台 栃木県  4市  4市 栃木県

<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラ等の検討・設置</li> <li>・浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化</li> </ul>	継続実施  継続実施	栃木県  4市 栃木県
<b>■河川への雨水流出抑制対策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水流出抑制施設の整備・促進</li> <li>・田んぼダムの普及・促進</li> </ul>	継続実施  継続実施	1市 栃木県  1市
<b>■災害に強い交通ネットワークの構築</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急輸送道路の整備</li> <li>・道路アンダーパス部の冠水対策</li> </ul>	継続実施 継続実施	栃木県 栃木県

## 2) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。（別紙2-1、2-2参照）

### ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
<b>■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図等の作成や氾濫シミュレーションの公表</li> <li>・水位周知河川等の拡大検討</li> <li>・洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等を考慮したハザードマップの作成・周知</li> <li>・地域の特性を踏まえた適切な避難方法（垂直避難等）の検討・周知（効果的なまるとまちごとハザードマップの検討・周知を含む）</li> </ul>	継続実施  市町と検討 継続実施  継続実施	栃木県  栃木県 4市  3市

<p><b>■防災情報の発信及び情報伝達方法の確立等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水位予測の精度向上検討</li> <li>・ 土砂災害警戒基準線等の見直し</li> <li>・ プッシュ型の洪水予報等の情報発信</li> <li>・ 水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供</li> <li>・ 対象地区全住民への確実な情報伝達方法の確立（自治体未加入世帯、高齢者、外国人等）</li> </ul>	<p>適宜実施 適宜実施</p> <p>継続実施</p> <p>継続実施</p> <p>継続実施</p>	<p>栃木県 気象台 栃木県 気象台 栃木県 栃木県</p> <p>4市</p>
<p><b>■避難計画の作成・促進等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難情報の判断・伝達マニュアルの見直し</li> <li>・ 広域避難計画の策定</li> <li>・ 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び訓練の促進</li> <li>・ 要配慮者利用施設の避難確保計画及び訓練の内容確認・助言</li> <li>・ 地区防災計画や企業BCP策定の促進・強化</li> <li>・ マイ・タイムラインや防災マップ等の避難の実効性を高める取組の実施</li> </ul>	<p>継続実施</p> <p>継続実施</p> <p>継続実施</p> <p>順次実施又は継続実施</p> <p>順次実施又は継続実施</p> <p>順次実施又は継続実施</p>	<p>4市 栃木県 1市 気象台 栃木県 4市 気象台 4市 3市 栃木県 3市 気象台 栃木県</p>
<p><b>■避難情報の発令に着目したタイムラインの作成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ タイムラインの作成及び実践的な訓練の検討・実施</li> </ul>	<p>継続実施</p>	<p>全構成員</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訓練等で明らかとなった課題等を踏まえたタイムラインの見直し</li> </ul>	継続実施	2市 気象台 栃木県
<p><b>■防災教育や防災知識の普及</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置</li> <li>・ 水防災に関する説明会の開催</li> <li>・ 小中学生を対象とした防災教育の実施（教員へのサポートも含む）</li> <li>・ 出前講座等を活用した講習会（啓発活動）の実施</li> </ul>	継続実施 継続実施 継続実施 継続実施	全構成員 全構成員 全構成員 全構成員
<p><b>■共助の仕組みの強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自助、共助を目指した自主防災組織の充実</li> <li>・ 市町の高齢者福祉部局等と協議会等に関する取組の情報共有</li> <li>・ 地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者に対して避難行動の理解促進に向けた取組の検討・実施</li> <li>・ 要配慮者利用施設の避難に関する地域の支援体制について検討</li> </ul>	継続実施 順次実施又は 継続実施 順次実施又は 継続実施 継続実施	4市 4市 3市 1市

②洪水氾濫や土砂災害による被害の軽減、避難時間の確保のための水防・土砂災害防止活動の取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
<p><b>■より効果的な水防活動や土砂災害防止活動の実施及び水防体制の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水防団等への連絡体制の再確認</li> <li>・ 水防団同士の連絡体制の確保</li> </ul>	継続実施 継続実施	4市 4市

<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防団等が参加する洪水・土砂災害に対しリスクが高い区間の共同点検</li> </ul>	継続実施	全構成員
<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関が連携した実働水防訓練・土砂災害防災訓練等の検討・実施</li> </ul>	継続実施	3市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・排水ポンプ車操作訓練の実施</li> </ul>	継続実施	気象台 栃木県 栃木県
<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防活動の担い手となる水防団員の募集や水防協力団体の指定促進</li> </ul>	継続実施	4市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダムของ洪水調節機能の強化</li> </ul>	継続実施	栃木県

## 第4章

### 流域編

#### 鬼怒川・小貝川上流域

## 4-1 流域の概要

### 【流域の概要】

鬼怒川・小貝川上流域は、鬼怒川に合流する各河川の流域と、田川流域、小貝川流域、五行川流域を合わせた区域であり、栃木県が管理する一級河川は、鬼怒川のほか、田川、山田川、江川（宇都宮）、大谷川、板穴川、小貝川、五行川などがあり、計 86 河川である。

鬼怒川流域の上流部は深い山間溪谷となっており、その下流では河岸段丘が見られ、鬼怒川と大谷川との合流付近から下流では今市扇状地が形成されている。

また、田川流域の上流部は今市扇状地にあり、低山地が占めているが、中流部の宇都宮市市街地から下流は平坦な低地を流れ、水田地帯が広がっている。

一方、小貝川流域、五行川流域は、大部分が丘陵地と平地になっている。

### 【過去の被害状況】

古くは、日光地区の大谷川流域で天文年間（1532～54）に発生した「白髭水洪水」のほか、明治 35 年足尾台風をはじめ、39 年、40 年、43 年、大正 3 年の大雨により、土石流等に繰り返し見舞われ、日光市街地などでは甚大な被害を受け続けた。特に日光連山を中心に豪雨をもたらした明治 35 年の足尾台風の際には神橋が造営以来、初めて流出した。

昭和 22 年 9 月のカスリーン台風により 9 月 13 日から 15 日にかけて宇都宮観測所で総雨量 261.7mm を記録した。田川では 15 日夕刻より溢水し、宇都宮駅前から第 1 銀行付近までが一面濁水の海と化し、宇都宮市では死者 11 名、重軽傷者 500 名余りの犠牲者が出た。

昭和 61 年 8 月の台風 10 号により 8 月 4 日から 5 日にかけて宇都宮観測所で総雨量 247.0mm を記録した。江川、奈坪川を中心に、床上浸水 66 戸、床下浸水 273 戸の被害が発生した。

平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨では、台風と低気圧によって 9 月 6 日から 11 日にかけて、五十里観測所で総雨量 644.5mm、今市観測所で総雨量 668.0mm を記録し、田川で氾濫危険水位を超過した。

この出水により、田川、赤堀川などで溢水し、流域全体で浸水面積 136ha、家屋全半壊 79 棟、床上浸水 22 棟、床下浸水 234 棟の被害をもたらした。

土砂災害も各地で発生し、日光市芹沢地区や藤原地区の土石流などにより甚大な被害をもたらした。



令和元年東日本台風では、10月11日から13日にかけて奥日光観測所で総雨量512.5mm、土呂部観測所で総雨量424.5mmを記録し、田川で氾濫危険水位を超過した。

この出水により、田川、赤堀川、湯西川、武名瀬川で越水・溢水が発生し、大規模な浸水被害をもたらした。

### 【河川改修・砂防事業の状況】

本流域では、昭和26年度から田川、昭和27年度から小貝川、五行川、昭和40年度から江川、平成3年度から江川放水路、平成6年度から武名瀬川等の整備に着手しており、江川放水路は平成12年度に完了した。また、大谷川では、平成3年度に中禅寺ダム再開発事業に着手し平成11年度に完成、三河沢川では、平成2年度ダム建設工事に着手し平成16年度に完成した。近年では、令和元年東日本台風により、県内各地で甚大な水災害が生じたことから、田川で浸水対策重点地域緊急事業を導入した。現在、引き続き、田川、武名瀬川、五行川等の整備を進めている。

なお、令和2年度末で、河川の整備が必要な区間のうち、時間雨量30mm～50mm程度の雨を安全に流すことのできる区間の割合は約69%となっている。

また、砂防事業については、直轄砂防事業により大正7年から稻荷川の砂防事業が開始され、その後、大谷川流域や男鹿川流域などに事業区域が拡大している。華厳の滝を源流とする大谷川の床固工群や男体山の浸食谷の斜面安定・植生回復のための大薙山山腹工、稻荷川上流部における日向砂防堰堤等を整備してきた。

引き続き、日光地区の重荒廃地域かの土砂流出抑制等、砂防事業を推進している。

栃木県においても小百川、行川などの流路工をはじめ、本川に流入する溪流等への砂防堰堤等の設置を行ってきた。

平成27年関東・東北豪雨では、箒沢や芹沢で土石流が発生し、それぞれ災害関連緊急砂防事業により整備している。

現在、本流域内における土砂災害対策は、土砂災害の発生により甚大な被害が生じる可能性の高い社会福祉施設等を保全対象とする箇所について、優先的に整備を進めている。

### 【流域の特徴】

本流域の主な特徴としては、鬼怒川流域の上流部では、河床勾配が急であり、短時間のうちに水位が上昇し易いこと、鬼怒川流域の中下流部や小貝川流域、五行川流域では河床勾配が比較的緩やかなため、洪水が流れにくいことなどが挙げられる。

また、市街地部を流れる河川では、局所的な集中豪雨により急激な水位上昇が想定される。

鬼怒川上流には、4つの多目的ダム（直轄ダム）が整備されている。

本流域における山岳地帯は、重荒廃地域、一般荒廃地域など脆弱な地域が広く分布しており、地形急峻でかつ脆弱な地質によって形成されているために、膨大な土砂の生産源となっている。

## 4-2 現状と課題

各構成員が実施している主な減災に係る取組の現状と課題は、以下のとおりである。（別紙1参照）

①情報伝達、避難計画等に関する事項 ※現状：○、課題：●（以下同様）

項 目	現状と課題
想定される浸水・土砂災害リスクの周知について	<p>○全ての市町で、ハザードマップを作成し、住民へ配布又はホームページへ掲載している。</p> <p>●県が作成する洪水浸水想定区域図や土砂災害警戒区域等を基にしたハザードマップの改訂が必要である。</p> <p>●住民に対して、災害リスクととるべき避難行動を周知啓発する必要がある。</p>
洪水時における河川水位等の情報提供等の内容及びタイミングについて	<p>○県は、直轄河川の洪水予報発表を受け関係機関へ情報提供を行っている。</p> <p>○県管理河川についても県が洪水予報を発表しており、関係機関への連絡を行い住民への周知を行っている。</p> <p>○県管理河川の氾濫発生又は氾濫の恐れがある時や土砂災害発生の恐れがある時、県土整備部所管7ダムの緊急放流を行う時に、県知事から関係自治体首長に対して直接連絡（ホットライン）を行っている。</p> <p>●様々な手段により水位等の情報を提供しているが、適切な避難行動に結びつけるためには、継続的な取り組みが必要である。</p>
避難情報の発令基準について	<p>○避難情報の発令判断・伝達マニュアルや市町地域防災計画に発令基準を定めている。</p> <p>●発令にあたっては、水位のみのならず、河川の状況等を総合的に判断することとしているが、洪水時には、時間的に余裕のない中での適切な判断が難しい。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>●河川の水位上昇時には、同時に内水氾濫や土砂災害、倒木等の対応もしているため河川のみを注視できない。</li> <li>●ダム放流情報等に基づく避難情報の発令判断を支援するため、ダム管理者から市町首長へダムの事象や放流情報等についての説明を継続的に行う必要がある。</li> </ul>
<p>避難場所、避難経路について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全ての市町で、公共施設等を避難場所として指定し、ハザードマップやHP等で周知している。</li> <li>○避難経路については、指定していない。</li> <li>●平坦な地形のため、避難方向の指示は可能でも浸水等を回避しての避難経路の指定は困難である。</li> <li>●ハザードマップを全世帯に配布をしているが、あまり活用されていない。</li> </ul>
<p>住民等への情報伝達の方法について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全ての市町で、避難情報を複数の手段（緊急速報メール、登録制メール、HP、防災行政無線、Lアラート、広報車等）により住民に伝達している。</li> <li>●旅行者や外国人への確実な情報伝達が必要である。</li> <li>●各機関からのFAXやメールが重複する場合があります、情報の精査が困難となっている。</li> <li>●防災行政無線は、豪雨などの騒音等により聞き取れない恐れがある。</li> <li>●住民等の主体的な避難を促進するため、ダム放流情報等に関する住民説明会を継続的に行う必要がある。</li> </ul>
<p>避難誘導體制について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難誘導は、職員、警察、消防、消防団、自主防災組織等が連携して実施している。</li> <li>●避難情報が発令されても、避難行動を起こさない住民への対応が課題である。</li> <li>●消防団員等の生命を守るため、避難誘導時の退避の見極めが必要である。</li> </ul>

②水防に関する事項

項 目	現状と課題
河川水位等に係る情報提供について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県管理河川については、洪水予報の発表と併せて水防警報を発表している。</li> <li>○一部の市町で、消防本部からメールや無線機等で直接消防団へ連絡している。</li> <li>●停電時や電話不通時といった緊急時の情報伝達手段の確保が今後必要である。</li> <li>●提供する情報が、専門的な表現にならないよう注意する必要がある。</li> </ul>
河川の巡視区間、水防活動の実施体制について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○毎年、出水期前に関係自治体、警察、消防等で重要水防箇所及び水防倉庫の点検を行っている。</li> <li>○出動指令を受けて水防団（消防団）が受け持ち区間の巡視を実施している</li> <li>●職員や水防団員の安全対策が必要である。</li> </ul>
水防資機材の整備状況について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○土のう袋やロープ等の資機材を庁舎、水防倉庫、消防署などに備蓄している。</li> <li>●水防資機材については、定期的な点検管理が必要である。</li> <li>●水防資機材の種類や数量を適宜見直し検討していく必要がある。</li> </ul>
市町庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一部の市町で、洪水浸水想定区域内等に庁舎及び災害拠点病院がある。</li> <li>○市町庁舎が使用不能の場合は、代替施設に災害対策本部を設置することとしている。</li> <li>●一部の市町においては、庁舎が被災した際に被害が最小限にとどまるような水害対策が必要である。</li> </ul>

<p>ダムの洪水調節機能の強化</p>	<p>○河川管理者・ダム管理者・利水者間で治水協定を締結し、事前放流の運用を開始している。</p> <p>●異常豪雨の頻発化に備え、より多くの洪水調節容量の確保が必要である。</p>
---------------------	---

③河川管理施設等の整備に関する事項

<p>項 目</p>	<p>現状と課題</p>
<p>堤防等河川管理施設の現状の整備状況について</p>	<p>○県は、河川整備計画に基づき整備している。</p> <p>○堤防天端舗装や巻堤、堤防腹付等により堤防の強化を図っている。</p> <p>●引き続き、洪水を安全に流す対策を推進する必要がある。</p> <p>●また、堆積土除去等の維持管理を適切に行っていく必要がある。</p> <p>●令和元年東日本台風で次の課題が生じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流下能力不足による越水で堤防が決壊</li> <li>・ 平成 27 年関東東北豪雨の被災箇所ですべて再び災害が発生</li> <li>・ 一級河川田川において、堤防や護岸に被災がなかったものの、宇都宮市街地で甚大な被害が発生</li> </ul>
<p>砂防堰堤、急傾斜地崩壊対策施設の設置等</p>	<p>○県は、土砂災害に強い防災基盤整備計画に基づき整備している。</p> <p>○土砂災害の発生により甚大な被害が生じるおそれのある要配慮者利用施設等が含まれる土砂災害警戒区域（重点整備箇所）において砂防堰堤等を整備している。</p> <p>●引き続き、砂防堰堤等の整備を行い、土砂災害防止対策を推進する必要がある。</p>

<p>雨水流出抑制施設の整備状況について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一部の公共施設において、雨水流出抑制施設を整備している。</li> <li>○一部市町で、民有地における雨水貯留・浸透施設の設置について、周知活動の実施や設置補助制度により設置促進を行っている。</li> <li>●河川や下水道への雨水流出を軽減させるためには、民間開発を含む各種事業において、雨水流出抑止対策を検討する必要がある。</li> <li>●民有地における雨水貯留・浸透施設による流出抑制効果を発揮させるには、多くの住民の協力が必要である。</li> <li>●住民や民間事業者に治水対策の重要性を理解してもらうための周知活動が必要である。</li> </ul>
<p>緊急輸送道路の整備状況について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○山間部において、大型車のすれ違いが困難な箇所や防災点検結果に基づく要対策箇所がある。</li> <li>○市街地においても、一部狭隘な箇所や無電柱化が未了な箇所がある。</li> <li>●箇所数が多く、時間を要することから、より効率的に事業進捗を図る必要がある。</li> <li>●無電柱化を進めるためには、より安価な工法の開発が必要である。</li> </ul>
<p>道路アンダーパス部の冠水対策について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○冠水対策として、排水ポンプや冠水情報板、冠水チェックライン等を設置している。</li> <li>●排水ポンプ等の設備については、排水機能維持のため、適切な管理と更新が必要である。</li> <li>●監視カメラが無いため現地に行かないと状況が分からない。</li> </ul>

#### 4-3 令和8（2026）年度までに実施する取組

氾濫や土砂災害が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築すること及びあらゆる関係者が協働して流域全体で水災害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。

##### 1) ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。（別紙2-1、2-2参照）

主な取組項目	目標時期	取組機関
<b>■洪水を河川内で安全に流す対策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河道拡幅、護岸整備（河岸侵食対策）等</li> <li>・再度災害防止対策（改良復旧、堆積土除去等）</li> <li>・浸水対策検討会を設置し、抜本的な浸水対策を協議・実施</li> </ul>	継続実施  継続実施  継続実施	1市 栃木県  2市 栃木県  1市 栃木県
<b>■土砂災害防止対策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・砂防堰堤、急傾斜地崩壊対策施設の設置等</li> </ul>	継続実施	栃木県
<b>■危機管理型ハード対策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防強化（堤防天端の保護、巻堤、堤防腹付等）</li> </ul>	継続実施	栃木県
<b>■避難行動、水防活動に資する基盤等の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備</li> <li>・防災行政無線の改良、防災ラジオの配布等の整備</li> </ul>	順次実施又は 継続実施  継続実施	3市町 気象台 栃木県  13市町



<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防活動を支援するための水防資機材等の配備（新技術活用も含め）及び適切な管理</li> <li>・危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラ等の検討・設置</li> <li>・浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化</li> </ul>	継続実施  順次実施又は 継続実施 継続実施	10 市町 栃木県  1 市 栃木県 7 市町 栃木県
<b>■河川への雨水流出抑制対策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水流出抑制施設の整備・促進</li> <li>・田んぼダムの普及・促進</li> </ul>	順次実施又は 継続実施 順次実施又は 継続実施	3 市 栃木県 5 市町
<b>■災害に強い交通ネットワークの構築</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急輸送道路の整備</li> <li>・道路アンダーパス部における冠水対策</li> </ul>	継続実施 継続実施	栃木県 5 市町 栃木県

## 2) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。（別紙2-1、2-2参照）

### ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
<b>■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図等の作成や氾濫シミュレーションの公表</li> <li>・水位周知河川等の拡大検討</li> <li>・洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等を考慮したハザードマップの作成・周知</li> </ul>	継続実施  市町と検討 継続実施	栃木県  栃木県 13 市町

<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の特性を踏まえた適切な避難方法（垂直避難等）の検討・周知（効果的なまるとまちごとハザードマップの検討・周知を含む）</li> </ul>	<p>順次実施又は 継続実施</p>	<p>10 市町</p>
<p><b>■防災情報の発信及び情報伝達方法の確立等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水位予測の精度向上検討</li> <li>・土砂災害警戒基準線等の見直し</li> <li>・プッシュ型の洪水予報等の情報発信</li> <li>・水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供</li> <li>・対象地区全住民への確実な情報伝達方法の確立（自治体未加入世帯、高齢者、外国人等）</li> </ul>	<p>適宜実施 適宜実施</p> <p>継続実施</p> <p>順次実施又は 継続実施 継続実施</p>	<p>栃木県 気象台 栃木県 気象台 栃木県 5 市町 栃木県 13 市町</p>
<p><b>■避難計画の作成・促進等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難情報の判断・伝達マニュアルの見直し</li> <li>・広域避難計画の策定</li> <li>・要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び訓練の促進</li> <li>・要配慮者利用施設の避難確保計画及び訓練の内容確認・助言</li> <li>・地区防災計画や企業 BCP 策定の促進・強化</li> <li>・マイ・タイムラインや防災マップ等の避難の実効性を高める取組の実施</li> </ul>	<p>順次実施又は 継続実施 継続実施</p> <p>順次実施又は 継続実施</p> <p>順次実施又は 継続実施 継続実施</p>	<p>12 市町 栃木県 4 市町 気象台 栃木県 11 市町 気象台 11 市町 12 市町 栃木県 9 市町 気象台 栃木県</p>

<p><b>■避難情報の発令に着目したタイムラインの作成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・タイムラインの作成及び実践的な訓練の検討・実施</li> <li>・訓練等で明らかとなった課題等を踏まえたタイムラインの見直し</li> </ul>	<p>継続実施</p> <p>順次実施又は継続実施</p>	<p>全構成員</p> <p>9市町 気象台 栃木県</p>
<p><b>■防災教育や防災知識の普及</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置</li> <li>・水防災に関する説明会の開催</li> <li>・小中学生を対象とした防災教育の実施（教員へのサポートも含む）</li> <li>・出前講座等を活用した講習会（啓発活動）の実施</li> </ul>	<p>継続実施</p> <p>順次実施又は継続実施</p> <p>継続実施</p> <p>継続実施</p>	<p>全構成員</p> <p>全構成員</p> <p>全構成員</p> <p>全構成員</p>
<p><b>■共助の仕組みの強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自助、共助を目指した自主防災組織の充実</li> <li>・市町の高齢者福祉部局等と協議会等に関する取組の情報共有</li> <li>・地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者に対して避難行動の理解促進に向けた取組の検討・実施</li> <li>・要配慮者利用施設の避難に関する地域の支援体制について検討</li> </ul>	<p>継続実施</p> <p>順次実施又は継続実施</p> <p>継続実施</p> <p>継続実施</p>	<p>13市町</p> <p>10市町</p> <p>8市町</p> <p>3市町</p>

②洪水氾濫や土砂災害による被害の軽減、避難時間の確保のための水防・土砂災害防止活動の取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
<p><b>■より効果的な水防活動や土砂災害防止活動の実施及び水防体制の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水防団等への連絡体制の再確認</li> <li>・水防団同士の連絡体制の確保</li> <li>・水防団等が参加する洪水・土砂災害に対しリスクが高い区間の共同点検</li> <li>・関係機関が連携した実働水防訓練・土砂災害防災訓練等の検討・実施</li> <li>・排水ポンプ車操作訓練の実施</li> <li>・水防活動の担い手となる水防団員の募集や水防協力団体の指定促進</li> <li>・ダム洪水調節機能の強化</li> </ul>	<p>継続実施</p> <p>継続実施</p> <p>継続実施</p> <p>継続実施</p> <p>継続実施</p> <p>継続実施</p> <p>継続実施</p>	<p>13 市町</p> <p>13 市町</p> <p>全構成員</p> <p>12 市町 気象台 栃木県</p> <p>栃木県</p> <p>13 市町</p> <p>栃木県</p>

## 第5章

### 流域編

#### 久慈川・那珂川流域

## 5-1 流域の概要

### 【流域の概要】

久慈川・那珂川流域は、久慈川水系の押川流域と、那珂川水系の下流から逆川流域、荒川流域、武茂川流域、箒川流域、那珂川上流域とに大きく分けられ、栃木県が管理する一級河川は、久慈川水系の2河川と那珂川水系の那珂川のほか、逆川、荒川（塩谷）、江川（烏山）、内川、武茂川、権津川、小口川、箒川、蛇尾川、百村川、余笹川など132河川の計134河川である。

押川流域、逆川流域、武茂川流域は、小起伏山地が主体となっており、河川により形成された谷底平野が形成され、沿川に市街地や田園地帯が広がっている。

また、荒川流域、箒川流域、那珂川上流域の上流部は、山地特有の溪谷を有す河川形状となっている。荒川流域の中下流部では丘陵地帯を流下した後、大きく蛇行をしており、河岸段丘が典型的に発達している。箒川流域、那珂川上流域の中下流部では山地から那須野ヶ原扇状地へと変わり、沖積地を形成している。

### 【過去の被害状況】

昭和61年8月の台風10号が8月4日に襲来し、茂木観測所で総雨量324mmを記録するという未曾有の豪雨による出水で、逆川流域では流域の至る所で堤防の決壊、越水が発生し、茂木町市街地では1,000戸を超える家屋が浸水し、有史以来の大災害となった【茂木災害】。

平成10年8月の台風4号の停滞前線により、8月26日から31日にかけて、大田原観測所で総雨量594mm、那須観測所で総雨量1,254mmを記録し、那珂川、余笹川、黒川、四ツ川、蛇尾川、熊川などで堤防が決壊するなど、甚大な被害を受けた。この洪水により、県北地域を中心に県全体で死者5名、行方不明者2名、家屋全半壊107戸、床上床下浸水2,877戸の被害をもたらした【那須水害】。

平成27年9月の関東・東北豪雨では、台風と低気圧によって9月6日から11日にかけて、那須高原観測所で総雨量288.5mm、塩谷観測所で総雨量346.0mmを記録し、荒川で避難判断水位を超過した。また、箒川上流の塩原ダムにおいては、ダムの計画規模を超える洪水によりダムの容量を超える恐れがあったことから、異常洪水時防災操作が行われた。

この出水により、荒川、箒川で堤防が決壊し、流域全体で浸水面積170ha、家屋全半壊4棟、床上浸水2棟、床下浸水21棟の被害をもたらした。

土砂災害も各地で発生し、那須塩原市上塩原地区の地すべり災害などの甚大な被害をもたらした。

令和元年東日本台風では、10月11日から13日にかけて塩谷観測所で総雨量423.0mm、那須高原観測所で総雨量354.0mmを記録し、荒川（塩谷）、那珂川で氾濫危険水位を超過した。

この出水により、荒川（塩谷）、蛇尾川、百村川、中川、内川で堤防が決壊したほか、荒川（塩谷）、湯坂川、内川、江川（烏山）、逆川、木須川、奈良川、武茂川で越水・溢水が発生し、大規模な浸水被害をもたらした。

#### 【河川改修・砂防事業の状況】

本流域では、昭和31年度から箒川、昭和37年度から蛇尾川、昭和63年度から荒川の整備に着手し、荒川上流に昭和43年度に西荒川ダム、平成2年度に東荒川ダム、箒川上流には昭和54年度に塩原ダム、宮川上流には昭和60年度に寺山ダムが完成した。その後、平成に入り、大内川、熊川、鹿島川等の整備に着手した。また、昭和61年の茂木災害や平成10年の那須水害で、大規模な被害が生じた逆川、余笹川、黒川（那須）、四ツ川、百村川及び巻川において一定災や激甚災害対策特別緊急事業等により整備を行った。近年では、令和元年東日本台風により、県内各地で甚大な水災害が生じたことから、本流域では、荒川で災害復旧助成事業を導入した。現在、引き続き、荒川、江川、大内川、熊川、鹿島川等の整備を進めている。

なお、令和2年度末で、河川の整備が必要な区間のうち、時間雨量30mm～50mm程度の雨を安全に流すことのできる区間の割合は約64%となっている。

また、砂防事業については、那須野ヶ原扇状地に災害を発生させてきた蛇尾川、熊川、箒川などにおける砂防堰堤や流路工を設置してきた。

平成27年関東・東北豪雨では、那須塩原市上塩原において地すべり災害が発生したが、災害関連緊急地すべり対策事業等を導入して整備を行っている。

現在、本流域における土砂災害対策は、土砂災害の発生により甚大な被害が生じる可能性の高い社会福祉施設等を保全対象とする箇所について、優先的に整備を進めている。

#### 【流域の特徴】

本流域の主な特徴としては、全体的に河床勾配が急であり、短時間のうちに水位が上昇し易いこと、特に、那須野ヶ原扇状地では伏流河川が多く、出水になると急激に水位が上昇することなどが挙げられる。

また、蛇尾川、熊川流域の上流部は、断層変質による風化崩壊、断層谷の縦浸食が甚だしく、膨大な土砂の生産源となっている。

## 5-2 現状と課題

各構成員が実施している主な減災に係る取組の現状と課題は、以下のとおりである。（別紙1参照）

①情報伝達、避難計画等に関する事項 ※現状：○、課題：●（以下同様）

項 目	現状と課題
想定される浸水・土砂災害リスクの周知について	<p>○全ての市町で、ハザードマップを作成し、住民へ配布又はホームページへ掲載している。</p> <p>●洪水浸水想定区域図等を浸水・土砂災害リスクとして認識が浸透していない。</p> <p>●県が作成する洪水浸水想定区域図や土砂災害警戒区域等を基にしたハザードマップの改訂が必要である。</p>
洪水時における河川水位等の情報提供等の内容及びタイミングについて	<p>○県は、直轄河川の洪水予報発表を受け関係機関へ情報提供を行っている。</p> <p>○県管理河川についても県が洪水予報を発表しており、関係機関への連絡を行い住民への周知を行っている。</p> <p>○県管理河川の氾濫発生又は氾濫の恐れがある時や土砂災害発生の恐れがある時、県土整備部所管7ダムの緊急放流を行う時に、県知事から関係自治体首長に対して直接連絡（ホットライン）を行っている。</p> <p>●様々な手段により水位等の情報を提供しているが、適切な避難行動に結びつけるためには、継続的な取り組みが必要である。</p>
避難情報の発令基準について	<p>○避難情報の発令判断・伝達マニュアルや市町地域防災計画に発令基準を定めている。</p> <p>●発令にあたって、降雨や水位の見込や予想をするのは難しく、特に深夜、早朝の避難情報発令の見極めが困難である。</p>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住民へのダム放流に関する情報伝達について、避難情報の発令と連携しつつ情報伝達の範囲や手段の充実を図ることが必要である。</li> </ul>
避難場所、避難経路について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全ての市町で、公共施設等を避難場所として指定し、ハザードマップやHP等で周知している。</li> <li>○避難経路については、指定していない。</li> <li>●住民は、避難経路がハザードマップには記載されていないため、防災訓練等において安全避難経路を事前に確認しておく必要がある。</li> <li>●地区によっては適切な避難場所がなく、移動手段等を状況に応じて検討する必要がある。</li> <li>●避難経路に土砂災害警戒区域があり、回避しての避難経路の指定は困難である。</li> </ul>
住民等への情報伝達の方法について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全ての市町で、避難情報を複数の手段（緊急速報メール、登録制メール、HP、防災行政無線、Ｌアラート、広報車等）により住民に伝達している。</li> <li>●市町において、避難情報の伝達手段は確保しているが、住民へ周知ができているかが不明である。</li> <li>●防災行政無線は、豪雨などの騒音等により聞き取れない恐れがある。</li> <li>●住民等の主体的な避難を促進するため、ダム放流情報等に関する住民説明会を継続的に行う必要がある。</li> </ul>
避難誘導體制について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難誘導は、職員、警察、消防、消防団、自主防災組織が連携して実施している。</li> <li>●住民の一人一人の避難行動を含めた防災意識の向上が必要である。</li> <li>●避難行動要支援者への避難誘導方法が課題である。</li> </ul>

②水防に関する事項

項 目	現状と課題
河川水位等に係る情報提供について	<p>○県管理河川については、洪水予報の発表と併せて水防警報を発表している。</p> <p>○一部の市町で、河川監視カメラを設置し、映像をリアルタイムで配信している。</p> <p>●住民が災害時に自ら情報収集を行えるよう、平常時から情報の入手方法等について周知することが必要である。</p> <p>●提供する情報が、専門的な表現にならないよう注意する必要がある。</p>
河川の巡視区間、水防活動の実施体制について	<p>○出水期前に関係自治体、警察、消防等で重要水防箇所及び水防倉庫の点検を行っている。</p> <p>●水防活動は、水防団員の減少・高齢化等により巡視員の人員確保や安全管理の徹底が必要である。</p>
水防資機材の整備状況について	<p>○土のう袋やロープ等の資機材を庁舎、水防倉庫、消防署などに備蓄している。</p> <p>●水防資機材の定期的な点検管理を行うとともに、種類や数量を適宜検討し見直していく必要がある。</p>
市町庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応について	<p>○市町庁舎が使用不能の場合は、代替施設に災害対策本部を設置することとしている。</p> <p>●一部の市町においては、庁舎が被災した際に被害が最小限にとどまるような水害対策が必要である。</p>

<p>ダムの洪水調節機能の強化</p>	<p>○河川管理者・ダム管理者・利水者間で治水協定を締結し、事前放流の運用を開始している。</p> <p>●異常豪雨の頻発化に備え、より多くの洪水調節容量の確保が必要である。</p>
---------------------	---

③河川管理施設等の整備に関する事項

<p>項 目</p>	<p>現状と課題</p>
<p>堤防等河川管理施設の現状の整備状況について</p>	<p>○県は、河川整備計画に基づき整備している。</p> <p>○堤防天端舗装や巻堤、堤防腹付等により堤防の強化を図っている。</p> <p>●引き続き、洪水を安全に流す対策を推進する必要がある。</p> <p>●また、堆積土除去等の維持管理を適切に行っていく必要がある。</p> <p>●令和元年東日本台風で次の課題が生じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流下能力不足による越水で堤防が決壊</li> <li>・ 平成 27 年関東東北豪雨の被災箇所でも再び災害が発生</li> </ul>
<p>砂防堰堤、急傾斜地崩壊対策施設の設置等</p>	<p>○県は、土砂災害に強い防災基盤整備計画に基づき整備している。</p> <p>○土砂災害の発生により甚大な被害が生じるおそれのある要配慮者利用施設等が含まれる土砂災害警戒区域（重点整備箇所）において砂防堰堤等を整備している。</p> <p>●引き続き、砂防堰堤等の整備を行い、土砂災害防止対策を推進する必要がある。</p>

<p>雨水流出抑制施設の整備状況について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一部市町で、雨水流出抑制施設を整備している。</li> <li>○一部市町で、圃場整備を推進している。</li> <li>●河川や下水道への雨水流出を軽減させるためには、民間開発を含む各種事業において、雨水流出抑止対策を検討する必要がある。</li> <li>●住民や民間事業者に治水対策の重要性を理解してもらうための周知活動が必要である。</li> </ul>
<p>緊急輸送道路の整備状況について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○山間部において、大型車のすれ違いが困難な箇所や防災点検結果に基づく要対策箇所がある。</li> <li>○市街地においても、一部狭隘な箇所や無電柱化が未了な箇所がある。</li> <li>●箇所数が多く、時間を要することから、より効率的に事業進捗を図る必要がある。</li> <li>●無電柱化を進めるためには、より安価な工法の開発が必要である。</li> </ul>
<p>道路アンダーパス部における冠水対策について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○冠水対策として、排水ポンプや冠水情報板、冠水チェックライン等を設置している。</li> <li>●排水ポンプ等の設備については、排水機能維持のため、適切な管理と更新が必要である。</li> </ul>

### 5-3 令和8（2026）年度までに実施する取組

氾濫や土砂災害が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築すること及びあらゆる関係者が協働して流域全体で水災害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。

#### 1) ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。（別紙2-1、2-2参照）

主な取組項目	目標時期	取組機関
<b>■洪水を河川内で安全に流す対策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河道拡幅、護岸整備（河岸侵食対策）等</li> <li>・再度災害防止対策（改良復旧、堆積土除去等）</li> </ul>	継続実施  順次実施又は 継続実施	1市 栃木県  2市 栃木県
<b>■土砂災害防止対策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・砂防堰堤、急傾斜地崩壊対策施設の設置等</li> </ul>	継続実施	栃木県
<b>■危機管理型ハード対策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防強化（堤防天端の保護、巻堤、堤防腹付等）</li> </ul>	継続実施	栃木県
<b>■避難行動、水防活動に資する基盤等の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備</li> <li>・防災行政無線の改良、防災ラジオの配布等の整備</li> <li>・水防活動を支援するための水防資機材等の配備（新技術活用も含め）及び適切な管理</li> </ul>	継続実施  継続実施  継続実施	3市町 気象台 栃木県  10市町  8市町 栃木県

<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラ等の検討・設置</li> <li>・浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化</li> </ul>	継続実施 順次実施又は 継続実施	栃木県 6市町 栃木県
<b>■河川への雨水流出抑制対策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水流出抑制施設の整備・促進</li> <li>・田んぼダムの普及・促進</li> </ul>	順次実施又は 継続実施 継続実施	3市町 栃木県 1市
<b>■災害に強い交通ネットワークの構築</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急輸送道路の整備</li> <li>・道路アンダーパス部における冠水対策</li> </ul>	継続実施 順次実施又は 継続実施	栃木県 3市町 栃木県

## 2) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。（別紙2-1、2-2参照）

### ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
<b>■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図等の作成や氾濫シミュレーションの公表</li> <li>・水位予報の精度向上検討</li> <li>・洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等を考慮したハザードマップの作成・周知</li> <li>・地域の特性を踏まえた適切な避難方法（垂直避難等）の検討・周知（効果的なまるとまちごとハザードマップの検討・周知を含む）</li> </ul>	継続実施  市町と検討 継続実施  順次実施又は 継続実施	栃木県  栃木県 10市町  8市町

<p><b>■防災情報の発信及び情報伝達方法の確立等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水位予測の精度向上検討</li> <li>・ 土砂災害警戒基準線等の見直し</li> <li>・ プッシュ型の洪水予報等の情報発信</li> <li>・ 水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供</li> <li>・ 対象地区全住民への確実な情報伝達方法の確立（自治体未加入世帯、高齢者、外国人等）</li> </ul>	<p>適宜実施 適宜実施</p> <p>継続実施</p> <p>順次実施又は継続実施 継続実施</p>	<p>栃木県 気象台 栃木県 気象台 栃木県 4 市町 栃木県 10 市町</p>
<p><b>■避難計画の作成・促進等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難情報の判断・伝達マニュアルの見直し</li> <li>・ 広域避難計画の策定</li> <li>・ 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び訓練の促進</li> <li>・ 要配慮者利用施設の避難確保計画及び訓練の内容確認・助言</li> <li>・ 地区防災計画や企業 BCP 策定の促進・強化</li> <li>・ マイ・タイムラインや防災マップ等の避難の実効性を高める取組の実施</li> </ul>	<p>順次実施又は継続実施 順次実施又は継続実施</p> <p>順次実施又は継続実施 順次実施又は継続実施</p> <p>継続実施</p>	<p>10 市町 栃木県 4 市町 気象台 栃木県 8 市町 気象台 7 市町 10 市町 栃木県 8 市町 気象台 栃木県</p>
<p><b>■避難情報の発令に着目したタイムラインの作成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ タイムラインの作成及び実践的な訓練の検討・実施</li> </ul>	<p>継続実施</p>	<p>全構成員</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訓練実施等により明らかとなった課題等を踏まえたタイムラインの見直し</li> </ul>	順次実施又は 継続実施	8 市町 気象台 栃木県
<p><b>■ 防災教育や防災知識の普及</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置</li> <li>・ 水防災に関する説明会の開催</li> <li>・ 小中学生を対象とした防災教育の実施（教員へのサポートも含む）</li> <li>・ 出前講座等を活用した講習会（啓発活動）の実施</li> </ul>	継続実施  継続実施 継続実施  継続実施	全構成員  全構成員 全構成員  全構成員
<p><b>■ 共助の仕組みの強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自助、共助を目指した自主防災組織の充実</li> <li>・ 市町の高齢者福祉部局等と協議会等に関する取組の情報共有</li> <li>・ 地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者に対して避難行動の理解促進に向けた取組の検討・実施</li> <li>・ 要配慮者利用施設の避難に関する地域の支援体制について検討</li> </ul>	継続実施  順次実施又は 継続実施  順次実施又は 継続実施  順次実施又は 継続実施	10 市町  8 市町  9 市町  6 市町

②洪水氾濫や土砂災害による被害の軽減、避難時間の確保のための水防・土砂災害防止活動の取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
<p><b>■ より効果的な水防活動や土砂災害防止活動の実施及び水防体制の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水防団等への連絡体制の再確認</li> <li>・ 水防団同士の連絡体制の確保</li> </ul>	継続実施  継続実施	10 市町  10 市町



<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防団等が参加する洪水・土砂災害に対しリスクが高い区間の共同点検</li> </ul>	継続実施	全構成員
<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関が連携した実働水防訓練・土砂災害防災訓練等の検討・実施</li> </ul>	継続実施	全構成員
<ul style="list-style-type: none"> <li>・排水ポンプ車操作訓練の実施</li> </ul>	継続実施	栃木県
<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防活動の担い手となる水防団員の募集や水防協力団体の指定促進</li> </ul>	継続実施	10 市町
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダム of 洪水調節機能の強化</li> </ul>	継続実施	1 町 栃木県



(1) 【現状】水害・土砂災害リスク情報や減災に係る取組

①情報伝達、避難計画等に関する事項

流域名(減災対策検討会)  
利:利根川上流域 鬼:鬼怒川・小貝川上流域  
渡:渡良瀬川流域 久:久慈川・那珂川流域

項目 対象流域	宇都宮市 利・鬼	足利市 渡	栃木市 利・渡	佐野市 利・渡	鹿沼市 利	日光市 利・鬼・渡	小山市 利・鬼	真岡市 鬼	大田原市 久	
想定される浸水・土砂災害リスク情報の周知について	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域の見直しに伴い、ハザードマップの改訂を行い、対象区域に配布するとともに、地域への説明会や出前講座等で周知を図っている。 ・市内の土砂災害警戒区域のハザードマップを作成し、洪水ハザードマップと同様に対象区域への配布や地域への説明を行っている。	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域や浸水リスク想定図、新たな土砂災害警戒区域等の指図に伴い、ハザードマップの改訂を行い、8月下旬に全戸逐戸に配布した。 ・出前講座や防災訓練などの機会を捉え、ハザードマップの使い方や気象情報や河川情報、土砂災害情報の入手先などの周知を行っている。	・栃木市防災ハザードマップを市内全戸へ配布するとともに、市ホームページで公表している。	・洪水・土砂災害ハザードマップを改訂し、全戸配布及びホームページでの公表を行った。 ・防災講話等でハザードマップの説明を行っている。	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域の見直しに伴い、ハザードマップを改訂し、HPで公表、また全世帯へ配布している。 ・市内の土砂災害警戒区域のハザードマップを作成。	・土砂災害警戒区域等については、ハザードマップ作成時に該当地区に全戸配布した。また、出前講座等で随時周知している。	・洪水ハザードマップの全戸配布、及び市ホームページに掲載することにより、説明会を実施した。また、当該区域等へ洪水ハザードマップの全戸配布を行った。 ・市のホームページ及びわがまちガイドマップで洪水浸水区域の確認ができる。 ・出前講座での周知を随時実施している。 ・防災ガイドブックを全戸へ配布するとともに、市ホームページで公開している。	・洪水ハザードマップの全戸配布、及び市ホームページに掲載することにより、説明会を実施した。また、当該区域等へ洪水ハザードマップの全戸配布を行った。 ・市のホームページ及びわがまちガイドマップで洪水浸水区域の確認ができる。 ・出前講座での周知を随時実施している。 ・防災ガイドブックを全戸へ配布するとともに、市ホームページで公開している。	・洪水ハザードマップの全戸配布、及び市ホームページに掲載することにより、説明会を実施した。また、当該区域等へ洪水ハザードマップの全戸配布を行った。 ・市のホームページ及びわがまちガイドマップで洪水浸水区域の確認ができる。 ・出前講座での周知を随時実施している。 ・防災ガイドブックを全戸へ配布するとともに、市ホームページで公開している。	・防災ハザードマップ（地震、洪水、土砂災害）をホームページで公表することにより、周知を行っている。
洪水時における河川水位等の情報提供等の内容及びタイミングについて										
避難情報の発令基準について	・避難指示等の判断についてはマニュアルを作成し、発令基準を定めている。 (1)高齢者等避難 ・水位観測所の水位が避難判断水位を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合 (2)避難指示 ・水位観測所の水位が氾濫危険水位を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合	・本市「避難情報等の判断・伝達マニュアル」に基づいて行う。その際、次の点に留意する。 ・重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換すること。 ・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部などどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないかなど、広域的な状況把握に努めている。 ・堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行っている。 避難情報発令は、以上の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。 また、渡良瀬川中橋付近の発令基準については、マニュアル及びタイムラインを策定しており、それらに基づいて判断する。 ・土砂災害警戒情報が出た場合には、避難所が開設されていない場合でも、危険な場所から少しでも安全な場所に移動するよう避難指示を発令する。	・避難指示等の判断・伝達マニュアルを作成し、避難指示等の発令基準を定めている。 (1)高齢者等避難 ・水位観測所の水位が避難判断水位に達し、更に ・氾濫警戒情報が発表されたとき ・大雨警報（土砂災害）が発表され、その後もまとまった雨量が見込まれる場合 (2)避難指示 ・水位観測所の水位が氾濫危険水位に達した場合 ・氾濫危険情報が発表されたとき ・土砂災害警戒情報が発表されたとき	・本市で作成した避難指示等の判断・伝達マニュアルに基づき、災害警戒・対策本部の決定をもって発令している。 (1)高齢者等避難 ・水位観測所の水位が避難判断水位に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・氾濫警戒情報が発表されたとき ・大雨警報（土砂災害）が発表され、その後もまとまった雨量が見込まれる場合 (2)避難指示 ・水位観測所の水位が氾濫危険水位に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・氾濫危険情報が発表されたとき	本市「避難情報等の判断・伝達基準」に基づいて行う。 (1)高齢者等避難 【洪水】基準水位観測所において、避難判断水位に達し、更に水位の上昇が予想される場合 【土砂災害】下記①～③を満たした場合 ①大雨警報（土砂災害）発表 ②「土砂キキクル（警戒の危険度分布）」において、警戒レベル3相当「警戒」（赤）、または「らぎ土砂災害警戒情報」において、レベル3（非常に危険な状況）になった場合 ③今後も降雨が継続されると予想 (2)避難指示 【洪水】基準水位観測所において、氾濫危険水位に達し、更に水位の上昇が予想される場合 【土砂災害】高齢者等避難の基準に加え、下記の④～⑤いずれかの条件を満たしたときに発令する ④本市に「土砂災害警戒情報」が発表されたとき ⑤「土砂キキクル（警戒の危険度分布）」において、警戒レベル4相当「非常に危険」（うす紫）、または「らぎ土砂災害警戒情報」において、レベル4（極めて危険な状況）になった場合	・国土交通省や県から提供される雨量や河川水位、土砂災害警戒判断メッシュ情報等の情報収集、及び職員や消防団員からのパトロール情報を基に総合的に判断して発令する。	・小山市地域防災計画にて基準を明確にし周知している。 (1) 高齢者等避難 ○五行川又は小貝川の水位観測所の水位が避難判断水位に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ○高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ○軽微な漏水、浸食等が発見された場合 (2) 避難指示 ○五行川又は小貝川の水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 ○水位観測所の水位が、堤防天端高を超えることが予想される場合 ○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 ○異常な漏水、浸食等が発見された場合 (3) 緊急安全確保 ○五行川又は小貝川の氾濫が発生した場合 ○異常な漏水、浸食等により決壊のおそれが高まった場合	・大田原市地域防災計画にて基準を明確にし、周知しているが、2021年5月20日に災害対策基本法が改正され、避難指示に一本化された内容に今後修正予定である。		
避難場所・避難経路について	・小中学校や地区市民センター等を避難所として指定しており、「わが家の防災マニュアル」、「ハザードマップ」、市ホームページ等により周知し、日頃から各家庭等で避難場所や避難経路を検討できるよう、適切な避難行動の周知啓発に努めている。	・小中学校等の公立文教施設、一部の施設には浸水域による高さ制限がある。避難経路は指定していない。 ・コロナ禍であること、指定避難所の浸水に備え、避難所担当職員（緊急地区隊）による指定避難所の使用場所や使用方法等の確認を行っている。	・学校や公民館、体育施設、福祉施設などの公共施設を、避難場所として指定しており、ハザードマップやHPにより周知している。 ・水害時や優先的に開設する避難場所を設定しており、HPや広報誌等により周知している。 ・避難経路については指定していない。	・小中学校、地区公民館、基幹集落センター、コミュニティセンター等を避難所として指定しており、ハザードマップやHPにて周知している。 ・また、災害協定により、商業施設の立体駐車場及び屋上駐車場を一時避難場所として活用する。 ・避難経路については指定していない。	・小中高等学校、地区自治会館コミュニティセンター等を避難場所として指定しており、ハザードマップやHPにて周知している。 ・緊急避難場所等は、常に見直しや追加を行い該当する自治会へ周知している。 また、各自治会からの情報等を基に民間施設との避難場所提供に関する協定締結に努めている。	・指定緊急避難場所として大規模公園を指定し、指定避難所として小・中・義務教育学校、高等学校、市民交流センターなどの公共施設を指定している。 ・避難経路については、市では示していないが、自主防災組織の一部は避難経路図を示した防災マップを作成している。	・指定緊急避難場所として大規模公園を指定し、指定避難所として小・中・義務教育学校、高等学校、市民交流センターなどの公共施設を指定している。 ・避難経路については、市では示していないが、自主防災組織の一部は避難経路図を示した防災マップを作成している。	・避難所は、真岡市防災マップ（全戸配布）、市ホームページ、真岡市公式アプリ等により周知。避難経路は指定はしていない。 ・避難経路については、市では示していないが、自主防災組織の一部は避難経路図を示した防災マップを作成している。	・避難場所等については、ハザードマップ、ホームページ等により周知している。避難経路については指定はしていないが、浸水想定区域等の危険区域を通らずに避難することとしている。	
住民等への情報伝達の方法について	・避難指示等を発令した場合は、緊急通報メール、登録制メール配信、市ホームページ、テレビ、ラジオなどのあらゆる手段を活用して市民に伝達している。	・市広報車や消防車両による広報活動に加え、アラートや応援協定に基づくテレビ・ラジオによる放送、市ホームページ、ツイッターへの掲載、エリアメールや消防防災メールなどによる情報発信などを行う。 ・自治会の地域連絡網による電話連絡も上記に併せて行う。 ・各機関からのFAXやメールが多く、情報の精査にも人手が取られるため、危機管理課業務職員を任命し、情報がもれなく確実に専属職員を配置して対応している。	・避難指示等を発令した場合は、防災行政無線、コミュニティFM放送、ケーブルテレビ、広報車、メール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、緊急通報メール、アラート、報道機関の協力等により広報を行う。	・避難指示等を発令した場合は、以下の方法にて伝達する。 ・町会長等へ電話連絡 ・防災行政無線 ・消防車両等による広報 ・市HP、ツイッター、フェイスブック、LINE ・アラート ・緊急通報メール ・登録制メール ・佐野ケーブルテレビ 等	・避難指示等を発令した場合は、以下の方法にて伝達する。 ・自治会長、自主防災会長へ電話連絡 ・防災行政無線 ・市広報車や消防団車両による広報活動 ・市HP ・アラート ・緊急通報メール ・防災メール ・かゆまOAV ・SNS（twitter、LINE） ・防災情報アプリ	・防災行政無線、緊急通報メール、日光市防災メール、アラート、車両による広報による情報配信を行う。	・情報伝達手段として、同僚系防災行政無線、小山市安全安心情報メール、緊急通報メール、アラート、ケーブルテレビ放送、コミュニティFM放送及び車両広報により情報伝達を行う。 また、小山市ホームページ及び小山市防災ポータルでも市民に情報伝達を行う。	○避難指示等を発令した場合は、以下の方法にて伝達する。 ・防災行政無線・サイレン ・防災ラジオ ・緊急通報メール ・ケーブルテレビ ・真岡市公式アプリ ・市ホームページ ・真岡市防災WEB ・アラート ○広報車、消防団車両による巡回広報による伝達。 ○自治会、自主防災組織、消防団等の組織を通じ個別訪問等による伝達。	・自主防災組織及び自治会長への電話連絡、登録制メール、緊急通報メール、防災行政無線システム、広報車、テレビ・ラジオへの情報提供、SNSといった各種方法により行うこととしている。	
避難誘導体制について	・避難誘導にあたっては、消防職員や消防団員が中心となり、警察等の関係機関及び自主防災組織等の協力を得ながら実施している。 ・災害時に避難の支援や誘導などを行う市民が、安心して活動できるよう、活動中に負傷した場合などに備えるため、「宇都宮市防災地域活動補償制度」を創設し、体制を強化した。	・自主防災組織、消防団員、市職員などが連携して行う。	・地域防災計画で定める避難誘導体制は以下のとおり。 (1) 避難の誘導は、警察官、消防団、市職員等が連携して実施する。 (2) 消防機関、県警察本部、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか平時から避難経路の安全性の向上に努める。 (3) 学校、社会福祉施設、及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が、児童、生徒施設利用者等を安全に避難誘導する。	・警察、消防団、自主防災組織等が連携して、避難誘導を実施する。 ・要配慮者利用施設については、避難確保計画に基づき、職員及び利用者等の避難誘導を行う。	・消防本部、消防団、警察署等と連携して避難誘導を実施する。 ・要配慮者利用施設については、避難確保計画に基づき、要配慮者の避難を支援する。	・市職員、消防団、警察、及び自主防災組織による誘導を実施。	・警察・消防団・民生委員・自主防災組織等の協力を得て、避難誘導体制を整備する。 要配慮者の誘導においては、消防本部、消防団、自治会、自主防災組織、女性防火クラブ、民生委員・障がい者相談員など福祉関係者等の避難支援等関係者等と連携し、在宅の要配慮者の安全確認を行うとともに、要配慮者の特性を踏まえて、要配慮者避難支援「個別」プランに基づき指定された避難所まで適切に避難誘導を行う。	・市、警察、自主防災組織、消防団等が連携して避難誘導を行う。	・警察、消防機関、自主防災組織の避難誘導班や、地元消防団による避難誘導を行うこととしている。	



②水防に関する事項

項目 対象流域	宇都宮市 利・鬼	足利市 渡	栃木市 利・渡	佐野市 利・渡	鹿沼市 利	日光市 利・鬼・渡	小山市 利・鬼	真岡市 鬼	大田原市 久
河川水位等に係る情報提供について	・「わが家の防災マニュアル」、 「ハザードマップ」、市ホームページにより河川の水位情報の取捨できるリンクを周知しているほか、栃木県による緊急通報メールを活用して市民に呼びかけている。	・氾濫危険水位に達した時、水防番号（サイレン番号）により周知行う。また必要に応じて消防防災メールによる情報提供のほか、各消防団員へは地上波テレビ放送（データ放送）による情報収集や「川の防災情報」による情報収集に努めるよう指示を行っている。 ・水門や樋管の開閉情報については、一部の水門等に設置されている防災装置（パトライト等）のほか、防災メールや電話等により情報伝達できるようにしている。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、市消防本部から水防団へ連絡をしている。	・市消防本部を通じて消防団へ連絡している。	・水防本部から災害対策本部へ情報提供を行っている。	・市消防本部を通じて消防団へ連絡している。	・小山市から関係機関団体への連絡系統あり。 ・小山市防災ポータルにて河川水位に関しても市民に情報取得を促している。	・水防団（消防団）へ、災害対策本部から連絡をしている。 ・市ホームページにて、国土交通省の「川の防災情報」や栃木県の「とちぎリアルタイム雨量・河川水位観測情報」「真岡市防災WEB」等のリンクを掲載している。 ・河川状況の画像をケーブルテレビのデータ放送、真岡市公式アプリにより公開をしている。	・視覚的に分かりやすいよう、河川監視カメラを市内重要河川8箇所を設置し、映像をほほりアルタイムでyoutubeにより配信している。
河川の巡視区間、水防活動の実施体制について	・水防計画により、河川の巡視区間を定め、巡視を実施している。 ・毎年、市内の重要水防箇所調査及び水防倉庫の点検を実施している。 ・毎年、関係機関と連携を図り、市水防訓練を実施している。	・各水防団（消防団）の受け持ち区域があり、出動指令等により巡視を実施。	・毎年、出水期前に県土木事務所、市、消防等で重要水防箇所及び水防倉庫の合同点検を行っている。 ・各消防団の担当地区内の河川巡視	・各消防団の担当地区内の河川巡視 ・県土木事務所、市、消防で重要水防箇所点検を行っている。	・水防本部により河川巡視を行っている。	・毎年、出水期前に関係自治体、消防等と重要水防箇所及び水防倉庫の点検を行っている。	・水防計画により、消防団、市職員により監視ポイントの巡視を行い、各地点において冠水、越水となる恐れを観測。 ・消防団による河川堤防上の警戒巡視を行う。	・出動の指令を受けた水防団（消防団）が受け持ち区間の巡視を実施している。 ・市職員による河川巡視を実施している。	・毎年、出水期前に県、消防等と重要水防箇所及び水防倉庫の点検を行っている。 ・市防災訓練の際に、土のう積み訓練を実施している。
水防資機材の整備状況について	・砂のうを各消防署等に備蓄するとともに、市内8箇所の水防倉庫に水防資機材を配備。 ・平成29年度より、宇都宮市消防局に津波・大規模風水害対策車（水陸両用バギー・排水ポンプ等を積載）を配備。	・水防倉庫、消防署、水防団（消防団）詰所に資機材を配備。 土のう9,300袋、フルコン袋11,000枚、木杭1,400本等	・土のう、縄、シートを消防団の水防倉庫に分散して保管しており、点検についても数か月1度実施している。 土のう68,400袋、ロープ2,995m、杭7,040本、鉄線1,735kg等	・ロープ、杭、鉄線、シート等の水防資機材を水防倉庫に分散して保管している。	・消防本部及び各分署のほか、消防団車庫にスコップや土のう袋等の水防資機材を備蓄管理している。 ・毎年、4月（出水期前）及び、12月に水防資機材の点検を実施している。	・市内20か所に土のうステーションを設置している。 ・各消防署に救命ボートやスコップ等水防資機材を保有している。	・消防署及び分署等のほか、過去の被害があった場所付近の公園に土のうを配備している。 ・出水期前に各所に配備された水防資機材の点検を実施している。	・土嚢袋、縄等の資機材を3箇所の水防倉庫に保管している。	・本庁、支所、出張所及び補修基地に土のうを備蓄している。 ・大田原市水防団の水防倉庫に資機材を備蓄している。
市町庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応について	・浸水想定区域内に位置する2か所の地域防災拠点（地区市民センター）については、洪水に係る避難情報を発令した際には、地域防災拠点としての機能を近隣の避難所に移転する体制を整備しているほか、同区域内の消防署等においても災害対応を継続できるよう、「宇都宮市消防施設浸水対策計画」を策定し、運用している。	・市庁舎の浸水想定は約3.5m。被害発生により庁舎機能が損なわれるような場合には、他の施設に機能を移転して業務を継続する。	・災害対策本部は、市役所本庁舎に設置する。 ・平成27年9月関東・東北豪雨災害及び令和元年東日本台風（台風第19号）の際は、普通道路が冠水したが、庁舎機能は損なわれなかった。	・水防本部及び災害対策本部は、佐野市役所庁舎に設置する（浸水想定区域外）。また、地域防災計画に、医療体制整備計画の記載あり。	・災害対策本部は鹿沼市役所に設置（浸水想定区域外）、水防本部は消防本部に設置する。災害拠点病院は上部賛総合病院となる。	・本庁舎は浸水想定区域に位置していないが、使用できない場合には消防庁舎に災害対策本部を設置することとしている。	・災害対策本部は市役所本庁舎に設置（浸水想定区域外）。	・庁舎使用不能の場合、災害対策本部は二宮コミュニティセンターに設置。	・浸水想定区域に位置していない。
ダム の 洪水調節機能の強化について									

③河川管理施設等のハード整備に関する事項

項目 対象流域	宇都宮市 利・鬼	足利市 利・渡	栃木市 利・渡	佐野市 利・渡	鹿沼市 利	日光市 利・鬼・渡	小山市 利・鬼	真岡市 鬼	大田原市 久
堤防等河川管理施設の現状の整備状況について									
砂防堤堰、急傾斜地崩壊対策施設の設置等について									
雨水流出抑制施設の整備状況について	・令和3年度に策定した「宇都宮市総合治水・雨水対策推進計画」に基づき、「貯める」取組である公共施設などにおける雨水貯留浸透施設の整備を各拠点や居住誘導区域などにおいて優先的に実施し、低い土地や下水道未整備箇所において発生する河川への排水困難による浸水（内水）被害を解消することで、NCC形成を効果的に推進し、安全安心の未来都市の実現を目指す。 ・学校において、市民への防災に対する意識の醸成などを図るため、令和2年度から雨水貯留タンクの設置を進め、令和3年度、31校の小中学校に設置を行うことですべての小中学校への設置が完了する。 ・長有地における雨水貯留施設等の設置促進の取組について、令和2年から3年間を重点対策期間とし、制度拡充や積極的な周知活動の実施など、取組全体を強化している。	・開発（区画整理含む）に伴う調整池等の整備を指導している。	・雨水貯留の浸透施設設置補助制度により、各世帯で雨水貯留・浸透施設を設置する方に対し、設置費用の一部を補助している。		・施設が必要な箇所は整備を行った。今後は状況に応じて施設の必要性を検討していく。	・『栃木県開発許可事務の手引』を基に、開発区域面積A=0.1～1haは、調整池もしくは雨水浸透槽をA=1ha以上は、調整池の設置を義務付けている。	・大行寺排水区において雨水調整池の整備を実施中であり、放流先河川における許容放流量に対し、さらなる抑制を図る。	・雨水流出抑制施設の整備は出来ていない。	
緊急輸送道路の整備状況について									
道路アンダーパス部の冠水対策について	・13箇所のアンダーパス部において水位を検知し、標示板等により「通行注意」「通行止め」等の注意喚起を行っている。（11/13箇所において、ポンプ排水している） ・併せて、道路冠水情報システムにより、職員及び「道路管理包括業務」受託業者へ冠水情報をメール発報し、冠水状況を把握している。 ・台風及び大雨等が予想される場合は、市現場班により事前に道路アンダー部の点検及び目詰まり防止として清掃を実施し、その後も点検・清掃を実施している。 ・「道路管理包括業務」の委託契約を行い、夜間・休日及び緊急時等における道路アンダー冠水点検や道路の通行止を含む道路管理を行っている。	・全箇所ではないが、ポンプ施設、遠隔監視装置、冠水時の侵入防止柵等の整備を行っている（全てのアンダーパス部に前述の設備を一律に整備する計画はない）	・現状の機能維持を実施しており、強化等の整備予定はない。	・市内にアンダーパスは2カ所（朱雀アンダー、吾妻アンダー）ある。共に排水ポンプ、自動通報装置、冠水情報版、冠水チェックラインは設置されている。	・ハザードマップにより冠水箇所の周知と、道路の前後に大雨時冠水箇所の表示をしている。 ・震災の取り組みとして、排水ポンプの設置や、調整池の設置をしている。	・遮断機や冠水センサーの整備等、対策が不十分である。	・冠水チェックラインやアンダー銘板を設置するとともに、冠水状況を担当家やドライバーに伝達する自動通報装置及び路面冠水情報版を設置している。	・注意喚起標識の設置、冠水のチェックラインの設置により、冠水への注意喚起を行っている。	



(1) 【現状】水害・土砂災害リスク情報や減災に係る取組

流域名(減災対策検討会)  
利:利根川上流域 鬼:鬼怒川・小貝川上流域  
渡:渡良瀬川流域 久:久慈川・那珂川流域

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	矢板市 久	那須塩原市 久	さくら市 鬼・久	那須烏山市 鬼・久	下野市 利・鬼	上三川町 利・鬼	益子町 鬼	茂木町 久	市貝町 鬼・久
想定される浸水・土砂災害リスク情報の周知について	・防災ハザードマップを作成し、全戸配布するとともに市HPに掲載し周知している。 ・ハザードマップとは別に、浸水リスク想定図に基づく水害ハザードマップを作成した。	・洪水ハザードマップ、防災ハザードマップを作成し、住民等に配布するとともに市HP等に掲載し周知している。 ・洪水予報河川であっても対象区間以外では浸水リスクが不明で、周知できていない。	・平成31年3月に防災ハザードマップ改訂版を作成し、市内全戸配布。	・鬼怒川・小貝川上流域において本市が属する部分については、洪水浸水想定区域外である。 《鬼》 ・国・県管理河川の想定しうる最大の洪水に対する浸水想定区域の見直し結果に基づき、平成30年度にハザードマップの改定を行い浸水リスク情報を住民に対し周知を行った。《久》 ・令和3年度において、江川(烏山)・木須川の浸水リスク想定区や鬼の土砂災害警戒区域の2巡回調査の結果に基づき、ハザードマップした。 《鬼》《久》	・国県管理河川の浸水想定区域データを基に市洪水ハザードマップを作成公表している。	・想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域を基に、H30.7にハザードマップを改訂公表している。 ・ハザードマップを全戸配布。	・ハザードマップを全戸配布	・ハザードマップを全世帯に配付及び町HPにアップ。町防災訓練時、参加者にハザードマップを配付。	・ハザードマップを全戸配布 ・町ホームページに掲載
洪水時における河川水位等の情報提供等の内容及びタイミングについて									
避難情報の発令基準について	・地域防災計画上で定めている、発令の判断基準に基づき、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含め、総合的に判断し発令を行う。	・避難指示等の判断基準・伝達マニュアルに基づき、以下の基準を参考に、河川巡視等による現地情報や気象予測等を総合的に捉えて発令する。 (1)高齢者等避難 ○水位観測所の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が予想される場合 ○氾濫注意情報が発表されたとき (2)避難指示 ○水位観測所の水位が氾濫危険水位に達することが見込まれる場合、又は避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が予想される場合 ○氾濫警戒情報が発表されたとき	「避難指示等の発令基準」を作成し、発令基準を定めている。	・洪水予報河川の基準水位やキキクル(警報の危険度分布)を確認し、低位の浸水し易い重点箇所を巡回・点検をするとともに、とちぎ土砂災害警戒情報システム等を活用し、空振りを恐れることなく早め早めの避難指示等の発令を行うものとする。《鬼》《久》	(1)高齢者等避難 ・水位観測所の水位が避難判断水位に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・氾濫警戒情報が発表されたとき (2)避難指示 ・水位観測所の水位が氾濫危険水位に達した場合 ・氾濫危険情報が発表されたとき (3)緊急安全確保 ・水位観測所の水位が氾濫危険水位に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・氾濫発生情報が発表されたとき	避難指示等の判断・伝達マニュアルに基づき、災害警戒・対策本部の決定をもって発令している。 (1)高齢者等避難 ・水位観測所の水位が避難判断水位に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・氾濫警戒情報が発表されたとき (2)避難指示 ・水位観測所の水位が氾濫危険水位に達した場合 ・氾濫危険情報が発表されたとき (3)緊急安全確保 ・水位観測所の水位が氾濫危険水位に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・氾濫発生情報が発表されたとき	・地域防災計画に定めている。	・地域防災計画内、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」による発令基準に準拠している。	・「避難指示等の判断・伝達マニュアル」により発令基準を定めている。
避難場所・避難経路について	・防災ハザードマップに避難所を表示している。 ・避難経路については指定していない。	・洪水ハザードマップ(蛇尾川、那珂川、余世川)、市HP等により避難場所を周知している。また、ハザードマップに避難方向は表示しているが、避難経路は指定していない。	・ハザードマップにて避難所・避難場所・避難方向の表示や浸水区域を示している	・浸水想定区域・浸水リスク想定区域・土砂災害警戒区域の外に避難場所を設けることに加え、「区域内に位置する避難所は当該災害においては使用しない」とともに、平常時から災害リスクの高い地域住民に対しては、当該地域の防災訓練等において安全避難経路を事前に確認しおくよう周知している。《鬼》《久》	・避難所は下野市洪水ハザードマップ、HP、広報誌により周知。 ・避難方向は設定したが、避難経路については表示していない。	・避難所はハザードマップ、HP、広報誌により周知。	・避難所は益子町マップ、HPにより周知。 ・避難経路については、指定していない。	・避難所はハザードマップを配付して周知している。また、HPでも公開している。	・避難場所については、ハザードマップに記載。HPでも掲載している。
住民等への情報伝達の方法について	・避難情報は同報系防災行政無線および市のメール配信サービス、ホームページ、アプリ、ツイッター、広報車、消防団、関係区長への電話連絡、Lアラート等を活用し周知を図る。	・避難指示等を発令した場合は、次の方法により対象地区住民等に情報を伝達する。 ・登録制メール ・ツイッター ・フェイスブック ・市ホームページ ・緊急連絡メール ・広報車(消防団含む) ・自主防災会長、自治会長への電話連絡 ・防災行政無線(塩原地区のみ) ・ケーブルテレビ(塩原地区のみ) ・電話応答システム(塩原地区のみ) ・協定に基づく放送要請(テレビ・ラジオ)	・避難指示等を行う場合は以下の方法で伝達する。 ・防災行政無線 ・Lアラート ・防災メール ・市ホームページ ・市公式LINE ・ツイッター ・水防団、自主防災組織、民生委員による声かけ ※防災無線の音達区域外の方への戸別受信機無償貸与を行っている。	・防災情報伝達システムの登録推進を図り、数多くの住民に対し防災情報をプッシュ配信している。 ・市SNS、Lアラート、とちぎテレビのデータ放送、屋外拡声器放送、テレビのデータ放送、文字放送、ラジオ放送、市ホームページや緊急連絡メール配信により発信する。 ・緊急事態等、必要により市職員、消防団員の巡回や自治会へ情報提供している。	・避難勧告・指示を発令した場合は、次の方法により伝達する。 ・Lアラートや、登録制メールを通じ避難情報等より伝達している。 ・市SNS、Lアラート、とちぎテレビのデータ放送、屋外拡声器放送、テレビのデータ放送、文字放送、ラジオ放送、市ホームページや緊急連絡メール配信により発信する。 ・緊急事態等、必要により市職員、消防団員の巡回や自治会へ情報提供している。	・Lアラートや、登録制メールを通じ避難情報等の配信を行っている。 特に登録制メールについては自治会を通じ、加入の促進を進めている。	災害の状況、伝達先に応じて最善の手段により伝達するものとする。 伝達先 ・住民等(住民、自治会長、民生委員、自主防災組織代表者等) ・災害時要援護者・福祉関係機関等(要援護者の事前登録者、町社会福祉協議会、老人ホーム、保育所、病院等) ・防災関係機関等(消防署、消防団、警察署、県、国等)  伝達手段 ・防災行政無線、広報車、消防車、ホームページ、電話、登録制メール、FAX等	・緊急連絡メール、登録制メール、CATV、町HP、広報車、消防車により情報を発信している。	・防災行政無線、防災メール、広報車、HP、電Lアラート。緊急連絡メール(エリアメール)等。
避難誘導体制について	・警察、消防署、消防団、民生委員、自主防災組織等と協力し行う。	・市が、警察、消防団、自主防災組織等の協力を得て実施する。	・市職員 ・消防団員 ・警察・消防署(要支援者含) ・民生委員(要支援者含) ・自主防災組織(要支援者含)	・自主防災組織の重要性をアピールし、地域内における「自助」、「互助」、「共助」のシステムが確立されるよう中核とする。 ・地元消防団の協力を得ながら、安全な避難誘導体制を構築する。 ・県の補助事業を活用し、地区防災計画の策定促進を進めている。 《鬼》《久》	・市職員、消防団員、自主防災組織、警察官が連携して避難誘導に努める。	・消防団による各戸訪問等を行っている。 ・町職員、警察官、消防団員、自主防災組織等が連携して行う。	・町職員、警察官、消防団員、自主防災組織等が連携して行う。	・社会福祉協議会、消防団が行う。また、警察署、消防署へ協力を要請する。	・町職員、消防団、警察、消防、自主防災組織等が協力して行う。



②水防に関する事項

項目	矢板市	那須塩原市	さくら市	那須烏山市	下野市	上三川町	益子町	茂木町	市貝町
対象流域	久	久	鬼・久	鬼・久	利・鬼	利・鬼	鬼	久	鬼・久
河川水位等に係る情報提供について	・登録制メール等により配信している。	・指定河川洪水予報（氾濫注意情報を除く）を登録制メール、市HP（Jアラート連動）で配信している。 ・ダム管理者からの放流情報を登録制メール、ツイッター、フェイスブック、市HPで配信している。 ・電話応答システム（塩原地区のみ）	・防災行政メール・公式LINE等で配信している。 ・消防団（水防団）と災害対策本部にて情報のやり取りを行っている。	・防災情報伝達システムの登録推進を図り、数多くの住民に対し防災情報をフッシュ配信している。 ・市SMS、アラート、とちぎテレビのデータ放送にも情報をアップし、周知を図ることとしているが、住民自らが情報を取りに行ってしまうよう、平常時からPRする。 ・「とちぎ土砂災害警戒情報システム」の周知を行っている。 ・防災行政無線の更新について検討中。《鬼》《久》	・災害対策本部から無線機やメールなど複数の手段により消防団へ連絡	・登録制メールにより配信している。	・災害対策本部より直接消防団へ連絡	・防災担当者と消防団幹部には県河川課からの短時間雨量・河川水位・洪水予報等の情報が配信されるようにしている。	・災害対策本部から直接消防団へ連絡する。
河川の巡視区間、水防活動の実施体制について	・出水期前に土木事務所や消防署等とともに重要水防箇所の点検を行っている。	・毎年、出水期前に県、消防等と重要水防箇所及び水防倉庫の点検を行っている。 ・消防団（水防団）の水防訓練を実施している。 ・伝統的水防工法の継承は困難な状況にある。	・各消防団（水防団）の担当地区内の河川巡視を実施。 ・出水期前に国、県、消防団、消防本部等と重要水防箇所及び水防倉庫の点検を行っている。	・毎年、出水期前に、市の水防計画の見直しを図り、当該内容に関し、消防団と共に、意思統一を図り、実際に役立てられるよう準備する。 ・毎年、出水期前に国、県、消防団、消防本部等と重要水防箇所及び水防倉庫の点検を行っている。《鬼》《久》	・消防団員が平常時から担当区域の巡視を実施している。	・出水期前に県、消防等と重要水防箇所及び水防倉庫の点検を行っている。	・消防団（分団）が管轄地区を出動指令を受けて巡視を実施する。	・毎年、出水期前に県、警察、消防等と重要水防箇所及び水防倉庫の点検を行っている。	・地元消防団による巡回（自管轄地区内）
水防資機材の整備状況について	・市において土嚢の備蓄を行っている。	・市内6か所の水防倉庫及び消防署に資機材を整備している。 ・市役所本庁舎及び支所庁舎に土のうを備蓄している。	・防災倉庫等に土のうを備蓄している。（市内2箇所） ・水防団ヘライフジャケットの配備。	・土のう等のストックは、早くからの備蓄に努め、その他の資機材については、計画的に購入し、備蓄に努めるものとする。《鬼》《久》	・現在、防災倉庫、水防倉庫の市内6カ所に土のう等を備蓄している。 ・今後、重要水防箇所により近い場所に土のう等の備蓄を検討している。	・水防倉庫に土のう袋、役場駐車場に土のう用砂を備蓄している。 ・氾濫の予想される箇所の一部については近くの公園等に土のうを配備している。	シート、土のう袋など	・水防倉庫に枕、土のう、ブルーシートなどの資機材を備蓄している。	・土嚢、シート等
市庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応について	・市役所本庁舎が洪水浸水想定区域に立地しているため、使用不能の場合は、代替施設として「子ども未来館」に災害対策本部を設置することとなっている。	・災害対策（現地）本部を開設する市本庁舎及び支所は浸水想定区域には立地していない。 ・業務継続計画にて庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎を定めている。	・災害対策本部を設置する庁舎は非常用電源（浸水対策済）や土のうで対応する。 ・業務継続計画にて庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎を定めている。	・幸いにも、本市の防災拠点は、洪水浸水想定区域・浸水リスク想定区域・土砂災害警戒区域には建っておらず、特設の配慮は必要ないと考えられる。《鬼》《久》	・市庁舎使用不能の場合は、ゆうゆう館に本部を設置	・市庁舎及び災害拠点病院は、浸水想定区域に位置していない。	・災害対策本部（役場）は、浸水想定区域外	・「役場庁舎」が使用不能になった場合は、「茂木町防災館」を代替場所とする。	・災害対策本部（役場）は浸水想定区域外。その他被害時は「中央公民館」を代替施設とする。
ダムの洪水調節機能の強化について									

③河川管理施設等のハード整備に関する事項

項目	矢板市	那須塩原市	さくら市	那須烏山市	下野市	上三川町	益子町	茂木町	市貝町
対象流域	久	久	鬼・久	鬼・久	利・鬼	利・鬼	鬼	久	鬼・久
堤防等河川管理施設の現状の整備状況について									
砂防堰堤、急傾斜地崩壊対策施設の設置等について									
雨水流出抑制施設の整備状況について	・雨水流出抑制施設の整備計画はない。	・那須塩原西第1調整池 貯留能力47,400m <sup>3</sup> ・黒中川雨水調整池 貯留能力18,900m <sup>3</sup>		・排水樋管は、平成16年度に国での新設整備後に移管。 ・排水ポンプは、平成26年度に国での新設整備後に移管。《鬼》《久》	・令和3年8月1日に雨水貯留施設設置費補助金交付要綱を定め、市内全域の民間敷地を対象に雨水タンク設置費の助成を開始した。 ・なお、令和3年8月18日時点での設置件数は、0件となっている。				
緊急輸送道路の整備状況について									
道路アンダーパス部における冠水対策について	・通報システムにより水深が7cmを超え、さらに深くなる可能性がある場合、ガードマンやカラーコーン等により通行止めや迂回の措置を行う。	・危険箇所については、エアードリル機、冠水センサー、排水ポンプの設置をしている。	・卵の里れあいアンダー：自動ポンプによる排水、路面冠水警報表示設備による注意喚起 浦須坂アンダー：自然排水	・平成28年度に県からの移管時には、冠水対策は実施済。 《鬼》《久》	・アンダーパスに冠水情報板と監視カメラを設置しアンダーパス部の冠水状況を把握できるようにしている。 ・排水施設の清掃点検を定期的に行うとともに、豪雨が予測される場合には事前に確認を行っている。	・道路アンダーパスの冠水情報板やCCTVを整備。 ・排水ポンプの整備。 ・電気設備の地上化。			



(1) 【現状】水害・土砂災害リスク情報や減災に係る取組

①情報伝達、避難計画等に関する事項

流域名(減災対策検討会)  
利:利根川上流域 鬼:鬼怒川・小貝川上流域  
渡:渡良瀬川流域 久:久慈川・那珂川流域

項目	芳賀町 鬼	壬生町 利	野木町 利	塩谷町 鬼・久	高根沢町 鬼	那須町 久	那珂川町 久	宇都宮気象台 全流域	栃木県 全流域
想定される浸水・土砂災害リスク情報の周知について	・洪水ハザードマップを全世帯に配布している。	・ハザードマップを全戸に配布している。	・洪水ハザードマップを作成し全世帯に配布している。	・防災ハザードマップにより周知(土砂災害警戒区域の2巡目基礎調査結果、荒川上流のダムの放流を反映)	・高根沢町防災ハザードマップを作成公表している。	・平成10年那須水害時の災害規模を想定した洪水ハザードマップを作成し、公表している。 ・洪水予報河川について、想定最大規模降雨に対応したハザードマップを作成し、配布している。 ・土砂災害ハザードマップを作成し、配布している。	・洪水予報河川について洪水浸水想定区域図を基に洪水ハザードマップ作成し全戸配布している。	・平成25年6月から「土砂災害警戒判定メッシュ情報」の提供を開始。 ・平成29年7月から大雨警報(浸水害)・洪水警報の危険度分布を提供。(同時に土砂災害警戒判定メッシュ情報は大雨警報(土砂災害)危険度分布に名称を変更)。 令和元年7月から、危険度の高まりを伝えるプッシュ型の通知サービスを開始し、12月には、洪水に関する危険度分布に浸水想定区域のリスク情報を重ね合わせて表示する機能を追加。また、令和2年5月から「本川の増水に起因する内水氾濫の危険度」を表示している。 これら、大雨警報(土砂災害・浸水害)・洪水警報の危険度分布は、令和3年3月に名称を「キキウ」とし、市町等において緊急時の防災対応判断の際に利用され、また住民の主体的な避難の判断を支援している。	・洪水予報河川及び水位周知河川について、想定最大規模降雨に対応した洪水浸水想定区域図を公表している。 また、その他の県管理河川のうち河川氾濫による浸水被害が想定される92河川について、浸水リスク想定図を公表している。 ・「とちぎ地図情報システム」により、土砂災害の発生のおそれのある箇所(土砂災害警戒区域等)の位置情報を提供している。
洪水時における河川水位等の情報提供等の内容及びタイミングについて								・河川管理者と共同で行う、指定河川洪水予報について、発表基準水位の到達及び予測に応じた洪水予報(氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報)を発表し、水位や雨量の実況、予測情報を関係機関に伝達している。	・直轄河川の洪水予報発表を受け関係機関へ情報提供を行っている。 ・県管理河川についても洪水予報を発表しており、自治体、警察、消防等関係機関への連絡を行い住民への周知を行っている。 ・ダムからの放流を行う場合、FAXにより関係機関へ情報提供を行っている。 ・出水期前にダム放流説明会を実施している。 ・7ダムに關係する市町と避難情報に着目したタイムラインを作成し、情報共有を図っている。 ・ダム管理者から市町長へダム放流情報に基づく避難情報等の発令判断を支援するため、ダムの事象や情報提供等について説明を行っている。 ・県管理河川の氾濫発生又は氾濫の恐れがある時や土砂災害発生のおそれがある時、県土整備部所管7ダムの緊急放流を行う時に、直接連絡(ホットライン)を行っている。 ◆知事ホットライン【知事⇄市町長】 ①氾濫危険情報(LV4相当)発表時 ②氾濫発生情報(LV5相当)発表時 ③特別警戒の指標となる50年に一度の値を超えた水位が4～5層出現 ④緊急放流開始3時間前及び開始時 ◆幹部職員からの情報提供 【県幹部職員⇄市町危機管理担当部長】 ①氾濫警戒情報(LV3相当)発表時 ②土砂災害警戒情報(LV4相当)発表時 ③緊急放流開始1時間前 ④知事ホットラインの運用事象発生時
避難情報の発令基準について	・河川水位観測所毎の基準により発令。 ・大雨警報等の情報により発令。	・地域防災計画に則す。 ・現場職員からの情報を参考にする。 ・河川の水位や気象庁の警報等を参考にする。	・野木町地域防災計画にて基準を明確にしている。	・「避難情報等の判断、伝達マニュアル」に定めている。 (1)水害編(鬼怒川、荒川) (2)土砂災害編	(1)高齢者等避難 ○佐貫水位観測所の水位が2.60m(避難判断水位)に到達し、水位の上昇がさらに見込まれる。 ○氏家体育館観測所の水位が1.30m(避難判断水位)に到達し、水位の上昇がさらに見込まれる。 ○高根橋観測所の水位が1.30m(避難判断水位)に到達し、水位の上昇がさらに見込まれる。 ○漏水等が発見された場合。 (2)避難指示 ○佐貫水位観測所の水位が3.30m(氾濫危険水位)に到達した場合。 ○氏家体育館観測所の水位が1.80m(氾濫危険水位)に到達した場合。 ○高根橋観測所の水位が1.80m(氾濫危険水位)に到達した場合。 ○異常な漏水等が発見された場合。	・避難指示等発令マニュアルを作成し、避難指示等の発令を行っている。	・地域防災計画に記載		・「とちぎ土砂災害警戒情報システム」について、土砂災害警戒判定の更新時間の短縮や高精度化に加え、土砂災害警戒基準線の見直しを行っている。
避難場所・避難経路について	・避難場所は、洪水ハザードマップに記載。避難経路は方向を矢印で示す。	・広報やHPに掲載しハザードマップの普及を行っている。 ・防災訓練を通じて避難場所や避難経路について確認してもらっている。	・避難場所については、指定緊急避難場所及び一時避難地を地域防災計画に定めている。 ・避難経路については、現在定めていない。	・小中学校やコミュニティセンターなどの公共施設等。 ・避難経路については指定していない。 ・防災ハザードマップを町広報紙、町ホームページに掲載している。	・高根沢町防災ハザードマップにより周知。	・防災マップを全世帯に配布している。また、ホームページ上での公開も行っている。	・災害種別ごとに町内40箇所を指定緊急避難場所に指定 ・避難経路については、ハザードマップにより周知		・各市町が作成するハザードマップに関して作成支援を行っている。
住民等への情報伝達の方法について	・防災行政無線、町ホームページ、緊急速報メール、登録制メール、CATV、町広報車、消防団車両などによる広報活動により、避難対象地区の住民への情報周知を図っている。	・防災行政無線 ・HPによる広報 ・防災メール ・消防団等による広報活動	・防災行政無線、登録制メール、防災アプリ、町ホームページ、町広報車、消防ポンプ車、エリアメール、報道機関(Lアラート)による伝達。	(1)町防災行政無線 (2)緊急速報メール (3)登録性メール、FAX (4)テレビ、ラジオ(Lアラート) (5)町広報車、消防団 (6)スマートフォンアプリ (7)戸別受信機 (8)行政区、自主防災組織、民生委員等の組織を通じた戸別訪問、電話等	高齢者等避難、避難指示を発令した場合は、防災行政無線、消防団車両、町ホームページ、防災・防犯メール、報道関係機関等を通じて全ての人に伝わるよう留意して伝達する。	・気象台、県からの情報を基に、登録制メール、facebook等で情報伝達を行っている。 ・非常時においては、防災行政無線(同報系)、緊急速報メール、広報車、消防団等における個別訪問等で情報伝達を行っている。	・音声告知端末 ・屋外拡声スピーカー ・緊急速報メール ・Lアラート ・広報車 等	・防災気象情報を既定の伝達経路で防災機関や自治体に確実に伝達するとともに、テレビ・ラジオなど報道機関の協力を得て、住民に提供している。 ・「気象庁ホームページ」では、大雨(土砂災害・浸水害)・洪水に係る警報・注意報及び指定河川洪水予報、土砂災害警戒情報のほか、大雨警報・洪水警報のキキウ(危険度分布)、気象情報・ナウキャスト(降水・雷・電巻)、早期注意情報(警報級の可能性)等の防災気象情報を提供している。 ・電話応答装置により警報・注意報や天気予報等の気象情報を提供している。	・「とちぎリアルタイム雨量・河川水位観測情報」サイトにより、雨量・河川水位・河川状況映像等の情報を提供している。 ・「川の水位情報」サイトにより、危機管理型水位計の水位情報・簡易型河川監視カメラの画像等を提供している。 ・「電話応答装置」により、雨量・河川水位情報を提供しているほか、「NHKデータ放送」により、河川情報の配信を行っている。 ・防災担当者向けに「登録制メール」により、短時間雨量・河川水位・洪水予報等のプッシュ型配信を行っている。 ・住民向けに「緊急速報メール」により洪水情報・土砂災害警戒情報のプッシュ型配信を行っている。 ・「とちぎ土砂災害警戒情報システム」により、土砂災害発生の高まりに関する情報を提供している。 ・「とちぎ地図情報システム」により、土砂災害の発生のおそれのある箇所(土砂災害警戒区域等)の位置情報を提供している。 ・ダム下流住民に対して、ダム放流情報等に関する住民説明会を実施している。 ・ダム諸量データ(流入量、漂流量、貯水位等)を国土交通省「川の防災情報」にリアルタイム配信している。 ・ダム緊急放流開始3時間前等におけるTVテロップ放送(とちぎテレビ・NHK放送局)の依頼と、報道機関18社へ情報提供を行っている。 ・非常時においても、ダム放流情報を的確に伝達するため、ダム放流警報設備の改良・耐水化を実施している。
避難誘導体制について	町職員、消防団員、自主防災組織等が連携して、危険な地域から安全な地域へ避難誘導に努める。	・町職員、消防団、自主防災組織、消防署、警察と連携して誘導を行う。	・町職員、自主防災組織、消防団による誘導 ・要配慮者については、現在マニュアルを作成している。	・町職員、消防団員、自主防災組織等が連携して、危険な地域から安全な地域へ避難誘導に努める。	町担当課、警察、消防、自主防災組織等が連携し協力し、できるだけ近隣の住民とともに集団避難を行うよう指導する。	・消防、警察等関係機関の協力を得て、避難所までの避難誘導を行う。 ・上記関係機関の他、民生委員等の福祉関係者と協力し、避難行動要支援者の避難誘導を行う体制を構築している。	・自主防災組織、消防団、警察の協力を得て避難誘導を行う。		



②水防に関する事項

項目 対象流域	芳賀町 鬼	壬生町 利	野木町 利	塩谷町 鬼・久	高根沢町 鬼	那須町 久	那珂川町 久	宇都宮気象台 全流域	栃木県 全流域
河川水位等に係る情報提供について	・災害対策本部より直接消防団へ連絡する。	・HPによる広報 ・防災メールの配信	・洪水の危険性が生じた場合、防災行政無線、登録制メール、防災アプリ、町ホームページ、広報車、電話等で関係機関及び住民に情報提供している。	・消防団等については、災害対策本部から直接連絡	・町は必要な情報を収集し、遅滞なく消防団へ通報する。	・登録制メール、防災行政無線等で情報の提供を行っている。	・関係機関の情報を基に必要に応じて消防団へ周知 ・緊急速報メールを活用した洪水情報配信	・河川管理者と共同で行う、指定河川洪水予報について、発表基準水位の到達及び予測に応じた洪水予報を発表し、水位や雨量の実況と予測を関係機関に伝達している。 ・令和元年5月から、避難勧告等ガイドラインの改定（H31.3）に伴い導入された警戒レベルに対応し、指定河川洪水予報に警戒レベルを明示している。 ・令和2年6月から直轄河川において、大雨特別警戒切り替え時、必要に応じて「河川氾濫に関する情報（臨時の洪水予報）」を発表し、洪水への警戒を呼びかけることとしている。 ・洪水による重大な災害のおそれがあるときに、洪水警報を発表し関係機関へ伝達するとともに、洪水警報のキキクル（危険度分布）、指定河川洪水予報等の防災気象情報を気象庁ホームページで提供している。 ・電話応答装置により警報・注意報や天気予報等の気象情報を提供。またテレビ・ラジオなど報道機関の協力を得て、防災気象情報を提供している。	・直轄河川の洪水警報発令時に関係機関へ情報提供を行っている。 ・県管理河川については、洪水予報の発表と併せて水防警報を発表している。 ・雨量・河川水位・土砂災害等に関する情報を以下のシステムにより提供している。 ①「とちぎリアルタイム雨量・河川水位観測情報」サイト ②「川の水位情報」サイト ③「電話応答装置」 ④「NHKデータ放送」 ⑤「登録制メール（防災担当者向け）」 ⑥「緊急速報メール」 ⑦「とちぎ土砂災害警戒情報システム」 ⑧「とちぎ地図情報システム」
河川の巡視区間、水防活動の実施体制について	・出勤指令を受けて水防団（消防団）の受け持ち区間の巡視を実施する。	・毎年、出水期前に関係自治体、消防等と重要水防箇所及び水防倉庫の点検を行っている。	・毎年、出水期前に国、県、消防等と重要水防箇所及び水防倉庫の点検を行っている。	・地元消防団による巡視（受け持ち区間などの記載なし）	・各消防団の受け持ち区域（町内の各河川流域）があり、出勤指令を受けて巡視を実施する。	・毎年、出水期前に土木事務所、消防署、警察と重要水防箇所及び水防倉庫の点検を行っている。	・出水期前に関係機関と重要水防箇所の点検を実施 ・水防団による河川巡視 ・水防訓練の実施	・河川管理者と共同して指定河川洪水予報を発表。 ・直轄河川については、関係機関と重要水防箇所等の共同点検を行っている。県管理河川も要請に応じて点検への参加を行うこととしている。	・毎年、出水期前に関係自治体、消防等と重要水防箇所及び水防倉庫の点検を行っている。
水防資機材の整備状況について	土のう1,500袋、縄19巻、枕1,000本以上など	・土のうの各所配備 ・水防倉庫並び資機材の整備	・水防倉庫に土のう袋等の資機材を備蓄している。 ・土のう用の砂は、毎年購入しストックしている。	・土嚢等を町施設に数箇所保管及び消防署に保管	・土嚢2,000袋、シート10枚、トラロープ100mなど	・町内の水防倉庫に資機材を備蓄している。	・水防倉庫に土のう、土のう袋、スコップ等の資機材を備蓄		・防災ステーション、防災ヤードに根固めブロック、土のう用土砂等の水防資材を備蓄している。 ・各土木事務所の水防倉庫に土のう袋等の水防資機材を備蓄している。 ・令和3年度に排水ポンプ車を県南土木事務所（栃木、安足）に3台配備している。
市町庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応について	・庁舎が被災した場合には代替施設を設けて対応する。（芳賀町民会館）	・庁舎が被災した場合には代替施設を設けている。（図書館・歴史民俗資料館）	・庁舎が被害を受けた場合、代替施設を設けている。（野木町文化会館）	・役場庁舎が使用不能になった場合は、「日々輝学園高等学校開校館」を代替場所とする。	・水害のおそれのある病院施設に町健康福祉課より連絡し、避難先を指示する。	・代替庁舎で対応	・庁舎は、浸水想定区域外ではあるが、浸水リスク想定では浸水する危険あり。		
ダムの洪水調節機能の強化について									・国の「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づき、県内の3水系（那珂川水系、利根川水系鬼怒川、利根川水系）において、河川管理者・ダム管理者・利水者間で事前放流の実施等を明記した治水協定を締結（R2.5.28）し、R2出水期から運用を開始している。

③河川管理施設等のハード整備に関する事項

項目 対象流域	芳賀町 鬼	壬生町 利	野木町 利	塩谷町 鬼・久	高根沢町 鬼	那須町 久	那珂川町 久	宇都宮気象台 全流域	栃木県 全流域
堤防等河川管理施設の現状の整備状況について									・県管理の各河川において、河川整備計画に基づき整備している。 ・県の防災減災に対する取り組みとして、県管理河川の堤防天端舗装や巻堤、堤防継付等で強化し、決壊までの時間を少しでも延ばす対策を実施している。また、堆積土を除去し、適切な維持管理を行っている。
砂防堤、急傾斜地崩壊対策施設の設置等について									・土砂災害に強い防災基盤整備計画に基づき整備している。 ・土砂災害の発生により甚大な被害が生じるおそれのある要配慮者利用施設等が含まれる土砂災害警戒区域（重点整備箇所）において砂防堤等を整備している。
雨水流出抑制施設の整備状況について	・芳賀町公共下水道事業計画に基づき、市街化区域内に調整池を3池整備済。	・町管理の施設のうち、一部、雨水流出抑制施設を整備している施設がある。	・逆川排水機場耐震補強工事を施工中。 ・併せて、ストックマネジメント計画に基づいた、電気や機械設備等の改修に向けた実施設計を実施。	・過去に浸水のあった地域について、検討中。	・必要箇所に雨水浸透槽の設置を行っている。 ・分譲住宅などの開発地については、業者に対して、雨水の地区内処理や各戸への雨水浸透槽の設置を依頼している。	・圃場の整備推進	・設置実績なし		・土質庁舎において、地下貯留槽を設置し、雨水流出を抑制している。
緊急輸送道路の整備状況について									・山間部において、大型車のすれ違いが困難な箇所や防災点検結果に基づく要対策箇所が残っている。 ・また、市街地においても、一部狭隘な箇所や無電柱化が進んだ箇所がある。 ・県が管理する道路のアンダーパスにおける冠水対策について、 ①土アース断縁の設置 ②ポンプ設備の増強 ③電気設備の地上化を優先順位の高い箇所から実施している。
道路アンダーパスにおける冠水対策について						・冠水注意看板の設置 ・排水ポンプの設置（1カ所）			



(2) 【課題】水害・土砂災害リスク情報や減災に係る取組

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

流域名(減災対策検討会)  
利:利根川上流域 鬼:鬼怒川・小貝川上流域  
渡:渡良瀬川流域 久:久慈川・郡珂川流域

項目	課題番号	宇都宮市	足利市	栃木市	佐野市	鹿沼市	日光市	小山市	真岡市	大田原市
対象流域		利・鬼	渡	利・渡	利・渡	利	利・鬼・渡	利・鬼	鬼	久
想定される浸水・土砂災害リスク情報の周知について	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域に住んでいる全ての方に、災害リスクととるべき避難行動を周知啓発する必要がある。</li> <li>コロナ下で防災出前講座の中止が相次いでおり、周知啓発の機会が減少している。</li> <li>また、新たな洪水浸水想定区域図や土砂災害警戒区域が公表された場合は、ハザードマップ等の改訂が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民が新ハザードマップを有効活用するためには、災害リスクを十分理解し、適切な時期、適切な避難方法により避難できるよう周知啓発を図る必要がある。</li> <li>また、新たな洪水浸水想定区域図や土砂災害警戒区域が公表された場合は、ハザードマップ等の改訂が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年東日本台風(台風第19号)後に実施した市民アンケートの結果、ハザードマップの内容が分からないまたはハザードマップ自体を知らない市民が多く存在することが判明した。</li> <li>洪水浸水想定区域図等や土砂災害警戒区域を基にしたハザードマップの改訂が必要である。</li> <li>出水期前や改訂時には、より周知を図る必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水浸水想定区域図等や土砂災害警戒区域を基にしたハザードマップの改訂が必要である。</li> <li>ハザードマップの活用方法等について、周知啓発を図る必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水浸水想定区域図等や土砂災害警戒区域を基にしたハザードマップの改訂が必要である。</li> <li>浸水リスク想定図が認識されていない。</li> <li>浸水リスク想定図が認識されていない。</li> <li>土砂災害ハザードマップの更新、洪水浸水想定区域図等やダム下流域の浸水想定図を基にした洪水ハザードマップを作成し、周知させていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒区域等の範囲や内容について、住民が把握できていない。</li> <li>浸水リスク想定図が認識されていない。</li> <li>土砂災害ハザードマップの更新、洪水浸水想定区域図等やダム下流域の浸水想定図を基にした洪水ハザードマップを作成し、周知させていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水想定区域図及び堤防決壊時の浸水シミュレーション結果をホームページで公開しているが、自治体や住民に向けて分かりやすいものではないため、浸水リスクとして認識されていない。</li> <li>洪水浸水想定区域図等や土砂災害警戒区域を基にしたハザードマップの改訂が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水浸水想定区域図等や浸水リスク想定図、土砂災害警戒区域を基にしたハザードマップの改訂が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハザードマップの改訂には費用がかかる。</li> <li>洪水浸水想定区域図等やダム下流域の浸水想定図、土砂災害警戒区域を基にしたハザードマップの改訂が必要である。</li> </ul>
避難情報の発令基準について	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難の判断基準となる水位に達する前でも、避難すべき危険な状況になる可能性がある。</li> <li>情報を速やかに精査し、市民に発信する必要がある。</li> <li>発令にあたっては、水位のみのならず、河川の状況等を総合的に判断することとしているが、数値化が難しい「総合的」の部分の判断が非常に難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>深夜、早期の避難情報発令の見極めが困難。</li> <li>河川の水位上昇時には、同時に内水氾濫や土砂災害、倒木等の対応もしているため河川のみを注視できない。</li> <li>水位情報がない河川や内水の氾濫が発生した場合、数値化が難しく、総合的に避難情報発令を判断することが難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>深夜、早期の避難情報発令の見極めが困難。</li> <li>河川の水位上昇時には、同時に内水氾濫や土砂災害、倒木等の対応もしているため河川のみを注視できない。</li> <li>深夜、早期の避難情報発令の見極めが困難。</li> <li>河川の水位上昇時には、同時に内水氾濫や土砂災害、倒木等の対応もしているため河川のみを注視できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>降雨や水位の見込や予想をするのは難しい。</li> <li>深夜、早期の避難情報発令の見極めが困難。</li> <li>洪水予報河川及び水位周知河川以外の中小河川について、水位が急上昇することも多く避難情報発令の判断が難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難の判断基準となる水位に達する前でも、避難すべき危険な状況になる可能性がある。</li> <li>深夜、早期の避難情報発令の見極めが困難。</li> <li>降雨や水位の見込や予想をするのは難しい。</li> <li>深夜、早期の避難情報発令の見極めが困難。</li> <li>河川の水位上昇時には、同時に内水氾濫や土砂災害、倒木等の対応もしているため河川のみを注視できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難情報の発令の判断基準(具体的な考え方を整理する必要がある。</li> <li>深夜、早期の避難情報発令の見極めが困難。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難の判断基準となる水位に達する前でも、避難すべき危険な状況になる可能性がある。</li> <li>深夜、早期の避難情報発令の見極めが困難。</li> <li>降雨や水位の見込や予想をするのは難しい。</li> <li>深夜、早期の避難情報発令の見極めが困難。</li> <li>発令にあたっては、水位のみのならず、河川の状況等を総合的に判断することとしているが、数値化が難しい「総合的」の部分の判断が非常に難しい。</li> <li>河川の水位上昇時には、同時に内水氾濫や土砂災害、倒木等の対応もしているため河川のみを注視できない。</li> <li>内水被害も取り入れる必要がある。</li> <li>上流域に雨量観測所がないため見込み・予想が難しい。</li> <li>深夜から明け方前の避難指示発令については、二次災害の危険性も考慮すると判断が難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>降雨や水位の見込や予想が困難である。</li> <li>避難情報の発令の判断基準(具体的な考え方を整理する必要がある。</li> <li>河川の水位上昇時には、同時に内水氾濫や土砂災害、倒木等の対応もしているため河川のみを注視できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>深夜、早期の避難情報発令の見極めが困難。</li> <li>上流で降った雨による増水の予測が困難。</li> <li>河川の水位上昇時には、同時に内水氾濫や土砂災害、倒木等の対応もしているため河川のみを注視できない。</li> </ul>
避難場所・避難経路について	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所だけでなく、知人宅等への避難など、危険な場所にいる方が「避」けるための避難行動をさらに周知していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難路が浸水している場合、迂回路がないのが孤立する恐れがある。</li> <li>避難所に指定できる適切な施設が区域内にないことから、区域外へ避難しなければならぬ地区がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の立地の問題や施設の耐震性の問題があり、避難場所の確保が困難となっている。</li> <li>地区によっては、適切な避難所や避難場所がないことから車を使った長距離避難を検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区によっては、避難経路上に土砂災害警戒区域があり、避難にリスクが伴う場合がある。また、土砂災害や洗掘による道路の崩落等で多くの孤立集落が発生する恐れがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難経路については設定しておらず、避難経路を具体化していく必要があるが、災害により被災状況は変化するため、具体化することが困難である。</li> <li>地区によっては、浸水・土砂災害リスクが複数あり、適切な避難所や避難場所確保が困難であるほか、避難にリスクを伴うと共に、多くの孤立集落が発生する恐れがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難経路上に土砂災害警戒区域のある地域も多いことから、市有施設に頼った避難場所の確保が困難となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平坦な地形のため、避難方向の指示は可能でも浸水を回避しての避難経路の指定は困難。</li> <li>指定避難所、指定緊急避難場所以外に、一時避難所として地区の集会所を設定したが、住民の認識が難しい。</li> <li>浸水想定区域において避難所までかなり距離のある地域もあり、避難場所の選定について再考の必要がある。</li> <li>避難経路については設定しておらず避難方向を設定していたが、避難経路を具体化していく必要がある。</li> <li>避難経路については設定しておらず、また道路の浸水・冠水等に関する情報も事前には把握していないので、避難誘導の際の経路の指定が困難である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難経路や避難方向については設定していないので設定していく必要がある。</li> <li>浸水想定区域において避難所までかなり距離のある地域もあり、避難場所の選定について再考の必要がある。</li> <li>平坦な地形のため、避難方向の指示は可能でも浸水を回避しての避難経路の指定は困難である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区によっては、適切な避難所や避難場所がないことから車を使った長距離避難を検討する必要がある。</li> </ul>
住民等への情報伝達の方法について	D	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人への情報伝達が必要である。</li> <li>災害発生時には、各機関からのFAXやメールが多く、様々な情報が錯綜するが、速やかに情報を精査し、発信する必要がある。</li> <li>携帯電話(緊急通報メール、登録制メール)やテレビ、市独自の防災ラジオなど、個別受信機への情報発信が最も重要であると考えられるが、さらに情報入手手段の周知啓発を進める必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難情報の伝達手段は複数確保しているが、同報系防災行政無線は導入していない。</li> <li>緊急速報メールやアラートが有効な方法と考えるが、携帯電話が無い世帯のためにも、電話での情報発信のため、連絡網を再構築する必要がある。</li> <li>外国人への情報伝達が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数の情報伝達の体制や方法をとっているが、全ての住民へ周知できているのか不明。</li> <li>防災行政無線は、豪雨時の雨音や強風、建物の中にいる場合等により、聞き取れない恐れがある。</li> <li>外国人への情報伝達が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政無線は、豪雨時の雨音や濁流の音で聞き取れない恐れがある。</li> <li>複数の情報伝達の体制や方法をとっているが、全ての住民へ周知できているのか不明。</li> <li>障がい者や外国人への情報伝達が必要。</li> <li>各機関からのFAXやメールが多く、情報の精査が困難となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政無線は、豪雨時の雨音や濁流の音で聞き取れない恐れがある。</li> <li>外国人への情報伝達が必要。</li> <li>各機関からのFAXやメールが多く、情報の精査にも人手が取られることとなり、本日に重要な情報が埋もれてしまう恐れを感じている。</li> <li>防災行政無線は、豪雨時の雨音や濁流の音で聞き取れない恐れがある。</li> <li>拡声器付災害情報システムが聞こえにくい。</li> <li>メールの配信、ホームページへの掲載するタイミングについて早期対応。</li> <li>さらに確実な情報伝達を目指し新たな伝達方法を検討する。</li> <li>複数の情報伝達の体制や方法をとっているが、全ての住民へ周知できているのか不明。</li> <li>防災無線(個別受信機含む)での広報が主となるが、旅行者や外国人への情報伝達が課題。</li> <li>防災無線が聞こえなかった場合に対応できるよう電話による再送信サービスを実施しており周知しているが存在を知らない方が多いと思われる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数の情報伝達手段をとっているが、さらに確実な情報伝達を目指し、分かりやすい周知を行う必要がある。</li> <li>防災行政無線は、聞き取りにくく、特に豪雨時には全く聞こえないとの声もある。</li> <li>防災行政無線と連動して、令和2年度より防災ラジオを販売しているが、地区によって受信不良等の障害が生じている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政無線システムが聞こえにくい。</li> <li>複数の情報伝達の体制や方法をとっているが、全ての住民へ周知できているのか不明。</li> <li>防災無線(個別受信機含む)での広報が主となるが、旅行者や外国人への情報伝達が課題。</li> <li>防災無線が聞こえなかった場合に対応できるよう電話による再送信サービスを実施しており周知しているが存在を知らない方が多いと思われる。</li> </ul>		
避難誘導体制について	E	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難情報が発令された場合に、市民が適切な避難行動をとれるよう、平素から周知する必要がある。</li> <li>水害が広範囲に及ぶ場合には、避難誘導を行う人員が不足する恐れがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難情報が発令されても、避難行動を起こさない住民への対応が課題。</li> <li>市民一人一人の避難の意識の向上が必要。</li> <li>避難行動要支援者の避難誘導方法が課題。</li> <li>避難行動要支援者の避難誘導方法が課題。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水害が広範囲に及ぶ場合には、各員が連携をしても人員が不足する恐れがある。</li> <li>避難行動要支援者の避難誘導方法が課題。</li> <li>水害が広範囲に及ぶ場合には、各員が連携をしても人員が不足する恐れがある。</li> <li>市民一人一人の避難行動を含めた防災意識の向上が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難情報が発令されても、避難行動を起こさない住民への対応が課題。</li> <li>消防団員等の生命を守るため、避難誘導時の退避の見極めが必要。</li> <li>早めに避難する場合には車両での避難が想定されるため、誘導方法そのものの検討が必要。</li> <li>各組織と連携して、迅速な避難誘導のための準備や訓練が必要。</li> <li>避難行動要支援者の避難誘導方法が課題。</li> <li>水害が広範囲に及ぶ場合には、各員が連携をしても人員が不足する恐れがある。</li> <li>市民一人一人の避難の意識の向上が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難情報が発令されても、避難行動を起こさない住民への対応が課題。</li> <li>消防団員等の生命を守るため、避難誘導時の退避の見極めが必要。</li> <li>早めに避難する場合には車両での避難が想定されるため、誘導方法そのものの検討が必要。</li> <li>各組織と連携して、迅速な避難誘導のための準備や訓練が必要。</li> <li>避難行動要支援者の避難誘導方法が課題。</li> <li>水害が広範囲に及ぶ場合には、各員が連携をしても人員が不足する恐れがある。</li> <li>市民一人一人の避難の意識の向上が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難情報が発令されても、避難行動を起こさない住民への対応が課題。</li> <li>消防団員等の生命を守るため、避難誘導時の退避の見極めが必要。</li> <li>早めに避難する場合には車両での避難が想定されるため、誘導方法そのものの検討が必要。</li> <li>各組織と連携して、迅速な避難誘導のための準備や訓練が必要。</li> <li>市民一人一人の避難の意識の向上が必要。</li> <li>避難行動要支援者の避難誘導体制の確立が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防団(消防団)や民生委員等各組織との連携を確認しておく必要がある。</li> <li>避難行動要支援者の避難誘導方法が課題。</li> <li>水害が広範囲に及ぶ場合には、各員が連携をしても人員が不足する恐れがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防団(消防団)や民生委員等各組織との連携を確認しておく必要がある。</li> <li>避難行動要支援者の避難誘導方法が課題。</li> <li>水害が広範囲に及ぶ場合には、各員が連携をしても人員が不足する恐れがある。</li> </ul>	



②水防に関する事項

項目 対象流域	課題番号	宇都宮市 利・鬼	足利市 渡	栃木市 利・渡	佐野市 利・渡	鹿沼市 利	日光市 利・鬼・渡	小山市 利・鬼	真岡市 鬼	大田原市 久
河川水位等に係る情報提供について	F	・情報の入手手段、入手方法を広く市民に周知していく必要がある。	・提供する情報が、専門的な表現にならないよう注意する必要がある。 ・正確に迅速に情報提供できる手段の確立。	・水位等の情報を得た時に、情報共有の有り方を検討する必要がある。 ・正確かつ迅速に必要な場所に情報提供できる手段の確立。	・水位計や河川ライブカメラでリアルタイムの水位を確認することができるが、観測地点に限られる。 ・水位情報の確認方法について周知を図る必要がある。	・有線電話や携帯電話が使えない場合の連絡手段の確保方法を考える必要がある。 ・各関係機関同士、正確な情報と迅速な情報共有の徹底と体制の確立。	・有線電話や携帯電話が使えない場合の連絡手段の確保方法を考える必要がある。 ・有線電話や携帯電話が使えない場合の連絡手段の確保方法を考える必要がある。 ・正確な情報配信と迅速さが課題。 ・住人は老若男女なのであらゆる情報提供の手段を用いる必要がある。 ・提供する情報が、専門的な表現にならないよう注意する必要がある。 ・距離的に離れている水位観測所では避難情報発令するタイミングが難しい。 ・把握できる全ての情報を提供すると、情報過多になり、かえって判断基準が分からなくなる可能性があるため提供情報の見極めが必要である。 ・現場対応等に追われ、適切なタイミングでの情報提供が出来ない可能性がある。	・水位等の情報を得た時に、情報共有の有り方を検討する必要がある。 ・有線電話や携帯電話が使えない場合の連絡手段の確保方法を考える必要がある。 ・正確な情報配信と迅速さが課題。 ・住人は老若男女なのであらゆる情報提供の手段を用いる必要がある。 ・提供する情報が、専門的な表現にならないよう注意する必要がある。 ・距離的に離れている水位観測所では避難情報発令するタイミングが難しい。 ・把握できる全ての情報を提供すると、情報過多になり、かえって判断基準が分からなくなる可能性があるため提供情報の見極めが必要である。 ・現場対応等に追われ、適切なタイミングでの情報提供が出来ない可能性がある。	・迅速かつ正確な情報発信を必要がある。 ・有線電話や携帯電話が使えない場合の連絡手段の確保方法を考える必要がある。 ・夜間時の河川カメラの映像が不鮮明である。	・夜間河川カメラの映像が不鮮明である。 ・水位等の情報共有の有り方を検討する必要がある。
河川の巡視区間、水防活動の実施体制について	G	・堤防が決壊するような猛烈な増水時は、巡視や土のう作業などには危険を伴うため安全対策を考える必要がある。 ・担当者の安全管理を徹底していく必要がある。	・堤防が決壊するような猛烈な増水時は、巡視や土のう作業などには危険を伴うため安全対策を考える必要がある。 ・担当者の安全管理を徹底していく必要がある。	・堤防が決壊するような猛烈な増水時は、巡視や土のう作業などには危険を伴うため安全対策を考える必要がある。 ・担当者の安全管理を徹底していく必要がある。	・堤防が決壊するような猛烈な増水時は、巡視や土のう作業などには危険を伴うため安全対策を考える必要がある。 ・担当者の安全管理を徹底していく必要がある。	・堤防が決壊するような猛烈な増水時は、巡視や土のう作業などには危険を伴うため安全対策を考える必要がある。 ・担当者の安全管理を徹底していく必要がある。	・水防活動時、災害対応要員に対し安全管理員を配置し実施するなど、二次災害防止の対策を講じる必要がある。	・巡視員の人員確保、交代時期が課題。 ・堤防が決壊するような猛烈な増水時は巡視や土のう作業などには危険を伴うため、二次災害防止等の対策を検討する必要がある。 ・夜間の巡視の場合、目視が難しく判断ができない可能性がある。	・水防団(消防団)や市職員など巡視のための人員の確保、巡視員の安全確保の徹底が必要である。	・特に夜間の巡視や、堤防の破損がある場合など、通常よりも危険な活動となる場合の安全管理を徹底する必要がある。また被害状況によっては長時間の従事を強いることになる。
水防資機材の整備状況について	H	・新技術を活用した水防資機材等の整備検討をしていく。	・水防資機材の種類や数量を検討し、見直ししていく必要がある。	・水防資機材の種類や数量を検討し見直ししていく必要がある。 ・配備済みの水防資機材に対しては、耐用年数や破損状況を点検し更新する必要がある。 ・整備の充実が必要。 ・新技術を活用した水防資機材等の整備検討をしていく。	・ライフジャケットなど、整備の充実が必要。 ・水防資機材の種類や数量を検討し見直ししていく必要がある。	・ボートやライフジャケットなど、整備の充実及び、各種資器材の耐用年数等を考慮した水防資器材の更新が必要。	・配備済みの水防資器材に対しては、耐用年数や破損状況を点検し更新する必要がある。また、種類や数量を検討し見直ししていく必要もある。	・新技術を活用した水防資機材等の整備検討をしていく。 ・水防資機材については、数量等含め定期的な点検管理が必要であり、継続的に整備していく必要がある。	・資機材については、定期的な点検管理が必要である。 ・水防計画上の資機材の種類や数量を検討し見直ししていく必要がある。	・資機材については、定期的な点検管理を引き続き実施していく必要がある。
市町庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応について	I	・浸水想定区域内に位置する市関係施設が、水害時に速やかに移転等の対応ができるよう、訓練の実施など、運用面の強化が必要である。	・災害が発生した際に被害が最小限にとどまるような水害対策を行う必要がある。 ・想定最大規模降雨における浸水深などの被害想定により、再検討する必要がある。	・庁舎周辺の道路の冠水時の対応について、検討する必要がある。	・市庁舎、災害拠点病院等は浸水想定区域外であるが、想定外事案も考慮し再検討する必要がある。	・浸水想定エリア外であっても、内水氾濫による浸水被害を想定し、対応することが必要である。	・庁舎周辺は浸水想定区域に指定されていない。 ・浸水想定区域外であっても内水氾濫による浸水被害を想定し、対応することが必要である。	・市役所各出張所について、災害事情に見合った対応を検討している。 ・浸水想定エリア外であっても、内水氾濫による浸水被害を想定し、対応することが必要である。	・庁舎については、災害が発生した際に被害が最小限にとどまるような水害対策を行う必要がある。 ・災害拠点病院である芳賀赤十字病院は浸水想定区域内である為、その対策について検討することが必要である。	・いずれも浸水想定区域には位置していない。
ダム洪水調節機能の強化について	J									

③河川管理施設等のハード整備に関する事項

項目 対象流域	課題番号	宇都宮市 利・鬼	足利市 渡	栃木市 利・渡	佐野市 利・渡	鹿沼市 利	日光市 利・鬼・渡	小山市 利・鬼	真岡市 鬼	大田原市 久
堤防等河川管理施設の現状の整備状況について	K									
砂防堰堤、急傾斜地崩壊対策施設の設置等について	L									
雨水流出抑制施設の整備状況について	M	・現在選定している対策候補地については、R4年度に対策の実効性などを判断するための基本設計を実施した上で、下水道整備や道路排水施設の整備なども視野に入れながら、最も効果的な対策手法を選定する必要がある。 ・民有地における雨水貯留施設等の設置促進の取組について、1基あたりの浸透量は多くないため、雨水流出の低減効果が発現するまでに、多くの市民の協力と時間が必要である。	・調整池等の貯留施設に大幅な余裕量を持たせることまでは指導していない。(根拠を提示できない) ・用水路等の水門本体及び遠隔操作や通報に係る機器類の老朽化が進んでいる。今後、施設の統廃合を含めた更新の検討をする必要がある。	・市全体において設置基数は少ないため、周知方法等を検討する必要がある。	・特になし。	・特になし。	・開発行為の整備による宅地化に伴い、屋根、舗装などの不透水面積が増え、排水系統の整備が進むことにより洪水等災害の発生原因になるため、開発区域内から区域外の雨水流出を制御する必要がある。	・上記で述べた課題に加え、想定最大規模の降雨に対しては、雨水抑制施設(調整池)付近から浸水が始まる傾向にあるため、その対策や住民への理解が課題である。		・大規模なハード対策は予算措置が困難である。
緊急輸送道路の整備状況について	N									
道路アンダーパス部の冠水対策について	O	・排水ポンプ等の機械・電気施設は、排水機能維持のため定期的な更新が必要であり、維持管理費が高額である。 ・13か所の道路アンダーパスに冠水が発生した場合は、標示板等により「通行注意」「通行止め」等の注意喚起が行われ、メールにより関係職員や「道路管理包括業務」受託業者へ通知後、状況により、通行止の対策を実施しているが、突然の局地的大雨のような場合、現地に着いた時には冠水が解消している場合があり、物理的な通行止の対策までではないことがある。	・一部のアンダーパスについては、必要に応じて冠水対策強化を検討する。	・特になし。	・冠水時、車両進入対策を必要に応じて検討する。	・排水ポンプの故障があった際、進入してしまう車がある。	・遮断機や冠水センサーの整備等、対策が不十分であるため、中長期的に整備改善を図りたい。	・ポンプ等の施設の老朽化が進んでおり、計画的な施設の更新が必要となっている。		・ポンプによる排水やライブカメラ、発電機や自動通報装置などが設置されていないため、冠水時の迅速な確認が難しい。今後の対応については検討する。



(2) 【課題】水害・土砂災害リスク情報や減災に係る取組

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

流域名(減災対策検討会)  
利:利根川上流域 鬼:鬼怒川・小貝川上流域  
渡:渡良瀬川流域 久:久慈川・那珂川流域

項目	課題番号	矢板市	那須塩原市	さくら市	那須烏山市	下野市	上三川町	益子町	茂木町	市貝町
対象流域		久	久	鬼・久	鬼・久	利・鬼	利・鬼	鬼	久	鬼・久
想定される浸水・土砂災害リスク情報の周知について	A	・浸水リスク想定図や土砂災害警戒区域の追加等があった場合、ハザードマップの改訂が必要となる。	・浸水リスク想定図やダム下流域の浸水想定図、土砂災害警戒区域を基にしたハザードマップの改訂が必要である。	・洪水浸水想定区域図等、ダム下流域の浸水想定図、土砂災害警戒区域を基にしたハザードマップの改訂が必要である。	・鬼怒川・小貝川上流域において本市が属する部分については、洪水浸水想定区域・浸水リスク想定区域外である。《鬼》 ・ダム放流における浸水リスクの情報が周知されていない。《鬼》《久》 ・浸水リスク想定図や土砂災害警戒区域を基にしたハザードマップの改訂が必要である。《鬼》《久》	・浸水想定区域図等が浸水リスクとして認識されていない。	・浸水リスク想定図を基にした洪水ハザードマップの改訂が必要である。	・洪水浸水想定図等や土砂災害警戒区域を基にしたハザードマップの改訂が必要である。	・洪水浸水想定区域図等や土砂災害警戒区域を基にしたハザードマップの改訂が必要である。	・洪水浸水想定区域図等、土砂災害警戒区域を基にしたハザードマップの改訂が必要である。 ・ハザードマップの認識が低い。
避難情報の発令基準について	B	・降雨や水位の見込や予想をするのは難しい。 ・深夜、早朝の避難情報発令の見極めが困難。	・降雨や水位の見込や予想をするのは難しい。 ・深夜、早朝の避難情報発令の見極めが困難。 ・発令にあたっては、水位のみならず、河川の状態等を総合的に判断することとしているが、数値化が難しい「総合的」の部分の判断が非常に難しい。 ・避難情報の発令の判断基準（具体的な考え方）を整理する必要がある。 ・河川の水位上昇時には、同時に内水氾濫や土砂災害、倒木等の対応もしているため河川のみを注視できない。 ・発令区域の見極めが困難。 ・水位観測所から離れた上流域における判断基準の設定が困難。	・降雨や水位の見込や予想をするのは難しい。 ・深夜、早朝の避難情報発令の見極めが困難。 ・上流で降った雨による増水の予測が困難である。	・過去の常識や定量的な情報だけの判断ではなく、複合的な要素を加味し、発令の判断基準を整理する必要がある。《鬼》《久》 ・河床が昔よりも高くなっているのか、水位のみで数値から安易に判断できないので、複合的な判断が必要である。《久》 ・ダム放流に関する情報伝達について、避難情報の発令と連携しつつ情報伝達の範囲や手段の充実が必要。《鬼》《久》	・避難情報の発令にはタイムラインを目安として、上流部の状況や情報を詳細に収集する必要がある。 ・避難の判断基準となる水位に達する前でも、避難すべき危険な状況になる可能性がある。 ・降雨や水位の見込や予想をするのは難しい。 ・深夜、早朝の避難情報発令の見極めが困難。 ・降雨や水位の見込や予想をするのは難しい。 ・深夜、早朝の避難情報発令の見極めが困難。 ・河川の水位上昇時には、同時に内水氾濫や土砂災害、倒木等の対応もしているため河川のみを注視できない。	・避難の判断基準となる水位に達する前でも、避難すべき危険な状況になる可能性がある。 ・降雨や水位の見込や予想をするのは難しい。 ・深夜、早朝の避難情報発令の見極めが困難。 ・発令にあたっては、水位のみならず、河川の状態等を総合的に判断することとしているが、数値化が難しい「総合的」の部分の判断が非常に難しい。 ・浸水想定区域以外においても河川が氾濫して水位が上がり、水位情報が無い中で避難情報発令の判断が難しい。 ・河川の水位上昇時には、同時に内水氾濫や土砂災害、倒木等の対応もしているため河川のみを注視できない。	・小貝川の鉄道橋下水位観測所は、市街地の下流に位置しているため避難判断に使用することは難しい。（大羽川と小貝川合流地点ぐらいに水位計が必要） ・上流域に雨量観測所がないため見込み・予想が難しい。 ・令和3年に災害対策基本法が改正になったため、警戒レベルについて反映させる必要がある。	・避難情報の発令の判断基準（具体的な考え方）を整理する必要がある。 ・降雨や水位の見込や予想をするのは難しい。 ・深夜、早朝の避難情報発令の見極めが困難。	・河川の水位上昇時には、同時に内水氾濫や土砂災害、倒木等の対応もしているため河川のみを注視できない。 ・高齢者等避難（レベル3）の発令のタイミングが難しい
避難場所・避難経路について	C	・洪水浸水想定区域についての周知はしているが、内水に関するデータが少なく、避難所までの具体的な経路の指定は難しい。	・ほぼ平坦な地形のため、避難方向の指示は可能でも浸水を回避しての避難経路の指定は困難。内水氾濫（浸水・冠水）に関するリスクデータも少ない。 ・浸水想定区域の対象区域外における洪水リスクの判断、避難経路、避難場所の設定が困難。	・避難行動要支援者が避難するにあたり、避難所までの移動手段が無い方の避難方法。 ・親戚や知人宅への分散避難の周知。 ・避難所における感染症対策。	・浸水想定区域・浸水リスク想定区域・土砂災害警戒区域内に位置する避難所に、当該災害時に避難してしまう場合がある。 ・平常時から災害リスクの高い地域住民に対しては、当該地域の防災訓練等において安全避難経路を事前に確認していただくことが必要。《鬼》《久》	・避難方向を設定しているが、平坦な地形のため浸水を回避しての避難経路の指定は困難。 ・避難経路が浸水している場合、迂回路がない世帯が孤立する恐れがある。	・避難経路については地域の実情に即したものである必要があり、そのためには自主防災組織主導による避難経路の設定が必要であると思われるが、自主防災組織自体が立ち上がり初めた段階であり、まだまだ時間が必要である。 ・避難所については学校の体育館が多く指定されているが、一部浸水想定区域に指定されている学校があり、水害時には避難場所として使用できないため、離れた避難所まで避難する必要がある。	・洪水ハザードマップの全世帯配布をしたが、あまり活用されていないと思われる。	・山間部のため土砂災害警戒区域が多く、避難所の指示は可能でも土砂災害警戒区域を回避しての避難経路の指定は困難である。	・防災行政無線は、豪雨時の雨音や濁流の音で聞き取れない恐れがある。 ・洪水ハザードマップの全世帯配布をしたが、あまり活用されていないのでは。 ・避難手段が無い方の避難方法
住民等への情報伝達の方法について	D	・防災行政無線が聞こえにくいことに対し、市のメール配信サービスを提供しているが、全ての人が登録しているわけではないので、情報を取りにくい人がいる。 ・このような情報弱者向けに、戸別受信機を導入したが、全てをカバーしている訳ではない。 ・防災行政無線は、豪雨時の雨音や濁流の音で聞き取れない恐れがある。 ・複数の情報伝達の体制や方法をとっているが、全ての住民へ周知できているのか不明。 ・各機関からのFAXやメールが多く、情報の精査が困難となっている。	・登録制メールの登録者拡大が課題。 ・防災行政無線は、豪雨時の雨音や濁流の音で聞き取れない恐れがある。 ・複数の情報伝達の体制や方法をとっているが、全ての住民へ周知できているのか不明。 ・浸水想定区域の対象区域外における洪水リスクの判断、避難経路、避難場所の設定が困難。	・防災行政無線が豪雨時には特に聞こえにくい。 ・複数の情報伝達の体制や方法をとっているが、全ての住民へ周知できているのか不明。 ・漏れのない情報伝達を行うには、全行政区にて自主防災組織が設立され、行き届いた声かけができるシステム作りが必要。	・豪雨時には防災行政無線が聞き取れない。 ・防災情報伝達システムを整備し、情報伝達を多重化した方が、行政側のアピール不足も起因して、なかなか浸透し切れていない。 ・複数の情報伝達の体制や方法をとっているが、全ての住民へ周知できているのか不明。 ・外国入への情報伝達が必要。 ・各機関からのFAXやメールが重複する場合は情報の精査が困難となっている。	・屋外拡声器放送は、豪雨時の雨音や濁流の音で聞き取れない恐れがあるため、テレビの文字放送、ラジオやメール、ホームページを併せて情報収集するよう啓発を進める。 ・複数の情報伝達の体制や方法をとっているが、全ての住民へ周知できているのか不明。 ・外国入への情報伝達が必要。 ・各機関からのFAXやメールが重複する場合は情報の精査が困難となっている。	・登録制メールにより周知を図っているが、すべての住民が登録しているわけではないので代替手段の検討が必要。 ・自主防災組織による緊急連絡網の設置、要援護者の把握等を進めている。 ・各機関からのFAXやメールが重複する場合は情報の精査が困難となっている。	・防災無線（個別受信機含む）での広報が主となるが、旅行者や外国人への情報伝達が課題。	・災害時は緊急通報メール、登録制メール、CATV、町ホームページで広報するが、携帯電話を持っていない高齢者への情報伝達方法を整備する必要がある。	・防災行政無線は、豪雨時の雨音や濁流の音で聞き取れない恐れがある。 ・外国人への情報伝達が必要。 ・情報伝達の多重化を進めているが、操作（負担）が多くなり、緊急時の活用に課題が残る。
避難誘導体制について	E	・市民一人一人の避難の意識の向上が必要。 ・避難行動要支援者の避難誘導方法が課題。	・避難情報が発令されても、避難行動を起こさない住民への対応が課題。 ・市民一人一人の避難の意識の向上が必要。 ・消防団員等の生命を守るため、避難誘導時の退避の見極めが必要。 ・避難行動要支援者の避難誘導方法が課題。 ・避難誘導を実施する各機関との連携を図っておく必要がある。	・避難情報が発令されても、避難行動を起こさない住民への対応が課題。 ・早めに避難する場合には車両での避難が想定されるため、誘導方法そのものの検討が必要。 ・市民一人一人の避難の意識の向上が必要。	・避難情報が発令されても、避難行動を起こさない住民への対応が課題。 ・「自助」・「互助」・「共助」を強化するために、地区防災計画の策定促進が必要。 ・国、県、隣接自治体等の関係機関と連携して、大規模災害時の広域的な避難計画の策定が必要。《鬼》《久》	・避難情報が発令されても、避難行動を起こさない住民への対応が課題。 ・消防団員等の生命を守るため、避難誘導時の退避の見極めが必要。 ・早めに避難する場合には車両での避難が想定されるため、誘導方法そのものの検討が必要。 ・避難誘導マニュアル等を早急に整備する必要がある。 ・各組織と連携して、迅速な避難誘導のための準備や訓練が必要。 ・避難行動要支援者の避難誘導方法が課題。 ・水害が広範囲に及ぶ場合には、各員が連携しても人員が不足する恐れがある。 ・市民一人一人の避難の意識の向上が必要。	・避難情報が発令されても、避難行動を起こさない住民への対応が課題。 ・消防団員等の生命を守るため、避難誘導時の退避の見極めが必要。 ・早めに避難する場合には車両での避難が想定されるため、誘導方法そのものの検討が必要。 ・避難誘導マニュアル等を早急に整備する必要がある。 ・各組織と連携して、迅速な避難誘導のための準備や訓練が必要。 ・避難行動要支援者の避難誘導方法が課題。 ・水害が広範囲に及ぶ場合には、各員が連携しても人員が不足する恐れがある。 ・町民一人一人の避難の意識の向上が必要。	・避難行動要支援者の避難誘導マニュアルの作成と迅速に対応するための各組織との連携と訓練が必要である。	・避難情報が発令されても、避難行動を起こさない住民への対応が課題。	



②水防に関する事項

項目 対象流域	課題番号	矢板市 久	那須塩原市 久	さくら市 鬼・久	那須烏山市 鬼・久	下野市 利・鬼	上三川町 利・鬼	益子町 鬼	茂木町 久	市貝町 鬼・久
河川水位等に係る 情報提供について	F	・有線電話や携帯電話が使えない場合の連絡手段の確保方法を考えておく必要がある。 ・登録制メールの登録者拡大。	・水位情報（氾濫〇〇水位）や洪水予報（氾濫〇〇情報）の名称、表現が住民等にとってわかりにくい。 ・登録制メールの登録者拡大が課題。	・河川水位の確認の方法（データ放送やインターネット）や気象庁の危険度分布（キキクル）などの周知を行い、住民自ら情報を取得してもらう意識付けが必要。	・提供する情報が、専門的な表現にならないよう注意を払う必要がある。 ・最悪の事態を想定した対策案を考慮しておく必要がある。 ・数字だけでなく、現場確認も重要である。 ・雨量、洪水予報河川の水位、キキクル等は国や県、気象庁のホームページにおいて確認できるが、アクセスが集中すると閲覧できない状態になり、情報収集が困難になる。 《鬼》《久》	・提供する情報が、専門的な表現にならないよう注意を払う必要がある。 ・水位等の情報を得た時に、情報共有の有り方を検討する必要がある。 ・有線電話や携帯電話が使えない場合の連絡手段の確保方法を考えておく必要がある。 ・あわただしい中でいかに正確に迅速にできるか。 ・ホームページへのアクセス集中によりサイトが動かなくなることが無いようにしたい。	・提供する情報が、専門的な表現にならないよう注意を払う必要がある。 ・水位等の情報を得た時に、情報共有の有り方を検討する必要がある。 ・有線電話や携帯電話が使えない場合の連絡手段の確保方法を考えておく必要がある。 ・登録制メールの登録者拡大が課題。	・提供する情報が、専門的な表現にならないよう注意を払う必要がある。	・河川情報を受信したときの対応マニュアルの作成と、迅速に対応するための訓練が必要である。	・あわただしい中でいかに正確に迅速にできるか。
河川の巡視区間、水防活動の実施体制について	G	・巡視のための必要な人員確保が、消防団等では難しい。 ・巡視を行う消防団等の安全管理。	・堤防が決壊するような猛烈な増水時は、巡視や土のう作業などには危険を伴うため安全対策を考える必要がある。 ・担当者の安全管理を徹底していく必要がある。 ・消防団（水防団）の水防訓練の充実を図る必要がある。	・堤防が決壊するような猛烈な増水時は、巡視や土のう作業などには危険を伴うため安全対策を考える必要がある。（限られた人員による水防活動の手助けとなる資機材の導入の検討例：土土のう）	・巡視のための必要な人員確保が、大規模災害になると消防団のみでは難しい。 ・水防従事者の安全管理を徹底する必要がある。《鬼》《久》	・巡視のための消防団員の安全対策が一番大切なこと。 ・堤防が決壊するような猛烈な増水時は、巡視や土のう作業などには危険を伴うため安全対策を考える必要がある。 ・担当者の安全管理を徹底していく必要がある。	・巡視のための必要な人員確保が、消防団だけでは困難。 ・堤防が決壊するような猛烈な増水時は、巡視や土のう作業などには危険を伴うため安全対策を考える必要がある。 ・担当者の安全管理を徹底していく必要がある。	・消防団・担当者の安全管理を徹底していく必要がある。	・水防団員の水防訓練が必要である。	・担当者の安全管理を徹底していく必要がある。
水防資機材の整備 状況について	H	・現在の備蓄では不完全であるため、今後計画的な整備が必要。 ・資機材については、定期的な点検管理が必要である。	・資機材については、定期的な点検管理が必要である。 ・水防資機材の種類や数量を検討し見直ししていく必要がある（安全対策のための資機材、現代の水防工法に合った資機材）。	・資機材については、定期的な点検管理が必要である。 ・水防資機材の種類や数量を検討し見直ししていく必要がある。（限られた人員による水防活動の手助けとなる資機材の導入の検討例：土土のう）	・水防資機材の種類や数量を検討し見直ししていく必要がある。 ・ライフジャケットなど、装備の充実が必要。 ・実災害時に必ず使用できるように、平時における定期的な点検が必要。《鬼》《久》	・資機材については、定期的な点検管理が必要である。 ・水防資機材の種類や数量を見直し、重要水防箇所に備蓄場所の整備を進める必要がある。	・資機材については、定期的な点検管理が必要である。	・資機材については、定期的な点検管理が必要である。	・ライフジャケットなど、安全装備の充実が必要である。	・資機材については、定期的な点検管理が必要である。
市町庁舎、災害拠点病院等の 水害時における対応について	I	・庁舎が浸水洪水想定区域内にあるため、状況に応じた対応が必要である。	・洪水（おそれ）時には浸水想定区域内にある指定避難所（1箇所）に避難しないことについて、地域住民の十分な理解が必要。	・想定最大規模降雨における浸水深などの被害想定の場合も恒常的に災害対策業務ができるように施設を整備する必要がある。	・災害対応拠点は洪水浸水想定区域・浸水リスク想定区域・土砂災害警戒区域内に位置していない。《鬼》《久》	・庁舎周辺は浸水想定区域に指定されていない。	・庁舎周辺は浸水想定区域に指定されていない。	・浸水想定区域に立地していないので特になし。	・庁舎が浸水想定区域内にあるため、具体的な対応マニュアルを作成し、訓練する必要がある。	・庁舎周辺は浸水想定区域に指定されていない。
ダムの洪水調節機能の強化 について	J									

③河川管理施設等のハード整備に関する事項

項目 対象流域	課題番号	矢板市 久	那須塩原市 久	さくら市 鬼・久	那須烏山市 鬼・久	下野市 利・鬼	上三川町 利・鬼	益子町 鬼	茂木町 久	市貝町 鬼・久
堤防等河川管理施設の現状の 整備状況について	K									
砂防堰堤、急傾斜地崩壊対策 施設の設置等について	L									
雨水流出抑制施設の整備状況 について	M	・現在、課題は特になし。	・出水期に効果的な運用ができるよう、適切な維持管理が必要である。		・特になし。 《鬼》《久》	・市民をはじめ民間事業者の方々に対し、治水対策の重要性ならびに必要性について、理解していただくまでに相当な時間が必要なこと。	・特になし。			
緊急輸送道路の整備状況につ いて	N									
道路アンダーパス部における 冠水対策について	O	・排水ポンプでの排水が間に合わない制御盤、自家発電機が水没し、排水機能が停止してしまう。復旧には多額の費用と時間を要する。	・設置箇所、排水先の確保等が難しく遮断盤、自家発電機等の冠水対策が済んでいない箇所がある。そのような箇所にも有効な対策を取る必要がある。	・卵の里ふれあいアンダー：監視カメラが無いため、現地に行かないと状況が分からない。また、非常用電源が無いため、停電時排水ができない。 ・蒲須坂アンダー：監視カメラが無いため、現地に行かないと状況が分からない。	・特になし。 《鬼》《久》	・冠水時においても侵入していく車両が多いため、対策が必要となるが、エアバリケードなどの防護柵については費用、保守などの面から導入が難しい。 ・路面標示による注意喚起を考えているが、効果的な表示内容等について検討を行う必要がある。	・ゴミが詰まりやすいため、適切な排水ポンプの管理が必要となる。			



(2) 【課題】水害・土砂災害リスク情報や減災に係る取組

流域名(減災対策検討会)  
利:利根川上流域 鬼:鬼怒川・小貝川上流域  
渡:渡良瀬川流域 久:久慈川・那珂川流域

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	課題番号	芳賀町 鬼	壬生町 利	野木町 利	塩谷町 鬼・久	高根沢町 鬼	那須町 久	那珂川町 久	宇都宮気象台 全流域	栃木県 全流域
対象流域										
想定される浸水・土砂災害リスク情報の周知について	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水ハザードマップを全世帯配布をしたが、浸水リスクとして認識されていない。</li> <li>洪水浸水想定区域図等、土砂災害警戒区域を基にしたハザードマップの改訂が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハザードマップの定期的な更新と、より一層の周知が必要である。</li> <li>浸水リスク想定図を基にしたハザードマップの改訂が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図が公表されたことに伴い、洪水ハザードマップの改定を行ったが、改定後の浸水リスクがあまり認識されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水浸水想定区域図等や土砂災害警戒区域を基にしたハザードマップの改訂が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水想定区域図等が浸水リスクとして認識されていない。</li> <li>洪水浸水想定区域図や土砂災害警戒区域を基にしたハザードマップの改訂が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水リスク想定図や土砂災害警戒区域、ため池ハザードマップを基にした防災マップの改訂が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水リスク想定図や土砂災害警戒区域を基にしたハザードマップの改訂が必要である。</li> </ul>	<p>令和3年3月に名称変更したキキクル（危険度分布）は、市町等における緊急時の防災対応判断の際の活用や住民が自主的に避難行動をとるための情報として提供している。このキキクルを踏まえ、気象庁が発表している気象情報については住民等に十分に認知されているとは言えないため、認知度、理解度を上げるための一層の広報・周知が必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防法の改正に伴い、県管理河川における洪水浸水想定区域図の追加作成が必要。</li> <li>住民等の主体的な避難を促すため、浸水リスク情報やダム放流情報等に関する住民説明会を継続的に行う必要がある。</li> <li>計画的な土砂災害警戒区域等の調査実施と調査結果の十分な周知が必要。</li> <li>出前講座等による「とちぎ土砂災害警戒情報システム」及び「とちぎ地図情報システム」など、県が持っている防災情報の入手方法等の周知。</li> </ul>
避難情報の発令基準について	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>深夜、早朝の避難情報発令の見極めが困難。</li> <li>基本的には、対象の基準水位観測所の水位に達し、避難情報の発令の数値基準が決まっているが、数値基準以外にも様々な要因を総合的に判断しなければいけないこともあり、洪水時には時間的に余裕のない中で適切な判断が求められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難情報の発令の判断基準（具体的な考え方を）を整理する必要がある。</li> <li>降雨や水位の見込みや予想するのは難しい。</li> <li>深夜、早朝の避難情報発令の見極めが困難。</li> <li>河川の水位上昇時には、同時に内水氾濫や土砂災害、倒木等の対応もしているため河川のみを注視できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>近年の水害等により、発令基準の見直しが必要である。</li> <li>避難の判断基準となる水位に達する前でも、避難すべき危険な状況になる可能性がある。</li> <li>降雨や水位の見込みや予想するのは難しい。</li> <li>特に深夜から明け方前の避難情報発令については、二次災害の危険性も考慮すると判断が難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難の判断基準となる水位に達する前でも、避難すべき危険な状況になる可能性がある。</li> <li>降雨や水位の見込みや予想するのは難しい。</li> <li>深夜、早朝の避難情報発令の見極めが困難。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>降雨や水位の見込みや予想するのは難しい。</li> <li>深夜、早朝の避難情報発令の見極めが困難。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難の判断基準となる水位に達する前でも、避難すべき危険な状況になる可能性がある。</li> <li>降雨や水位の見込みや予想するのは難しい。</li> <li>深夜、早朝の避難情報発令の見極めが困難。</li> <li>河川の水位上昇時には、同時に内水氾濫や土砂災害、倒木等の対応もしているため河川のみを注視できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難の判断基準となる水位に達する前でも、避難すべき危険な状況になる可能性がある。</li> <li>深夜、早朝の避難情報発令の見極めが困難。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダム緊急放流等に基づく避難情報の発令判断を支援するため、ダム管理者から市長へダムの洪水調節機能や放流情報の通知等について、継続的に説明を行う必要がある。</li> </ul>	
避難場所・避難経路について	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水ハザードマップの全世帯配布をしたが、あまり活用されていないと思われる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水ハザードマップの活用を促進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難経路については設定しておらず避難方向を設定していたが、過去の冠水状況を踏まえ避難経路を具体化していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難経路については設定していない。</li> <li>道路が冠水した場合等は消防団や警察が通行止めを実施し、状況に応じて対応していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平坦な地形のため、避難方向の指示は可能でも浸水を回避しての避難経路の指定は困難。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難経路を具体化していく必要がある。</li> <li>地区によっては、適切な避難所や避難場所がないことから避難所への移動手段等を状況に応じて検討しなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハザードマップの周知・徹底</li> </ul>		
住民等への情報伝達の方法について	D	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災無線が聞こえなかった場合に対応できるよう電話による再送信サービスを実施しており周知もしているが存在を知らない方が多いと思われる。また、同時接続の回線数も限られている。防災無線も豪雨時などは聞き取れないため、さらなる情報伝達手段の整備が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政無線が聞こえにくい。</li> <li>防災行政無線は、豪雨時の雨音や濁流の音で聞き取れない恐れがある。</li> <li>マスコミからの問合せが多く、住民からの問合せや緊急の案件対応に支障が出る。</li> <li>複数の情報伝達の体制や方法をとっているが、全ての住民へ周知できているのか不明。</li> <li>外国人への情報伝達が必要。</li> <li>各機関からのFAXやメールが多く、情報の精査が困難となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政無線は、豪雨時の雨音や濁流の音で聞き取れない恐れがある。引き続き、野木町の登録制メール「防災たより」への登録を推進していく必要がある。</li> <li>今後、防災行政無線と連動して、戸別受信機や防災ラジオ等を整備し難聴地域を解消する必要がある。</li> <li>複数の情報伝達の体制や方法をとっているが、全ての住民へ周知できているのか不明。</li> <li>外国人への情報伝達が必要。</li> <li>各機関からのFAXやメールが多く、情報の精査が困難となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政無線は雨天時聞こえにくいため、戸別受信機やエリアメール等の手段で情報を伝達する必要がある。</li> <li>複数の情報伝達の体制や方法をとっているが、全ての住民へ周知できているのか不明。</li> <li>外国人への情報伝達が必要。</li> <li>各機関からのFAXやメールが多く、情報の精査が困難となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政無線は、豪雨時の雨音や濁流の音で聞き取れない恐れがある。</li> <li>複数の情報伝達の体制や方法をとっているが、全ての住民へ周知できているのか不明。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数の情報伝達の体制や方法をとっているが、全ての住民へ周知できているのか不明。</li> <li>外国人への情報伝達が必要。</li> <li>各機関からのT E LやF A X、メールが多く、情報の精査が困難となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町が行う情報伝達方法の周知・徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等の発令の際、住民が自主的に避難行動の判断ができるよう、気象庁ホームページ等で提供している防災気象情報の入手方法等について、一層の広報・周知が必要。</li> <li>住民等の主体的な避難を促進するために、ダム放流情報等に関する住民説明会を継続的に行う必要がある。</li> <li>令和元年東日本台風で、水門の閉門情報が国から市・県に伝達されなかったため、地元への情報提供ができず、住民の避難に支障が出た。</li> </ul>	
避難誘導体制について	E	<ul style="list-style-type: none"> <li>各組織と連携して、迅速な避難誘導のための準備や訓練が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難情報が発令されても、避難行動を起こさない住民への対応が課題。</li> <li>早めに避難する場合には車両での避難が想定されるため、誘導方法そのものの検討が必要。</li> <li>各組織と連携して、迅速な避難誘導のための準備や訓練が必要。</li> <li>避難行動要支援者の避難誘導方法が課題。</li> <li>水害が広範囲に及ぶ場合には、各員が連携をしても人員が不足する恐れがある。</li> <li>町民一人一人の避難の意識の向上が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難情報が発令されても、避難行動を起こさない住民への対応が課題。</li> <li>消防団員等の生命を守るため、避難誘導時の遠退の見極めが必要。</li> <li>避難誘導マニュアル等を早急に整備する必要がある。</li> <li>各組織と連携して、迅速な避難誘導のための準備や訓練が必要。</li> <li>避難行動要支援者の避難誘導方法が課題。</li> <li>水害が広範囲に及ぶ場合には、各員が連携をしても人員が不足する恐れがある。</li> <li>町民一人一人の避難の意識の向上が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難指示等が発令されても、避難行動を起こさない住民への対応が課題。</li> <li>各組織と連携して、迅速な避難誘導のための準備や訓練が必要。</li> <li>災害時要支援者の避難誘導方法が課題。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難情報が発令されても、避難行動を起こさない住民への対応が課題。</li> <li>各組織と連携して、迅速な避難誘導のための準備や訓練が必要。</li> <li>災害時要支援者の避難誘導方法が課題。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難情報が発令されても、避難行動を起こさない住民への対応が課題。</li> <li>各組織と連携して、迅速な避難誘導のための準備や訓練が必要。</li> <li>災害時要支援者の避難誘導方法が課題。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織等と連携した避難誘導体制の確立と地域単位での避難訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市や国などの関係機関と連携して広域的な避難計画の策定が必要。</li> </ul>	



②水防に関する事項

項目 対象流域	課題番号	芳賀町 鬼	壬生町 利	野木町 利	塩谷町 鬼・久	高根沢町 鬼	那須町 久	那珂川町 久	宇都宮気象台 全流域	栃木県 全流域
河川水位等に係る 情報提供について	F	・水位等の情報を得た時に、情報共有の有り方を検討する必要がある。	・提供する情報が、専門的な表現にならないよう注意する必要がある。 ・あつただし中ていかに正確に迅速にできるか。	・提供する情報が、専門的な表現にならないよう注意する必要がある。 ・水位等の情報を得た時に、情報共有の有り方を検討する必要がある。 ・あつただし中ていかに正確に迅速にできるか。	・提供する情報が、専門的な表現にならないよう注意する必要がある。 ・把握できる全ての情報を共有すると、情報過多になり、かえって判断基準が分からなくなる可能性があるため提供する情報の見極めが必要である。 ・現場対応等に追われ、適切なタイミングでの情報提供が出来ない可能性がある。	・有線電話や携帯電話が使えない場合の連絡手段の確保方法を考えしておく必要がある。	・提供する情報が、専門的な表現にならないよう注意する必要がある。 ・有線電話や携帯電話が使えない場合の連絡手段の確保方法を考えおく必要がある。	・水防団における洪水危険レベルの認識	・キキクル（危険度分布）等をはじめとする防災気象情報は、そのあり方検討において、も閲覧可能であるが、視認性や操作性が悪く閲覧しにくいため、容易に閲覧できるようにスマートフォン版のホームページが必要。 ・県ホームページへのアクセス集中対策としてCDNサービスを利用しているが、防災関係機関のより確実な閲覧を可能にする必要。	・「とちぎリアルタイム雨量・河川水位観測情報」等の防災情報は、スマートフォンから逐次改善が図られている。既存の防災気象情報や新たな情報の防災対応や住民の主体的な避難の判断に繋がるよう、平時からの防災気象情報の利活用による、普及啓発の支援を一層推進する必要がある。 ・洪水警報の基準値は、水害統計をはじめとする過去の水害の資料を基に計算している。毎年、最新の水害資料を加え、洪水警報の精度を確保・維持する必要がある。
河川の巡視区間、水防活動の実施体制について	G	・担当者の安全管理を徹底していく必要がある。	・巡視区域が広範囲であるため、1日での巡視は時間的に厳しい。 ・巡視のための必要な人員確保が、消防団等では難しい。 ・堤防が決壊するような猛烈な増水時は、巡視や土のう作業などには危険を伴うため安全対策を考える必要がある。 ・担当者の安全管理を徹底していく必要がある。	・巡視のための必要な人員確保が、消防団等では難しい。 ・堤防が決壊するような猛烈な増水時は、巡視や土のう作業などには危険を伴うため安全対策を考える必要がある。 ・担当者の安全管理を徹底していく必要がある。	・特に夜間の巡視や、堤防の破損がある場合など、通常よりも危険な活動となる場合の安全管理を徹底する必要がある。	・巡視を実施する消防団員の安全管理を徹底していく必要がある。 ・堤防が決壊するような猛烈な増水時は、巡視や土のう作業などには危険を伴うため安全対策を考える必要がある。	・堤防が決壊するような猛烈な増水時は、巡視や土のう作業などには危険を伴うため安全対策を考える必要がある。	・水防団における重要水防箇所の把握		・実際の水防活動を想定し、関係機関と協力した訓練の実施や点検が必要。
水防資機材の整備 状況について	H	・資機材については、定期的な点検管理が必要である。	・装備の充実が必要。 ・現在の備蓄では不完全であるため、今後計画的な整備が必要。 ・資機材については、定期的な点検管理が必要である。 ・水防資機材の種類や数量を検討し見直ししていく必要がある。	・ライフジャケットなど、装備の充実が必要。 ・現在の備蓄では不完全であるため、今後計画的な整備が必要。 ・資機材については、定期的な点検管理が必要である。 ・水防資機材の種類や数量を検討し見直ししていく必要がある。	・現在の備蓄では不完全であるため、今後計画的な整備が必要。 ・資機材については、定期的な点検管理が必要である。 ・水防資機材の種類や数量を検討し見直ししていく必要がある。	・現在の備蓄では不完全であるため、今後計画的な整備が必要。 ・水防資機材の種類や数量を検討し見直ししていく必要がある。	・資機材については、定期的な点検管理が必要である。（毎年、実施をしている。） ・水防資機材の種類や数量を検討し見直ししていく必要がある。	・ライフジャケットなどの安全装備の充実		・水防資機材の備蓄について、水防活動の計画に合わせた数量など検討が必要。 ・排水ポンプ車を円滑に運用するため、操作訓練の実施や点検が必要。
市町庁舎、災害拠点病院等の 水害時における対応について	I	・特になし。	・想定最大規模降雨における浸水深などの被害想定により、再検討する必要がある。 ・庁舎については、今後災害が発生した際に被害が最小限にとどまるような水害対策を行う必要がある。	・庁舎については、今後災害が発生した際に被害が最小限にとどまるような水害対策を行う必要がある。	・庁舎については、今後災害が発生した際に被害が最小限にとどまるような水害対策を行う必要がある。	・情報伝達の仕組みづくりが課題である。	・特になし。	・庁舎近辺の住民へ危険性や庁舎が緊急避難場所から除外されていること等の周知を徹底する。 ・水害時の対策本部設置施設を検討する。		
ダムの洪水調節機能の強化 について	J									異常豪雨の頻発化に備え、より多くの洪水調節容量の確保が必要である。

③河川管理施設等のハード整備に関する事項

項目 対象流域	課題番号	芳賀町 鬼	壬生町 利	野木町 利	塩谷町 鬼・久	高根沢町 鬼	那須町 久	那珂川町 久	宇都宮気象台 全流域	栃木県 全流域
堤防等河川管理施設の現状の 整備状況について	K									・河川整備が完了していない。 ・引き続き、洪水を安全に流す対策を推進する必要がある。 ・堆積土除去等の維持管理を適切に行っていく必要がある。 ・令和元年東日本台風で次の課題が生じた ①流下能力不足による越水で堤防が決壊 ②平成27年関東東北豪雨の被災箇所でも再び災害が発生 ③巴波川及び田川において、堤防や護岸に被災がなかったものの、市街地で甚大な被害が発生
砂防堰堤、急傾斜地崩壊対策 施設の設置等について	L									・県内の土砂災害警戒区域のうち、区域内人家5戸以上又は公共施設等がある箇所を対象に順次整備を進めているが、未だ整備を必要とする箇所が多いことから、より効率的、効果的な土砂災害防止対策が必要である。
雨水流出抑制施設の整備状況 について	M	・特になし。	道路留水区域における、民間による雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度の活用等。	・逆川排水機場の適切な維持管理と増強対策の推進。	・過去に浸水のあった地域について、検討中。	・雨水浸透槽について、短時間で大雨が降った場合など、十分な効果が得られない場合がある。 ・個人で住宅を建てる場合に、雨水浸透槽の設置を呼びかける仕組みが無い。	・圃場整備未整備地区は、受益面積及び耕作者が少ないため、圃場整備事業実施時の農家負担等の問題があり地区内での合意形成に至らない。 ・町の圃場整備率は、34.4%と県内でも低い状況である。	・特になし		・河川や下水道への雨水流出を軽減させるには、各種事業において、雨水流出抑制対策を検討する必要がある。
緊急輸送道路の整備状況につ いて	N									・緊急輸送道路を災害に強いものとするためには、狭路箇所の改良や要対策箇所の防災対策が必要であるが、箇所数も多く期間を要することから、より効率的に事業進捗を図る必要がある。 ・また、無電柱化を進めるためには、より安価な工法の開発も必要である。
道路アンダーパス部における 冠水対策について	O									・ポンプ等の設備については、正常な機能維持を確保するため、適宜点検、修繕及び更新を実施する必要がある。



令和8(2026)年度までに実施する取組

流域名(減災対策検討会)
利:利根川上流域 鬼:鬼怒川・小貝川上流域
渡:渡良瀬川流域 久:久慈川・那珂川流域

●:実施済み(継続)、◆:要請があれば実施、○:実施予定、△:検討、-:対象なし

Table with columns for '具体的な取組の柱' (Main Pillars of Specific Measures) and various municipalities. Rows include categories like 'ハード対策の主な取組' (Main Hard Measures) and 'ソフト対策の主な取組' (Main Soft Measures), with specific actions and their implementation status across 21 municipalities.



令和8(2026)年度までに実施する取組

項目	課題番号	宇都宮市	足利市	栃木市	佐野市	鹿沼市	日光市	小山市	真岡市	大田原市
対象流域		利・鬼	渡	利・渡	利・渡	利	利・鬼・渡	利・鬼	鬼	久
1) ハード対策の主な取組										
■ 洪水を河川内で安全に流す対策										
・河道拡張、護岸整備(河床侵食対策)等	K	・宇都宮市総合治水・雨水対策推進計画に基づき河川改修を実施する。【継続実施】	・緊急自然災害防止対策事業債の活用【継続実施】 ただし、令和7年度まで実施し令和7年度以降は未定。	・市管理の普通河川において、河道拡張、護岸整備、調節池整備等を実施している。【順次実施】	特になし	・護岸の強化を継続して実施していく。【継続実施】	特になし	・一級河川豊後川の整備。【継続実施】 ・專用河川の鳥田放水路及び立木排水路の整備を実施。【継続実施】	・関係機関と協議し、専用河川西川及び井藤川の河川改修を検討する。	特になし
・再度災害防止対策(改良復旧、堆積土除去等)	K	・河川の流水機能を確保するため、護岸の修繕や波浪などによる維持修繕事業を実施する。【継続実施】	・緊急自然災害防止対策事業債の活用【継続実施】 ただし、令和6年度まで実施し令和6年度以降は未定。	特になし	特になし	・堆積土の除去を継続して実施していく。【継続実施】	特になし	・一級河川豊後川の整備。【継続実施】 ・専用河川の鳥田放水路及び立木排水路の整備を実施。【継続実施】	・専用河川西川及び井藤川の堆積土除去を実施する。	特になし
・浸水対策検討会を開催し、抜本的な浸水対策を協議・実施	K	・田川の浸水対策検討会を開催し、関係機関と浸水対策について検討【R元年年度〜】		・巴波川の浸水対策検討会を開催し、関係機関と浸水対策について検討【R元年年度〜】						
■ 土砂災害防止対策										
・砂防堰堤、急傾斜地崩壊対策施設の設置等	L									
■ 危機管理型ハード対策										
・堤防強化(堤防天端の保護、巻堤、堤防覆付等)	K									
■ 避難行動、水防活動に資する基盤等の整備										
・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の見直し等を検討する。	B,D,F,J	・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の見直し等を検討する。	・雨量・水位等の観測データを自動で収集するシステムを構築し、試験的に運用している。	・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するためのデータの整備について、先進事例を参考に検討する。【検討中】	・災害情報共有システム等、WEB上の様々な情報を集約するシステムの活用について、業者と意見交換をしている。【検討中】	・雨量・水位等の状況や予測値を把握するための防災情報実況システムを整備予定。【R4年度〜】	特になし	特になし	・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備については、今後検討していく。	特になし
・防災行政無線の改良、防災ラジオの配布等の整備	D,J	・緊急速報メールによる周知を行う【実施済】 ・防災ラジオ購入補助制度の実施及び更新の普及啓発【継続実施】 ・防災行政無線の改良予定なし	・緊急速報メールによる周知を行う【実施済】 ・地域で災害時の連絡網の整備を依頼し、メール等で情報収集できない方への伝達網を整備【継続実施】 ・ほか、自衛隊の防災行政無線が整備されていないことから、情報伝達手段の多様化について検討【継続実施】	・関係系防災行政無線は185基整備した。【H26〜30年度】 ・防災ラジオは、平成28年度までに小中学校、保育園、障がい者施設、自治会等へ配布済み。助成制度を導入して、希望者へ贈呈している。【H27年度〜】	・避難所55か所に防災ラジオ配布予定【H29年度〜】	・防災無線に代わり、携帯電話通信網を利用した情報伝達手段を整備済み。【実施済】	・2800Hz帯ボケル波を活用した情報伝達手段の整備及び戸別受信機の配布【平成29年度〜】	・関係系防災行政無線はデジタル化済み【実施済み】 ・防災ラジオの導入を検討【平成29年度〜】 ・関係系防災行政無線手動の市内への増設検討、及び防災ラジオの継続的な普及啓発。	・屋外拡声装置204基の内167基はデジタル化済、残り37基については、令和2年度でデジタル化を図る。【実施済】 ・令和2年度より販売開始となった防災ラジオを令和7年度までに16,800世帯普及させる。	・携帯電話網を利用した防災行政無線システムを整備【実施済み】
・水防活動を支えるための水防資機材等の配備(新技術活用も含め)及び適切な管理	H,I	・消防署を含む市内8箇所の水防倉庫に水防資機材を配備【実施済】 ・宇都宮市消防団に水防用バギーを配備【H29年度〜】 ・宇都宮市消防団に高性能救命ボートを配備【R2年度〜】	・各種水防資機材を整備しているが、救命ボート、安全確保のための資機材のさらなる充実を図る。【継続実施】	・救命ボート等の資機材について充実を図る。【H29年度〜】 ・古くなった水防活動用のゴムボートを随時更新していく。	・市内11箇所に水防倉庫と消防署に水防資機材を配備 ・消防団車両にライフジャケットを搭載【継続実施】	・水防資機材等の配備及び管理を継続する。【実施済】	・水防機材を水防団に配備し、管理状態を確認している。【実施済(継続)】	・公園、自治会公民館、集会所、消防署、分署等に土のう6,200袋配備済み。 ・救命ボート20隻新船配備済み。 ・救命用ゴムボートも新船配備済み。【実施済】 ・水防資機材を適性に維持管理する。 ・既存する水防の土のうの補給・補填するための資機材の構築する。土のう倉庫等の確保する。	・引き続き、各水防倉庫に配備された水防資機材の定期的な点検を実施する。【継続実施】	・水防資機材等の配備及び管理を継続し、必要に応じて補充を行う。【継続実施】
・危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラ等の検討・設置	I	・整備について検討している。【R4年度〜】 ・危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラを市内12箇所に設置予定	特になし	・国・県からの設置要請調査等の際、必要に応じて要望する。【検討中】	特になし	・危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラ等の設置について検討する。【検討中】	特になし	・機器管理型水位計は、悪川の石ノ上橋及び新中橋へ設置済み ・河川監視カメラについても豊後川樋門及び大行寺橋、大日橋へ設置済み。	・危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラ等の検討・設置については、今後検討していく。	特になし
・浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化	C,H,I	・洪水浸水想定区域内の地区市民センター(指定避難所)に、太陽光発電及び蓄電池を設置。またMCA無線を配備している。【実施済】 ・洪水浸水想定区域等の拡大に伴い、新たに区域に含まれた施設については、対策を検討し、実施していく。【継続実施】 ・浸水想定区域に立地する消防署(3箇所)の電源設備等の浸水対策を実施する。【R3〜R4】	・本庁舎の発電装置が浸水しないよう、止水板を設置している。【実施済】	・本庁舎周辺の道路が冠水した場合でも、災害対策本部としての機能を維持するための方策を検討する。【H29年度〜】 ・庁舎は浸水想定区域から離れている ・本庁舎の非常用電源装置は屋上に設置済み。	・庁舎の自家発電装置は屋上に設置されている ・庁舎は浸水想定区域から離れている ・新庁舎建設に伴い自家発電装置を屋上に設置。【実施済】	・庁舎は浸水想定区域から離れている ・新庁舎建設時に電気設備及び自家発電装置を屋上(5階)に設置【平成30年度実施済み】	・消防庁舎自家発電設備耐水化済み【実施済】 ・市役所新庁舎の自家発電設備を屋上に設置。	・消防庁舎自家発電設備耐水化済み【実施済】 ・市役所新庁舎の自家発電設備を屋上に設置。	・令和2年度完成予定の新庁舎を浸水対策として、自家発電装置を高層階に設置する。【実施済】	・自家発電装置を浸水しない場所(8階庁舎屋上)へ設置。【H30年度実施済】
■ 河川への雨水流出抑制対策										
・雨水流出抑制施設の整備・促進	M	・雨水被害を最も効果的に軽減できる手法を現地の地形等を踏まえながら、下水道の早期整備や道路排水の改良も含めた様々な対策から手法を絞り込む「基本設計」を実施していく。その際、全体像を明らかにした上で、関係者や土地所有者との十分な協議調整等を行い、公共施設をはじめとして貯留・浸透施設の整備を実施していく。【R4年度〜】	特になし	・雨水貯留の浸透施設設置補助制度により、各世帯で雨水貯留・浸透施設を設置する者に対し、設置費用の一部を補助している。	特になし	・学校における雨水流出抑制の整備を継続する。【継続実施】	特になし	・公共下水道事業による浸透池の整備。 ・設備整備事業の継続実施。	・関係機関と協議し、雨水流出抑制施設の整備を検討する。	特になし
・田んぼガムの普及・促進	M	・流域における効果分析を踏まえ、田んぼガムによる浸水被害の軽減効果等を明らかにした上で、実証的に普及計画を進めている。 ・浸水被害が発生した地域の上流域において、より高い流出抑制効果が期待できる土壌改良剤の供出を対象に排水調整システムの設置を進めいく。【R2年度〜】	特になし	・段階的に整備予定 【令和2年度】10ha整備済 【令和3年度】33ha整備済 【令和4年度〜】毎年50ha整備予定	・対象地区の候補選定や効果を検討中【検討中】	特になし	特になし	・取組み拡大に向け継続して実施する。	特になし	特になし
■ 災害に強い交通ネットワークの構築										
・緊急輸送道路の整備	C,N									
・道路アンダーパス部における冠水対策	C,O	・市道の道路アンダーパスの11箇所において、ポンプにより排水している。【実施済】 ・13箇所のアンダーパス部において水位を検知し、指示板等により「通行注意」「通行止め」等の注意喚起を行っている。【実施済】 ・併せて、道路冠水情報システムにより、職員及び道路包括業務委託業者へ冠水情報をメール発報し、冠水状況を把握している。【実施済】	特になし	特になし	特になし	・危険箇所アンダーパスの冠水対策。【実施済】	特になし	・市道のアンダーパス4ヶ所のうち3ヶ所がポンプ排水、1ヶ所が雨水貯留・排水。【実施済】 ・全てのアンダーパスにおいて冠水チャックラインを設置している。また、水位を検知し、冠水情報表示板で注意喚起を実施している。【実施済】	特になし	特になし
2) ソフト対策の主な取組										
① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組										
■ 広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等										
・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図等の作成や浸透シミュレーションの公表	A,I									
・水位周知河川等の拡大検討	I									
・洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等を考慮したハザードマップの作成・周知	A,J	・一級河川豊後川のハザードマップ改定【H29年度】 ・一級河川田川のハザードマップ改定【H30年度】 ・一級河川栗川・田川・金川・武子川のハザードマップ改定【R2年度】 ・土砂災害ハザードマップ改定【R2年度】	・令和3年8月に最新の洪水浸水想定区域図、土砂災害警戒区域等を掲載した新ハザードマップを発行【実施済】	・国の浸水想定図の見直しなどを踏まえた新たな防災ハザードマップを作成し、市内に配布する。【H29年度〜】	・想定最大規模の降雨による浸水想定区域や、土砂災害警戒区域の見直し等を反映した、新たな防災ハザードマップを作成し、市内に配布する。【H29年度〜】	・防災マップ＆マニュアル及び洪水浸水ハザードマップを作成し、HPで公表。また全世帯に配布している。【実施済】 ・洪水浸水想定区域図や土砂災害警戒区域を基にしたハザードマップの改訂予定である。	・ハザードマップの周知を継続行う。 ・令和4年度に土砂災害警戒区域の刷新・見直し態勢、浸水リスク想定図を反映したハザードマップを作成予定。	・想定最大規模の降雨による浸水想定区域を考慮したハザードマップの作成・周知済み。 ・洪水浸水ハザードマップの見方や、避難の方法、災害への備え等について、自主防災会や地域大学サークル等の市民への防災に関する事前講座を継続的に実施。 ・浸水想定区域や新たに公表された浸水リスク想定や土砂災害警戒区域を考慮したハザードマップの改定を予定(R5)。	・H30に作成したハザードマップの周知を継続し行う。【継続実施】 ・周知を図る。【継続実施】	・国による想定見直しを終了した時点でハザードマップを改訂し、周知を図る。【継続実施】
・地域の特性を踏まえた適切な避難方法(垂直避難等)の検討・周知(効果的なまことまちごとハザードマップの検討・周知を含む)	C,J	・地域住民の意見や他都市の事例を参考にしながら、より実践的でわかりやすいハザードマップの見直しについて検討【H29年度〜】	・防災講話や防災訓練等で垂直避難を周知している。【継続実施】 ・ハザードマップにおいて、自身が居住する地域の特性を踏まえ、適切な避難行動が取れるよう周知を図った。【実施済】	・事前講座等で垂直避難を周知している。【継続実施】 ・浸水想定区域の見直しに併せて、まことまちごとハザードマップ表示看板設置区域の拡大を検討する。【H30年度〜】	・事前講座等で垂直避難を周知している。【継続実施】	・防災マップ＆マニュアル(ハザードマップ)を作成し、HPで公表。また全世帯に配布している。【実施済】	・防災マップ等の作成を検討【平成30年度〜】	・市内全戸配布した防災ガイドブックで周知済み。 ・事前講座を継続して実施し、水防団に関する周知を行う。各世帯が置った箇所へまことまちごとハザードマップの整備を行う。	・H30に作成したハザードマップの周知を継続し行う。【継続実施】	・洪水浸水想定区域図、浸水リスク想定図及び土砂災害警戒区域の見直しを反映したハザードマップを作成、周知を図る。【継続実施】
■ 防災情報の発信及び情報伝達方法の確立										
・水位予測の精度向上検討	B,J									
・土砂災害警戒基準線等の見直し	A									
・ブッシュ型の洪水予報等の情報発信	F									
・水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供	F,I	・水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供できるよう、提供するための仕組みについて検討していく。【R4年度〜】	特になし	特になし	・避難所開設状況(開閉、利用人数等)をリアルタイムで確認できるクラウドシステムを導入した。水位計等の情報についても同様に対応していきたいと検討する。【検討中】	・防災情報アプリを用い、水位計やライブカメラ等の情報をリアルタイムで提供している。【実施済】	特になし	河川カメラの映像をインターネットやケーブルテレビで放送できるように検討中。	・河川カメラの状況をケーブルテレビのデータ放送、真岡市公式アプリにより引き続き公開していく。【継続実施】	・河川カメラの映像をYouTubeにおいて配信している。【実施済】
・登録制メール、エリアメール、防災ラジオ、アラート(テレビ)、防災ラジオ、ホームページ(多言語切替)等の機器を利用した情報伝達に加え、広報車による広報や消防団による防戸訪問など伝達手段を複数確保している。【継続実施】	D,F,I	・登録制メール、エリアメール、防災ラジオ、アラート(テレビ)、防災ラジオ、ホームページ(多言語切替)等の機器を利用した情報伝達に加え、広報車による広報や消防団による防戸訪問など伝達手段を複数確保している。【継続実施】	・市公式ライン、登録制メール、エリアメール、車両広報、市ホームページ(多言語切替)、ツイッター等、情報伝達手段を複数確保している。 ・地域の連絡網の作成支援を実施【継続実施】	・防災行政無線、コミュニティFM放送、ケーブルテレビ、広報車、メール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、緊急速報メール、アラート、自己防衛組織を充実する。地域コミュニティでの協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知徹底を図る。【H29年度〜】	・避難情報を発信した場合、防災行政無線、消防車等による広報、市HP、SNS、ケーブルテレビ、緊急速報メール、アラート、自治会等への電話連絡等で伝達している。また、登録制のメールサービスも平成28年10月より運用を開始した。【H29年度〜】	・防災無線、登録制メール、ケーブルテレビ、自主防災会連絡網、民生員、外国人サポーターの協力等による多方面からの情報発信を継続する。	・防災無線、登録制メール、ケーブルテレビ、自主防災会連絡網、民生員、外国人サポーターの協力等による多方面からの情報発信を継続する。 ・2800Hz帯ボケル波を活用した情報伝達手段の整備及び戸別受信機の配布【平成29年度〜】 ・日光市防災メール(登録型防災メール)の登録者の増加を図る。【検討中】	・関係系防災行政無線、CATV、安全安心情報メール、緊急速報メール、ホームページ、車両広報、自治会長、自主防災会等への電話連絡。 ・市役所新庁舎の災害対策本部システムによる市防災ポータルサイトの開設。	・防災行政無線での情報提供が主となるが、避難区域の解消による情報発信、登録制メール、エリアメール、SNS等多様な情報伝達体制を確立している。【実施済】	・自治会等への電話連絡、広報車、防災行政無線、アラートによる情報発信、登録制メール、エリアメール、SNS等多様な情報伝達体制を確立している。【実施済】 ・防災無線の避難区域への対応として、防災無線の内容が確認できる真岡市公式アプリや真岡市防災WEBの周知を図る。



令和8(2026)年度までに実施する取組

項目	対象流域	課題番号	宇都宮市 利 晃	足利市 渡	栃木市 利 渡	佐野市 利 渡	鹿沼市 利 晃	日光市 利 晃・渡	小山市 利 晃	真岡市 晃	大田市 久	
<b>■避難計画の作成・促進等</b>												
避難情報の判断・伝達マニュアルの見直し	B,C,E,F,J		・災害対策基本法改正や洪水浸水想定区域等の拡大等を踏まえ、令和3年度に避難判断マニュアルを改訂した。今後においても、必要に応じて見直し・改善を図る。	・今後必要に応じて見直し・改善を検討する。【継続実施】	・避難指示等判断・伝達マニュアルの修正を行う。【H29年度～】	・国の避難勧告等に関するガイドラインの改定に合わせて見直し【H29年度～】	・避難情報の見直しに伴いマニュアルの修正済み。【実施済み】	・必要に応じてマニュアルを随時見直し。【継続実施】	・平成29年度(8月、3月)に地域防災計画を改定済み。令和3年度3月避難情報発令の改正に伴い、地域防災計画及び水防計画を改正。随時、各種計画の見直しを実施する。	・地域防災計画の改定を図る。【実施済み】	・地域防災計画の改定に併せて見直しを検討する。【令和4年度～】	
広域避難計画の策定	CJ		・浸水想定区域において、市域をまたぐ避難が必要な地域は無い	・広域避難計画策定の必要性についても引き続き検討を行う。【検討中】	・隣接する市町と避難所の相互利用について調整し、広域避難計画の策定について検討していく。【H29年度～】	・隣接する市町と避難所の相互利用に関する協定の締結を検討する。【検討中】	・広域避難を含めた防災協定を推進していく。【要請があれば実施】	・広域避難計画策定を検討していく。【令和4年度～】	・平成29年7月7日に災害時広域支援連携協定(栃木市・野木町・足利市・下野市)と協定締結する。【平成29年度】	・過去の実災等を検証することで、近隣市町との災害時広域支援協定の避難先の見直しを実施する。	・広域避難計画策定を検討していく。【令和4年度～】	
要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	I		・施設管理者と連携し、要配慮者利用施設における避難計画の作成及び訓練の実施を支援する。【継続実施】	・福祉担当課と連携し、要配慮者利用施設における避難計画の作成及び訓練の実施を支援している。【継続実施】	・福祉担当課と連携し、要配慮者利用施設における避難計画の作成及び訓練の支援を行っている。【継続実施】	・要配慮者利用施設への通知を行い、避難確保計画の作成及び訓練についての助言等を行っている。【継続実施】	・避難計画作成及び訓練の実施についての周知・啓発を行う。【継続実施】	・関係課と連携し、要配慮者施設における避難確保計画の作成及び訓練の実施を支援する。【継続実施】	・要配慮者利用施設管理者へ周知済み。福祉担当課所長に周知済み。令和3年5月の避難訓練後の報告義務化に伴い、対象施設に周知を行う。	・要配慮者利用施設管理者へ周知済み。引き続き周知・啓発及び作成の支援を行う。	・危険箇所等に位置する要配慮者利用施設については、避難確保計画作成の支援を行い、定期的な避難訓練を実施を促している。【継続実施】	
要配慮者利用施設の避難確保計画及び訓練の内容確認・助言	I		・要配慮者施設の実態把握に努めるとともに、避難確保計画の作成及び避難訓練の確実な実施・報告に向けた支援・助言等を行う。【継続実施】	・福祉担当課と連携し、避難確保計画の策定や避難訓練の実施の指導・助言を行い、同計画等の実効性を高める。【継続実施】	・福祉担当課と連携し、要配慮者利用施設における避難確保計画及び訓練の内容確認・助言を行う。【継続実施】	・提出された計画について、特に避難先や避難経路の助言を行っている。【継続実施】	・要配慮者利用施設の避難確保計画及び訓練の内容確認・助言を行う。【継続実施】	・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画の作成マニュアルを作成し、令和4年度は2～3自治会において計画作成を実施する。【実施済み(継続)】	・要配慮者利用施設から避難確保計画の提出及び避難訓練の報告を受け、内容の確認及び必要に応じて助言を行う。	・避難確保計画及び訓練実施報告書の提出があった際には防災担当と共有のうえ内容確認を行う。【継続実施】	・要配慮者利用施設の避難確保計画の作成支援及び訓練内容の助言を行う。【令和4年度～】	
地区防災計画や企業BCP策定の促進・強化	A,C,D,E,F,J		・地域を対象とした防災出前講座や各種会議、研修会などにおいて、地区防災計画の作成を奨励するとともに、計画内容の確認や相談対応など、作成に係る支援を行う。【継続実施】	・地区防災計画を策定した自主防災組織に対して、自主避難場所への備蓄品の配備等、同計画に係る活動に必要な資器材等の購入経費の一部を補助する制度を創設した。【令和2年度～継続実施】	・市内各区域において、地区防災計画の策定支援を行う。【継続実施】	・自主防災組織や防災士に対し、説明会を実施する。【H4年度～】	・地区防災計画策定について支援を行う。【継続実施】	・地区防災計画については、令和3年度に日光市地区防災計画作成マニュアルを作成し、令和4年度は2～3自治会において計画作成を実施する。【実施済み(継続)】	・企業BCP策定についての支援、災害相談窓口は常時開設、出前講座の機会を利用しての支援を継続的に実施。	・地区防災計画や企業BCP策定の促進・強化については今後検討していく。	・地区防災計画作成を促進していく。	
マイ・タイムラインや防災マップ等の避難の実効性を高める取組の実施	A,C,D,E,F,J		・地域に出向き、マイ・タイムライン作成講座を実施するほか、防災マップを含む地区防災計画の作成を支援する。【継続実施】	・新ハザードマップにおいて、マイ・タイムライン記入欄を盛り込み周知【実施済み】	・出前講座で水害対応に関する内容を充実(避難行動のあり方)させる。	・マイ・タイムラインの作成方法についてホームページで紹介している。また、ハザードマップやマイ・タイムラインを用いて、避難行動に関する防災講話を実施している。【実施済み】	・防災訓練・出前講座等で支援していく。【実施済み】	・マイ・タイムラインの作成講座の実施を検討する。【R2年度～】	・マイ・タイムライン作成講座の開催を検討する。【R2年度～】	・防災リーダー養成研修のカリキュラムにマイ・タイムラインリーダー研修を設定する。【継続実施】	・必要に応じて、地域の虚設会にて周知を検討する。	
<b>■避難情報の発令に着目したタイムラインの作成</b>												
タイムラインの作成及び実践的な訓練の検討・実施	B,C,D,J		・市のタイムラインについては作成済み	・タイムライン策定済【H26年】	・タイムラインの見直しを行い、ロールプレイング等の実践的な訓練を検討・実施する。【H29年度～】	・タイムライン作成【H28年8月】	・タイムラインを作成し、実践的な訓練を検討する。【継続実施】	・土砂災害のタイムラインは作成済み。河川については洪水予報河川がないが、必要性を検討していく。【実施済み】	・避難指示等の発令に着目したタイムラインの随時更新済み。市庁内へ周知した。【実施済み】	・タイムライン策定済み。	・洪水予報河川については、河川水位およびダム操作に着目したタイムラインを作成済み。【実施済み】	
訓練等で明らかとなった課題等を踏まえたタイムラインの見直し	B,C,D,J		・実災害や訓練を通して、必要に応じて見直しを図る。	・実災害の訓練を踏まえ、タイムラインの見直しを検討する。	・訓練や実災害での課題、関係法令の改正等に応じ、適宜見直しを行う。【継続実施】	・訓練や実災害での課題、関係法令の改正等に応じ、適宜見直しを行う。【継続実施】	・避難情報の見直しに伴いマニュアルの修正済み。【実施済み】	・タイムラインの見直しについて検討する。【令和4年度～】	・過去の実災等の検証や訓練等の実施結果を通じた早期避難等の実施を含めたタイムラインの見直しを行い、市民に周知していく。	・課題などが明確になった際には、随時見直しを検討する【R4年度～】	・必要に応じて見直しを実施する。【実施済み】	
<b>■防災教育や防災知識の普及</b>												
水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	FJ		・洪水浸水想定区域や水害への備え、避難行動などについて、防災関係部局や各施設所管課で問い合わせに対応している。【継続実施】	・危機管理課及び関係各課で対応する。	・危機管理課及び関係各課で対応する。【実施済み】	・危機管理課を窓口としている。【実施済み】	・危機管理課で対応する。【実施済み】	・総務課及び関係各課(建設、消防)で対応する。	・新防災ガイドブックを市内全戸に配布済【H27年7月】	・現状どおり、担当部署が問い合わせの対応に当たる。	・危機管理課で対応する。【実施済み】	
水防災に関する説明会の開催	A,C,D,E,F,J		・地域を対象とした防災出前講座や各種会議、研修会などにおいて、水防災に関する講習を実施する。【継続実施】	・地域住民と協力して実施する防災訓練や防災講話等で取り上げていく。	・出前講座で水害対応に関する内容を充実させる。【H29年度～】	・各自立防災組織が開催する避難訓練等を支援していく。【継続実施】	・出前講座にて実施。今後も継続して行う。【継続実施】	・要請により、出前講座を実施【実施済み(継続)】	・「高水予報河川・田川放水時の洪水浸水想定区域の見直し」公表が行われたことにより、地元町会の開催済み。【H28.10月】	・要請により、出前講座等を行っている。【H17年度～】	・自治会等からの要請に応じて出前講座を実施。【要請があれば実施】	
小中学生を対象とした防災教育の実施(教員へのサポートも含む)	A,C,D,E,F,J		・本市においては、学区内に洪水浸水警戒区域を含む学校に対し、ハザードマップを活用しての児童生徒への安全指導を指示していることであるが、防災教育、防災訓練等と併せて、水災害教育についても、関係機関と調整し実施について検討していく【H29年度～】	・社会や理科の時間において自然災害と防災について学習している。総合的な学習の時間においても、洪水・土砂災害/ハザードマップ等を活用し身近なことから防災について学んでいる。以上のことと継続していく。【要請があれば実施】	・栃木市防災教育基本プログラムを活用し、自分の命は自分で守り子どもや近所の人で地域の安全に貢献しようとする子どもの育成を目標とした防災教育を、教育委員会と協力し、実施していく。【H29年度～】	・要請により、防災訓練・出前講座等を支援していく。【要請があれば実施】	・出前講座にて実施。今後も継続して行う。【継続実施】	・要請により、出前講座を実施【実施済み(継続)】	・小中学生を対象とした防災教育を随時実施済み。令和3年度「防災リーダー講習会」18年4回実施済み。【H28年度(継続)】	・教職員4名「防災士」免許取得、補助済み。	・防災教育プログラムは、ハザードマップを見ながらのマイ・タイムラインの防災マップの活用等を実施済み。	・市の主幹事業としての防災学習プログラムはそれに代わる形で防災学習を継続して実施していく。
出前講座等を活用した講習会(啓発活動)の実施	A,C,D,E,F,J		・地域住民に対して出前講座や研修会を実施【継続実施】	・地域の防災訓練や出前講座、研修会等において、防災に関する講習を実施【継続実施】	・地域住民等に対し、出前講座を実施【要請があれば実施】	・防災対策に関する出前講座を実施。【継続実施】	・自治会・各団体の要請により、出前講座等を実施している。【実施済み】	・実施している。今後も継続して行う。【継続実施】	・出前講座を随時実施済み。	・継続した取り組みとして出前講座・各公民館・公共施設等で周知・中を実施する。	・要請により、出前講座等を行っている。【H17年度～】	・自主防災組織等から要請があった場合に実施。【要請があれば実施】
<b>■共助の仕組みの強化</b>												
自助、共助を目指した自主防災組織の充実	C,E,I		・市内全39地区に自主防災組織が設立されている【実施済み】	・自主防災組織向け研修、出前講座等の実施【継続実施】	・自主防災組織の設立について、出前講座等での啓発を行う。【H29年度～】	・自主防災組織の設立に向け支援活動を行う。【継続実施】	・防災資機材の支給及び、防災講話等の実施を継続する。【継続実施】	・自主防災組織向け研修、自主防災組織の運営化推進、災害費の補助【実施済み(継続)】	・自主防災会の設立拡大	・65歳(67年)【継続実施】	・女性防火クラブを初めとする地域に根ざした自主防災組織の充実を図る。【継続実施】	・自主防災組織の育成を促進している。【継続実施】
市町の高齢者福祉部局等と協議会等に関する取組の情報共有	A,C,D,E,F,J		・防災関係部局だけでなく高齢者福祉部局などにも、協議会等に関する取組について情報共有を図る。【継続実施】	・減災対策協議会での決定事項等について情報共有を図る。【継続実施】	・協議会等に関する取組について、資料提供だけでなく、市の高齢者福祉部局等の状況についても情報交換に努める。	・資料をもとに、高齢者福祉部局等と情報共有する。【継続実施】	・高齢者福祉部局と協議会等に関する取組を情報共有する。【R2年度～】	・高齢者福祉部局と協議会等に関する取組を共有している。【R2年度～】	・高齢者福祉部局と協議会等に関する取組を共有している。【R2年度～】	・高齢者福祉部局と協議会等に関する取組を情報共有する。【継続実施】	・協議会資料を情報提供する。【令和4年度～】	
地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者に対する避難行動の理解促進に向けた取組の検討・実施	A,C,D,E,F,J		・高齢者を含め、自ら避難すること困難な高齢者に対しては、地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携して、地域包括支援センターにおける、地域ケア会議の中で、ハザードマップの情報共有に取り組んでいる。【継続実施】	・地域包括支援センター向けにハザードマップを送付【実施済み】	・高齢者の避難行動に関する実際の事例などを共有し、地域包括支援センター・ケアマネジャーと相互の理解を図ると共に、連携し、避難行動の理解促進に向けた研修会を実施している。	・市内各所の地域包括支援センター向けにハザードマップを送付【実施済み】	・地域包括支援センターにハザードマップの掲示や防災関連のパンフレットなどの設置を検討する。【R2年度～】	・地域包括支援センターにハザードマップの掲示や防災関連のパンフレットなどの設置を検討する。【R2年度～】	・地域包括支援センターにハザードマップ等の設置を検討する。【R2年度～】	・関係部局と連携し、個別避難計画の作成促進を図る。【継続実施】	・個別避難計画作成に向け関係部局と連携する。【継続実施】	
要配慮者利用施設の避難に関する地域の支援体制について検討	A,C,D,E,F,J		・洪水や土砂のハザードエリア内の要配慮者利用施設については、各施設で避難確保計画を作成し、定期的に避難訓練を実施すること、必要に応じて避難確保計画の策定や避難訓練の促進を図る。【継続実施】	・施設と地域との連携、地域からの支援体制について検討する。	・洪水や土砂のハザードエリア内の要配慮者利用施設については、各施設で避難確保計画を作成し、定期的に避難訓練を実施することにより、避難行動をとれるよう備える。【継続実施】	・平時から要配慮者利用施設の利用状況や避難に関する状況など地域住民に相互理解を促し、定期的な避難訓練を実施することにより、避難行動をとれるよう備える。【継続実施】	・要配慮者利用施設の利用状況や避難に関する状況など地域住民に相互理解を促し、定期的な避難訓練を実施することにより、避難行動をとれるよう備える。【継続実施】	・事業所によっては、地域との交流を通じた支援(連携)について、避難確保計画に定めている。【実施済み】	・要配慮者利用施設の避難に関する地域の支援体制について検討する。【R2年度～】	・要配慮者利用施設の避難に関する地域の支援体制について検討する。【R2年度～】	・今後検討していく。	
2)ソフト対策の主な取組												
②洪水氾濫や土砂災害による被害の軽減、避難時間の確保のための水防・土砂災害防止活動の取組												
<b>■より効果的な水防活動や土砂災害防止活動の実施及び水防体制の強化</b>												
水防団等への連絡体制の再確認	I		・PC/A無線機やEメールを活用し、情報伝達手段を確認している【実施済み】	・災害時、消防団員へEメール指令を発信しており、随時確認を行っている。	・無線やメールを活用した連絡体制を確保【実施済み】	・毎年度連絡体制の再確認を行う。【継続実施】	・携帯電話及び消防無線による連絡体制を確保。【実施済み】	・災害情報一斉メール【実施済み(継続)】	・連絡体制については、既存の災害情報発信Eメール自動音声システム(指令台による機内指令)、消防無線、デジタルトランスミッターによる連絡体制を確保。【実施済み】	・連絡網を整備し、連絡体制強化を図っている。【継続実施】	・防災訓練において情報伝達訓練を実施。【継続実施】	
水防団同士の連絡体制の確保	I		・PC/A無線による連絡体制を確保している【実施済み】	・無線機(または受令機)を配備し、連絡体制を構築できるように検討中。	・無線機を活用した連絡体制の確保【実施済み】	・水防団同士の連絡体制確保済【実施済み】	・携帯電話及び消防無線による連絡体制を確保。【実施済み】	・デジタル簡易無線【実施済み(継続)】	・近隣市町の担当課に対し、電話による連絡体制を確保。【実施済み】	・連絡網を整備し、連絡体制強化を図っている。【継続実施】	・無線機による連絡体制を確保。【実施済み】	
水防団等が参加する洪水・土砂災害に対するリスクが高い区間の共同点検	I		・毎年、出水前期に重要水防箇所等の共同点検を消防団及び関係機関で実施している【実施済み】	・県や市の関係機関とともに重要水防箇所等の共同点検を実施。	・県が実施している重要水防箇所等の共同点検を実施。【実施済み】	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。【継続実施】	・毎年、出水前期に県土木等と重要水防箇所及び水防倉庫の点検を実施。【実施済み】	・現在、資機材の作動状況や備蓄状況を水防団と共同で点検しているが、重要水防箇所等の建設は市が単独で実施しているため、今後水防団との共同実施について検討する。【H30年度～】	・消防無線、デジタルトランスミッターによる連絡体制を確保。	・地方自治会(自主防災組織)消防団、管轄する消防署、関係行政機関と洪水危険箇所等の共同点検実施。	・定期的に、消防団により巡回点検を実施している。【継続実施】	・大田原土木事務所、消防等と出水前期の重要水防箇所点検を実施。【継続実施】
関係機関が連携した実働水防訓練・土砂災害防犯訓練等の検討・実施	B,C,D,G,I		・毎年、関係機関と連携した宇都宮市水防訓練を実施している【実施済み】	・毎年行っている水防訓練において関係機関と連携した訓練を実施。	・関係機関が行う水防訓練に参加する。	・毎年、利根川水系合同水防訓練の参加を実施している。【継続実施】	・毎年、出水前期に各関係機関参加の水防訓練及び水防工法訓練等を実施。【実施済み】	・関係機関が実施する水防訓練の参加を検討する。【平成30年度～】	・水害実働訓練実施済み。【H28.5月、ロールプレイング方式訓練】	・関係機関が連携した水防訓練を実施済み。【H28.6月】	・水防訓練(防災訓練と隣年)及び風水害職員実働訓練を継続して実施	・水防訓練において実施【継続実施】
排水ポンプ車操作訓練の実施	HI		・(利根川流域)災害発生を想定し、豊後川・仙井川にて操作訓練を実施済み。	・(利根川流域)災害発生を想定し、豊後川・仙井川にて操作訓練を実施済み。	・(利根川流域)災害発生を想定し、豊後川・仙井川にて操作訓練を実施済み。	・(利根川流域)災害発生を想定し、豊後川・仙井川にて操作訓練を実施済み。	・(利根川流域)災害発生を想定し、豊後川・仙井川にて操作訓練を実施済み。	・(利根川流域)災害発生を想定し、豊後川・仙井川にて操作訓練を実施済み。	・(利根川流域)災害発生を想定し、豊後川・仙井川にて操作訓練を実施済み。	・(利根川流域)災害発生を想定し、豊後川・仙井川にて操作訓練を実施済み。	・(利根川流域)災害発生を想定し、豊後川・仙井川にて操作訓練を実施済み。	
水防活動の担い手となる水防団員の募集や水防協力団体の指定促進	J		・消防団が水防団を兼ねているため、消防団員募集を実施している【実施済み】	・消防団が水防団を兼ねているので、団員入団促進への取り組みを継続。	・ホームページや広報等で広範募集していく。【実施済み】	・HP、広報誌及びケーブルテレビを活用し募集している。	・消防団や建設協会他にも水防協力団体の募集・促進を行う。【実施済み】	・建設協会による土のう作成作業の支援【実施済み(継続)】	・消防団サボート事業【実施済み】	・水防協力団体として栃木県建設協会協同組合下部支部を指定する。	・水防活動は消防団が担っているため、現状により対応している。	・消防団が水防団を兼ねているので、団員入団促進への取り組みを継続【実施済み】
ダム洪水調節機能の強化	J											

※取組内容については、随時見直し(追加等)を行う。



令和8(2026)年度までに実施する取組

■：追加する取組、■：確認を要する取組(取組有無について確認)、■：削除する取組

項目	課題番号	矢板市 久	那須塩原市 久	さくら市 鬼・久	那須烏山市 鬼・久	下野市 利・鬼	上三川町 利・鬼	益子町 鬼	茂木町 久	市貝町 鬼・久
1) ハード対策の主な取組										
■ 洪水を河川内で安全に流す対策										
河運拡張、護岸整備(河岸侵食対策)等	K	特になし	・普通河川特定河川改修工事(R3)、普通河川清水川護岸整備 測量設計業務委託及び工事(R4~)【継続実施】	特になし	特になし	特になし	特になし	・河運拡張、護岸整備【検討中】	特になし	特になし
再度災害防止対策(改良復旧、堆積土除去等)	K	・市管理河川の堆積土除去	・緊急復旧事業債(令和6年度まで)を活用した、普通河川の堆積土除去工事 3箇所/年度【継続実施】	特になし	特になし	特になし	特になし	・堆積土除去【検討中】	特になし	特になし
浸水対策検討会を開催し、抜本的な浸水対策を協議・実施	K									
■ 土砂災害防止対策										
・砂防堰堤、急傾斜地崩壊対策施設の設置等	L									
■ 危機管理型ハード対策										
・堤防強化(堤防天端の保護、巻堤、堤防覆村等)	K									
■ 避難行動、水防活動に資する基盤等の整備										
雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備	B,D,F	特になし	・登録制メールの登録者拡大を図るとともに、防災ラジオの周知及び配布を行う。【継続実施】 ・雨量等の状況を把握するため、市独自の雨量計を8箇所設置。【実施済】	・雨量・水位等の情報を一元的に把握するシステム(内部利用)を導入【R3年度~】	特になし	・ハザードマップ4Pにて気象庁の雨量・水位等の観測データを見られるよう情報案内をしている。更なる把握・伝達するための手段については引き続き検討していく。		・今後検討していく	・気象観測装置を設置、オンラインで雨量等を把握可能とした。	・今後、検討していく。【検討中】
・防災行政無線の改良、防災ラジオの配布等の整備	D	・防災行政無線の音速改善のみの改良及び戸別受信機を配布する。	・防災行政無線の改良、防災ラジオの配布を行う。【実施済】	・防災無線戸別受信機無償貸与事業を実施【平成28年度~】	・防災ラジオの有償配布の検討【H29年度】 ・新しい防災情報伝送システムを導入【R元年度】 ・防災行政無線のデジタル化を検討【R4年度~】	・屋外拡声機の調整・整備の実施【H29年度~】 ・防災ラジオ導入(実施済) ・80歳以上のみの世帯に無償配布	・防災行政無線整備(デジタル化)【実施済(H29~)】	・防災無線子機サービス ・個別受信機配布【実施済】	・防災行政無線のデジタル化完了 ・SNS(ツイッター、ライン等)の検討を開始した。【H29年度~】	・防災行政無線の子機の増設している。
水防活動を支援するための水防資機材等の配備(新技術活用も含め)及び適切な管理	H	・水防資機材等の確認と適切な管理を行う。【継続実施】	・水防活動を支援するための資機材の適切な管理や、現代の水防工法に合った資機材の整備を実施する。【継続実施】	・既存の備蓄品を確認、必要があれば随時更新	・既存の配備で十分機能できると推察される。	・水防活動に必要なと思われる資機材の強化【H28年度~】 ・ライフジャケット配備(472着)【H28年度~R3年度】 ・防災ヒップウェーダー配備(85着)【R3年度】	・水防資機材等及び備蓄の強化【継続実施】 ・R3年度ライフジャケット整備(128着)	・資機材の適正管理【H29年度~】	・河川ライブカメラに赤外線カメラを整備した	・新技術活用の水防資機材等の備蓄の検討していく。【検討中】
危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラ等の検討・設置	I	特になし	・危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラ等の設置を検討する。【検討中】	特になし	特になし	・今後必要かどうか検討していく。	特になし	・今後検討していく	特になし	・堤が設置した危機管理型水位計や簡易型監視カメラで運用し、その他の河川で必要な際に設置を検討する。【検討中】
・浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化	C,H	・施設及び耐水化の検討を行う。	・災害対策(現地)本部を開設する市庁舎及び支所は、浸水想定区域には立地していないが、自家発電装置の耐水化について検討する。【検討中】	・本庁舎に非常用発電機を設置【R2年度】	・浸水想定区域内に施設無し。	・浸水想定区域外(新庁舎移転に伴い、非常用電源は屋上に設置)【H28年度】	・浸水想定区域内に施設無し。	・ポータブル発電機により対応【実施済】	・災害対応用機器の庁舎2階への設置(完了) ・CATV施設の耐水化の整備の検討を開始した。【H29年度~】	・浸水想定区域外により該当なし。
■ 河川への雨水流出抑制対策										
・雨水流出抑制施設の整備・促進	M	特になし	・雨水流出抑制施設の整備促進について検討する。【検討中】	・開発行為に対する流出抑制の指導	特になし	・民間施設を対象とした雨水貯留(タンク)施設設置促進	・状況に応じて施設の必要性を検討していく。【検討中】	・雨水流出抑制施設の促進【検討中】	特になし	・検討していくが、現状では予定が無い。【検討中】
・田んぼガムの普及・促進	M	特になし	・多面的機能支払交付金の活動主体へ周知を行い普及を促す。【継続実施】	特になし	特になし	・R4年度より、2地区で田んぼダムに取り組む予定である。 ①心倉川地区(江川+巻野川) 11,877㎡(200箇所) ②石橋南地区(家川+利根川) 11,232㎡(200箇所)	・関係者(農家等)の協力を得て整備拡大を目指す。【継続実施】	・田んぼダムの促進【R5年度~】	特になし	・今後、検討していく。【検討中】
■ 災害に強い交通ネットワークの構築										
緊急輸送道路の整備	C,N									
道路アンダーパス部における冠水対策	C,O	・道路アンダーパス排水設備の地上化を図る。	・道路アンダーパス部における冠水対策について検討する。【検討中】	・卸の里アンダーパス監視カメラ設置、非常用電源設置 溝橋アンダーパス監視カメラ設置	・平成28年度の県からの移管時に冠水対策は実施済。	・監視カメラの整備、冠水情報板の整備 排水設備の定期的な清掃管理の継続	・道路アンダーパスの冠水情報板やOCVを整備。【実施済】 ・排水ポンプの整備【実施済】 ・電気設備の地上化【実施済】 ・今後、排水施設の定期的な清掃・点検を実施していく【継続実施】			
2) ソフト対策の主な取組										
① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組										
■ 広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等										
想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域等の作成や氾濫シミュレーションの公表	A									
・水位周知河川等の拡大検討	I									
洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等を考慮したハザードマップの作成・周知	A	・H2年度にハザードマップ改定、R3以降追加指定となる箇所については、随時追加作成を行う。	・想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域及び最新の土砂災害特別警戒区域等を表示したハザードマップを作成し、周知する。【継続実施】	・浸水リスク想定図、洪水浸水想定区域の指定拡大を踏まえ、ハザードマップの改訂を予定【R4年度~】	・国及び県の浸水想定区域、土砂災害警戒区域の発表後ハザードマップ改定を実施。【R0年度~R3年度実施済】 ・国及び県の浸水想定区域、土砂災害警戒区域の作成・更新後にハザードマップ改定を実施する。【R4年度~】	・H30洪水ハザードマップ改訂、H30.6に全戸配布済【H30年度実施済】	・H307洪水ハザードマップ改訂【H30年度実施済】 ・H30に全戸配布済【H30年度実施済】 ・ハザードマップの改訂、全戸配布を予定【R4年度~】	・ハザードマップの改定【H29~30年度】	・想定最大規模の洪水を対象とするハザードマップを作成した【H30年度】	・想定最大規模に対応したハザードマップ作成済み ・令和4年度に改訂したものを全戸配布【H30年度作成、R4年度改定終了予定】
・地域の特性を踏まえた適切な避難方法(垂直避難等)の検討・周知(効果的なることまちごとハザードマップの検討・周知を含む)	C	・今後検討	・適切な避難方法を記載したハザードマップを制作し、周知を図る。【継続実施】	・津波川地区の電柱に浸水想定深表示板(70箇所)を設置【R2年度】	・公共施設を中心に表示看板拡充を検討。【H29年度~】	・早期避難の推進と、知人・親戚宅等への避難、垂直避難など、地域や世帯・個人にあったより適切な避難方法を検討・周知していく。	・適切な避難方法を広報紙等により周知する。【継続実施】	・出前講座等で垂直避難を周知している。	・適切な避難方法をハザードマップに随時反映させる	・ハザードマップを改定し、適切な避難方法を記載したものを各戸に配布予定【R4年度】
■ 防災情報の発信及び情報伝達方法の確立										
・水位予測の精度向上検討	B									
・土砂災害警戒基準線等の見直し	A									
・ブッシュ型の洪水予報等の情報発信	F									
・水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供	F	特になし	・水位計やライブカメラの設置及び情報提供について検討する。【検討中】	特になし	特になし	・ライブカメラは既に2カ所設置(田川・家川)済み。引き続き取り組んでいく。	特になし	・今後検討していく	・河川ライブカメラを設置、映像を町HPで公開している。	・堤が設置した水位計等の情報を閲覧できるポータルサイトのリンクを町ホームページで紹介していく。【R4年度~】
・対象地区全住民への確実な情報伝達方法の確立(自治体未加入世帯、高齢者、外国人等)	D,F	・登録制メールの利用拡大、防災無線や広報車による情報伝達を行う。	・登録制メールの登録者拡大を図るとともに、防災ラジオの周知・配布を行う。【継続実施】	・防災行政無線、防災メール、市公式LINE等による情報伝達体制の確保 ・防災無線戸別受信機無償貸与事業を実施【H28年度~】	・対象区域内の自主防災組織設立に向けた啓蒙・啓発。【H29年度~】	・自治会、消防団等の人的手段と併せて、配信メール等の充実を図る【H28年度~】	・登録制メールやテレビ、個別電話等で情報伝達している。	・防災行政無線や防災メール、エリアメールにて情報の伝達を行っている。	・エリアメール配信システムを整備済み 行政チャンネルによる、字放送システムを整備 ・新たな伝達方法の検討を開始した。【H29年度~】	・新聞所込み、防災行政無線、町HP(英・中・韓)等の充実を図る。【H29年度~】



令和8(2026)年度までに実施する取組

■：追加する取組、■：確認を要する取組(取組有無について確認)、■：削除する取組

項目	対象流域	矢板市 久	那須塩原市 久	さくら市 晃・久	那須烏山市 晃・久	下野市 利・晃	上三川町 利・晃	益子町 晃	茂木町 久	市貝町 晃・久
<b>■避難計画の作成・促進等</b>										
・避難情報の判断・伝達マニュアルの見直し	B,C,E,F,J	・避難指示等の判断・伝達マニュアルについて地域防災計画の見直しの際に検討。	・避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直しを必要に応じて行う。【継続実施】	・地域防災計画の見直し【R3年3月】	・マニュアルの見直し【(備次実施)】	・タイムラインの検証を行う【(H29年度～)】	・避難情報発令の判断・伝達マニュアルについて地域防災計画の見直しの際に検討。	・見直し済み【(実施済)】	・マニュアルの見直し【(備次実施)】	・マニュアルの見直し【(R2年度)】
・広域避難計画の策定	C,J	・広域避難計画を検討する。【(平成29年度～)】	・広域避難計画の策定について検討する。【検討中】	・今後検討する。	・浸水想定区域内に指定避難所はあるものの隣接指定避難所が代替可能。隣接自治体等から打診があった場合は策定について検討する。【(備次実施)】	・協議する市町と避難所の相互利用に関する協定の締結を検討していく。【(H29年度～)】	・協議する市町と避難所の相互利用に関する協定の締結。【(実施済)】	・対象なし	・隣接市町からの打診があった場合は策定について検討する。	・今後策定に向け検討していく。【検討中】
・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	I	・要配慮者利用施設の管理者に計画作成を依頼、作成支援や訓練の実施支援を行う。	・要配慮者利用施設の管理者に対し、避難確保計画の作成支援や訓練の実施支援を行う。【継続実施】	・避難確保計画の点検を実施【(R3年度～)】 ・避難計画の策定サポートを実施。【(H29年度～)】	・浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設があるが、当該施設の避難計画の運用を側面から支援する。【(H29年度～)】	・福祉担当課と連携し、要配慮者施設における訓練の実施を検討していく【(H29年度～)】	・要配慮者利用施設の管理者に対し、避難計画の作成を依頼した。【(R1年度)】 ・訓練の実施についても管理者に依頼していく。【(R4年度～)】	・検討・作成支援【(平成29年度～)】	・要配慮者のいる施設と意見交換し、避難計画の作成支援を開始した。【(H29年度～)】	・町内ハザード区域内に要配慮者利用施設なし
・要配慮者利用施設の避難確保計画及び訓練の内容確認・助言	I	・各施設で作成した避難確保計画に基づく訓練等を実施し、実際に運用した場合の修正点等洗い出し、要時助言等を行う。	・要配慮者利用施設の管理者に対し、避難確保計画の作成支援や訓練の実施支援を行う。【継続実施】	・避難確保計画の点検を実施【(R3年度)】	・講習会等を開催し作成を支援するとともに訓練についても確認、助言している。【(R元年度～)】	・要配慮者利用施設については避難確保計画策定済み、訓練実施時には確認や助言を適宜行っている。	・訓練の内容確認等、実施していく【(R4年度～)】	・今後検討していく	・要配慮者施設より要望があった場合は検討する	・町内ハザード区域内に要配慮者利用施設なし【該当なし】
・地区防災計画や企業BCP策定の促進・強化	A,C,D,E,F,J	・地区防災計画の作成を支援する。	・地区防災計画策定への支援を行う。【継続実施】	・地区防災計画策定促進事業を実施【(R2年度～)】	・「補助事業も活用し、市福祉部局や社会福祉協議会とも連携し地区防災計画策定促進事業を実施している。【(R02年度～)】	・「低周ダイアレス自主防災会にて地区防災計画を策定【(R2)】。	・自治会に向けて地区防災計画の促進を進めてきたが、企業BCP策定については今後検討していく【(R4年度～)】	・地区防災計画の作成を支援する ・企業BCP策定については今後検討していく	・町内自主防災組織に地区防災計画の策定を促した【(継続実施)】	・地区防災計画の策定に向けて、自主防災組織へ働きかけを行っている。【(要請があれば実施)】
・マイ・タイムラインや防災マップ等の避難の実効性を高める取組の実施	A,C,D,E,F,J	・マイタイムラインの作成について、講座を開設し要望に応じ見直しを行う。	・マイタイムラインの作成方法についてホームページで紹介し、ハザードマップの作成講座の実施を検討する。【検討中】 ・ハザードマップにマイタイムラインの記入欄を掲載し、周知を図る。【実施済】	・浸水リスク想定図、洪水浸水想定区域の指定拡大を踏まえた。ハザードマップの改訂、住居周知【(R4年度～)】 ・タイムラインの周知【(随時)】	・「画、連携したマイタイムラインの作成講座の実施。【(R02年度～)】	・「避難所運営マニュアルの見直し及び、同訓練マニュアルの作成。	・要請に応じ実施する。【(継続実施)】	・マイタイムラインの作成を検討する。【(R2年度～)】	・検討を開始する	・「町中や広報誌等により、防災特集としてマイタイムラインやハザードマップについて周知を図る。 ・地域からの要請があった際は、出前講座等を実施していく。【(R2年度～)】
<b>■避難情報の発令に着目したタイムラインの作成</b>										
・タイムラインの作成及び実践的な訓練の検討・実施	B,C,D,J	・適時タイムラインの訓練を行う。	・タイムライン作成済。【実施済】 ・タイムラインを使用した実践的な訓練の実施を検討する。【検討中】	・タイムラインを活用した訓練を実施。【(H29年度～)】	・タイムラインを活用した訓練の実施。【(H29年度～)】	・ロールプレイング等の実践的な訓練実施の検討【(H29年度～)】	・避難レベルに応じたタイムラインを改定した。【(R1年度～)】	・タイムライン作成済	・タイムラインの策定【(H29年度)】 ・タイムラインによる訓練の実施【(H29年度～)】	・タイムラインの策定【(R元年度済み)】 ・タイムラインによる訓練の実施【(R元年度～)】
・訓練等で明らかとなった課題等を踏まえたタイムラインの見直し	B,C,D,J	・課題等明らかになった際、適時見直しを実施する。	・タイムラインの見直しを必要に応じて実施する。【(R4年度～)】	・東日本台風等の検証や訓練等により、随時見直し	・「防災訓練やタイムライン見直しに併せて更新している。【(随時実施)】	・「訓練実施のために要検証していく。	・「課題等の見直しが必要なたびにタイムラインの更新を検討していく。【(継続実施)】	・「課題が出た場合見直しの検討をする	【検討中】	・「令和元年度にタイムラインを作成したが、訓練により課題が見つかった際は見直しをしていく。【(R4年度～)】
<b>■防災教育や防災知識の普及</b>										
・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	F,J	・危機対策課が問い合わせ窓口となる。【(平成29年度～)】	・総務課が窓口となり、各支所との調整、消防署との連携を図っている。【実施済】	・総務課及び関係各課にて対応	・現状の総務課危機管理の一極集中の見直し【(H29年度～)】	・「安全安心課及び関係各課(建設課等)で対応する。	・「総務課で対応する。	・問い合わせ窓口の設置【(平成29年度～)】	・「従来通り総務課で対応。	・現状、総務課に窓口を設置。
・水防災に関する説明会の開催	A,C,D,E,F,J	・行政区や企業等の要請により防災関係の出前講座を実施。	・「開催の依頼があった場合は、準備と協力し、説明会を開催する。【(要請があれば実施)】	・「関係機関と協力し自主防災組織等へ説明会を実施。【(先)】 ・「出前学習(市の出前講座)を実施。【(H17年度～)】(久)】	・「自主防災組織等への啓蒙・啓発【(備次実施)】	・「要請により実施する。【(H30年度～)】	・「自主防災組織等での訓練の際に実施している。【(H29年度～)】	・「講習会に含めて実施【(平成29年度～)】	・「要請により実施する【(H29年度～)】	・「要請により実施(実績なし)【(R4年度以降も継続)】
・小中学生を対象とした防災教育の実施(教員へのサポートも含む)	A,C,D,E,F,J	・小中学校の要請により防災関係の出前講座を実施。	・「講習会等開催の依頼があった場合は、講習会等を開催する【(要請があれば実施)】	・「市内小学生対象にジュニア防災士検定事業を実施【(H26年度～28年度)】 ・「出前学習(市の出前講座)を実施【(H17年度～)】	・「各小中学校への要請にあわせ実施。避難確保計画に基づく避難訓練の実施と、訓練を通じた防災教育の支援。【(備次実施)】	・「要請により実施する。【(H30年度～)】	・「各小中学校からの要請により実施。【(備次実施)】	・「教育委員会と協議し、実施を検討する。【(平成29年度～)】	・「要請により実施する【(H29年度～)】	・「教育委員会部局と調整し、要請があった際は、児童生徒への防災教育を支援する。【(R2年度～)】
・出前講座等を活用した講習会(啓発活動)の実施	A,C,D,E,F,J	・行政区や企業等の要請により防災関係の出前講座を実施。	・「講習会等開催の依頼があった場合は、講習会等を開催する【(要請があれば実施)】	・「随時実施	・「要請により実施。【(備次実施)】	・「要請により実施する。【(H30年度～)】	・「要請により実施する。【(H30年度～)】	・「講習会の実施【(平成29年度～)】	・「要請により、出前講習会を開始した。【(H29年度～)】	・「要請により実施(実績なし)【(R4年度以降も継続)】
<b>■共助の仕組みの強化</b>										
・自助、共助を目指した自主防災組織の充実	C,E,J	・自主防災組織の組織結成の推進、訓練等の支援を実施。	・「自主防災組織の結成を促進し、組織の活動を支援する。【(継続実施)】	・「自主防災組織、行政区へ研修実施。【(随時)】 ・「自主防災組織活動支援(資機材・活動)を実施【(H29年度～)】	・「自主防災組織が主体的に行動できるよう側面から支援する。【(H29年度～)】	・「自治会長会議や防災講話、防災訓練時などにおいて活動内容を周知している共に、設立に向けたアドバイスもしている。	・「各自治会へ個別での説明の実施している。【(H29年度～)】	・「自主防災組織の組織化支援【(平成29年度～)】	・「主体的に行動ができるよう自主防災組織に対する補助事業の整備	・「今後、組織の立ち上げの支援。【(H29年度～)】
・市町の高齢者福祉部局等と協議会等に関する取組の情報共有	A,C,D,E,F,J	・関係部局と密に連携を取り、情報共有を行う。	・「高齢福祉部局と協議会等に関する取組を情報共有する。【(継続実施)】	・「関係部局と随時情報共有を検討	・「高齢者福祉部局と協議会等に関する取組を情報共有する。【(R02年度～)】	・「高齢福祉部局との情報共有の方法について検討する。	・「関係機関と連携し、情報共有を行う。	・「高齢者福祉部局と協議会等に関する取組を情報共有する。【(R2年度～)】	・「検討を開始する	・「高齢者福祉部局と協議会等に関する取組の情報を共有する。【(R2年度～)】
・地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者に対して避難行動の理解促進に向けた取組の検討・実施	A,C,D,E,F,J	・該当する団体からの依頼により、防災に関する出前講座を実施する。	・「地域包括支援センターにハザードマップの提示や防災関連のパンフレット等を設置する。【(実施済)】	・「地域包括支援センター(市内2箇所)にハザードマップやリーフレット等の設置	・「地域包括支援センター(那須烏山市保健福祉センター)内にハザードマップの提示や防災関連のパンフレット等を設置する。【(R02年度～)】	・「地域包括支援センターと連携し、高齢者への避難行動の理解促進への取組みを検討する。	・「関係機関と連携し検討していく。	・「地域包括支援センターにハザードマップや防災関連のパンフレット等を設置する。【(R2年度～)】	・「検討を開始する	・「地域包括支援センターにハザードマップや防災関連のパンフレット等を設置する。【(R2年度～)】
・要配慮者利用施設の避難に関する地域の支援体制について検討	A,C,D,E,F,J	・要配慮者利用施設を有する地区と連携を取り、検討を行う。	・「要配慮者利用施設の避難に関する地域の支援体制について検討する。【検討中】	・「関係部局と随時検討する。	・「要配慮者利用施設の避難に関する地域の支援体制について検討する。【(R02年度～)】	・「要配慮者利用施設の避難に関する地域の支援体制について検討する。	・「関係機関と連携し検討していく。	・「今後検討していく	・「検討を開始する	・「町内ハザード区域内に要配慮者利用施設なし
2)ソフト対策の主な取組										
②洪水氾濫や土砂災害による被害の軽減、避難時間の確保のための水防・土砂災害防止活動の取組										
<b>■より効果的な水防活動や土砂災害防止活動の実施及び水防体制の</b>										
・水防団等への連絡体制の再確認	I	・毎年携帯番号を中心に連絡先の確認を実施。	・「降水量や河川水位、気象注意報を基準とした、連絡体制を強化する。【(継続実施)】 ・「水防団へのメールによる一斉指令の実施。【(実施済)】	・「携帯電話、防災行政無線(移動系)、消防団LINE等複数手段を確保	・「紙に複数の伝達手段を確保。	・「水防訓練を実施【(H29年度～)】	・「消防団及び関係団体との連絡体制確認を実施している。【(毎年4月実施)】	・「確認している【(実施済)】	・「防災行政無線やメールを活用した連絡体制を確保している。【(H29年度～)】	・「防災行政無線やメールを活用した連絡体制を確保している。【(R4年度以降も継続)】
・水防団同士の連絡体制の確保	I	・確保済み	・「無線を配備し、消防団(水防団)同士の連絡体制を確保する。【(実施済)】	・「携帯電話、防災行政無線(移動系)、消防団LINE等複数手段を確保	・「紙に複数の伝達手段を確保。	・「連絡体制を確保するための、無線機を活用する【(H29年度～)】	・「消防団同士での連絡体制(移動系無線)を確立している。	・「確保している【(実施済)】	・「無線による連絡体制を確立した。【(H29年度～)】	・「防災行政無線やメールを活用した連絡体制を確保している。【(R4年度以降も継続)】
・水防団等が参加する洪水・土砂災害に対するリスクが高い区間の共同点検	I	・自主防災組織と水防団による水防留所の共同点検実施を検討。	・「毎年、出水期前に県、消防等と合同で実施している重要水防留所及び水防倉庫の点検への消防団(水防団)の参加。【(継続実施)】	・「国・県が実施している重要水防留所等の共同点検に参加している。【(H29年度～)】	・「毎年、河川事務所が実施する重要水防留所等の共同点検に参加している。【(H29年度～)】	・「毎年、河川事務所が実施する重要水防留所等の共同点検に参加するよう、水防団(消防団)、住民に周知【(H29年度～)】	・「国・県が実施している重要水防留所等の共同点検に参加する。	・「県が実施する共同点検に毎年参加している。	・「県が実施する共同点検に毎年参加している。	・「県が実施する共同点検に毎年参加している。【(R4年度以降も継続)】
・関係機関が連携した実働水防訓練・土砂災害防災訓練等の検討・実施	B,C,D,G,J	・行政区や自主防災組織が行う水防訓練の参加・支援。	・「水防訓練を実施している。【(継続実施)】	・「市の水防訓練、水防団の防衛訓練を実施【(H17年度～)】	・「南部須地区総合水防訓練の実施。【(H29年度～)隔年】	・「水防訓練を実施【(H29年度～)】	・「消防団及び職員を対象とした水防訓練を実施している。	・「風水害を想定した防災訓練を実施【(実施済)】	・「毎年防災訓練を実施している。	・「自主防災組織、消防団、警察、常備消防が参加する防災訓練を実施する。【(H30年度～)】
・排水ポンプ車操作訓練の実施	H,I									
・水防活動の担い手となる水防団員の募集や水防協力団体の指定促進	J	・消防団が水防団を兼ねているため、消防団員募集を実施。	・「水防協力団体の指定を促進する。【(継続実施)】	・「災害時のみ出動する、機能別消防団員制度を導入【(H29年度～)】	・「広報誌やホームページ等で広く募集している。【(H29年度～)】	・「消防団が水防団を兼ねているため、消防団員募集を実施【(H29年度～)】	・「消防団が水防団を兼ねているため、消防団員募集を実施【(実施済)】	・「広報誌やCATV、ホームページで広く募集している。	・「消防団(水防団)の加入促進を図り、活動を実施している【(R4年度以降も継続)】	
・ダム洪水調節機能の強化	J									

※取組内容については、随時見直し(追加等)を行う。



令和8(2026)年度までに実施する取組

■：追加する取組、■：確認を要する取組(取組有無について確認)、■：削除する取組

項目	課題番号	芳賀町 免	壬生町 利	野木町 利	塩谷町 免・久	高根沢町 免	那須町 久	那珂川町 久	宇都宮気象台 全流域	栃木県 全流域
1)ハード対策の主な取組										
■洪水を河川内で安全に流す対策										
河道拡幅、護岸整備(河岸侵食対策)等	K	特になし	・普通河川江川において護岸整備を実施予定。【令和5年度～】	特になし	・検討していく。	・必要に応じて検討していく。	・今後検討していく	特になし		・河川整備計画に基づき河川改修を実施する。【継続実施】
再度災害防止対策(改良復旧、堆積土除去等)	K	特になし	特になし	特になし	・検討していく。	・必要に応じて検討していく。	・今後検討していく	特になし		・再度災害防止対策として、改良復旧、堤防強化、堆積土除去等を実施する。【継続実施】
浸水対策検討会を開催し、抜本的な浸水対策を協議・実施	K									・田川及び巴渡川の浸水対策検討会を開催し、関係機関と浸水対策について協議・実施する。【継続実施】
■土砂災害防止対策										
・砂防堰堤、急傾斜地崩壊対策施設の設置等	L									・土砂災害の発生により大きな被害が生じるおそれのある要配慮者利用施設等を保全する土砂災害警戒区域(重点整備箇所)における砂防堰堤等の整備を実施する。【継続実施】
■危機管理型ハード対策										
・堤防強化(堤防天端の保護、巻堤、堤防覆村等)	K									・堤防天端の舗装を実施する。【継続実施】
■避難行動、水防活動に資する基盤等の整備										
雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備	B,D,F,J	・実施済み。	・壬生町防災Web上で町内三河川の雨量、水位データを提供している。	特になし	・検討していく。	・必要に応じて検討していく。	・今後検討していく	特になし		・洪水のキキカル(危険度分布)をはじめ、逐次改善が図られる防災気象情報について、市町等における緊急時の防災対応や住民の主体的な避難判断に一層活用されるよう、普及啓発を推進する。【継続実施】 ・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の見直し等を検討する。【継続実施】 ・警報・注意報基準の見直し等、防災気象情報の精度向上に努める。【継続実施】
・防災行政無線の改良、防災ラジオの配布等の整備	D,J	・防災無線の電話応答サービスを実施。	・広報紙等で防災行政無線の電話応答サービス、防災メール等の広報をしていく。	・引き続き、防災行政無線の拡充を図り、スピーカー機能の改良を実施する。【継続実施】	・防災行政無線の電話案内、防災メールの広報をしていく。【継続実施】	・防災無線のデジタル化への移行が完了し、避難行動要支援者等に戸別受信機を無償貸与。【令和2年度～】	・防災行政無線(随時整備を進めていく。【H29年度～】	ケーブルテレビ網を利用した屋外拡声およびP告知端末を整備【実施済】		
・水防活動を支援するための水防資機材等の配備(新技術活用も含め)及び適切な管理	H,J	・水防資機材等の備蓄の適切な管理を行う。	・水防資機材等の更新の備蓄を検討	・水防資機材等の配備及び管理を継続し、必要に応じて拡充を行う。【継続実施】	・消防団向け水防資機材等の配備を検討していく。【検討中】	・水防資機材の備蓄の強化を検討していく。【検討中】	・毎年水防資機材の点検を行い、必要に応じて更新を行う。【継続実施】	・水防資機材備蓄の強化【H29年度～】		・排水ポンプ車を配備済【R3年度】 ・新技術を活用した水防資機材等の備蓄を検討するとともに、配備した水防資機材の適切な管理を行う【継続実施】
・危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラ等の検討・設置	I	・今後検討【検討中】	・壬生町防災Web上で町内三河川の簡易型河川監視カメラを設置している。	特になし	・検討していく。	・必要に応じて検討していく。	・危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラ等の設置について、検討していく。【検討中】	特になし		・令和3年度までに危機管理型水位計を10ヶ基設置済。 ・令和3年度までに簡易型河川監視カメラを8ヶ基設置済。 ・今後、必要に応じて設置を検討していく。【継続実施】
・浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化	C,H,J	・浸水想定区域外により該当なし。	・代替倉庫の指定 ・庁舎2階棟に非常用電源設置	・自家発電装置の設置を検討していく。【検討中】	・庁舎移転時に、自家発電装置等の耐水化を図る。【令和5年度～】	特になし	・自家発電装置を5箇所を設置する。浸水対策を行っている。また、代替施設の指定を行っている。【実施済】	特になし【対象なし】		・ダム放流調整施設の耐水化を実施する。【H30年度～】
■河川への雨水流出抑制対策										
・雨水流出抑制施設の整備・促進	M	特になし	・面境整備について現在整備中の地区のほか、将来的に事業化し、整備を行う地区を拡大していく。	・施設の整備について検討していく。	・庁舎移転時に、庁舎における整備を図る。 ・面境整備の実施。【令和5年度～】	・必要に応じて検討していく。	・面境の整備推進	特になし		・上新賀庁舎において、地下貯留槽を設置し、雨水流出を抑制している。各種事業において、雨水流出抑制対策を検討する。【継続実施】
・田んぼガムの普及・促進	M	・現状把握から検討を進める。	・土地改良区等関係者と連携し、田んぼガムの普及・促進に積極的に取り組む。	・多面的機能支払交付金により活動組織において実施。【H30年度～】	・検討していく。	・実施計画・年度未定【検討中】	・今後検討していく	特になし		
■災害に強い交通ネットワークの構築										
緊急輸送道路の整備	C,N									・防災点検に基づき要対策箇所の対策や栃木県無電柱化推進計画に基づく無電柱化を推進し緊急輸送道路の機能強化を図るとともに、すべり等の原因が国道や県道等についてはその解消に向け、整備を推進する。【継続実施】
・道路アンダーパス部における冠水対策	C,O									・排水ポンプ等可能な対策は実施済 ・令和3年度までに、アンダーパス2箇所にてエアード断機を設置済。 ・今後、エアード断機設置を3箇所、ポンプ増強を2箇所、地上化を2箇所実施する。【継続実施】
2)ソフト対策の主な取組										
①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組										
■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等										
・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図等の作成や沿革シミュレーションの公表	A,J									・全ての洪水予報河川、水位周知河川について、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を公表済。【R2年度】 ・洪水予報河川、水位周知河川以外の町内河川においても、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を公表する。【H24年度～】 ・市町に対し、洪水ナビの機能周知及び活用事例を共有する。【継続実施】
・水位周知河川等の拡大検討	I									・水位周知河川を3河川追加済。【R2年度】 ・水位周知河川等の拡大について、市町と検討する。【継続実施】
・洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等を考慮したハザードマップの作成・周知	A,J	・洪水ハザードマップの更新。【R4年度】	・洪水ハザードマップを作成している。	・新たな防災ハザードマップを作成し、全戸に配布した。【H30年度】	・令和2年度、防災ハザードマップを作成。 ・海管理河川について浸水想定がなれることから、改訂をしていく。【令和5年度～】	・ハザードマップを改訂し、全戸に配布【R2年度～】	・作成済	・ハザードマップを令和4年度に更新し全戸配布する。		
・地域の特性を踏まえた適切な避難方法(垂直避難等)の検討・周知(効果的なまちごとハザードマップの検討・周知を含む)	C,J	・ハザードマップの更新の中で対応。【R4年度】	・R3年度中に地域防災計画・ハザードマップの見直し	・地域の特性を踏まえた適切な避難方法(垂直避難等)について配属した、新たな防災ハザードマップを作成し、全戸に配布した。【H30年度】	・地域の特性等を再度見直し、検討の上、まちごとまちごとハザードマップの作成について検討していく。【検討中】	・適切な避難方法の周知、まちごとまちごとハザードマップの実施を検討していく。【検討中】	・まちごとまちごとハザードマップの実施を検討していく。【検討中】	・ハザードマップの更新の中で更に検討をする。【R4年度】		
■防災情報の発信及び情報伝達方法の確立										
・水位予測の精度向上検討	B,J									・洪水予報河川について、予測水位の検証と精度向上を実施する。【継続実施】
・土砂災害警戒基準線等の見直し	A									・CI見直しに関連し、気象台から発表する大雨警報(土砂災害)や大雨注意報の基準についても見直し、精度向上を図る。【H29年度～】 【留意実施】
・ブッシュ型の洪水予報等の情報発信	F									・ブッシュ型の洪水情報及び土砂災害警戒情報の情報発信を行っている。 【R2年度～継続実施】
・水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供	F,J	・実施済み。	・壬生町防災Web上で、水位計及び河川ライブカメラの情報をリアルタイムで提供している。	特になし	・検討していく。	・必要に応じて検討していく。	・町中にて、ライブカメラの情報を提供している。	特になし		・水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供する。【継続実施】
・対象地区全住民への確実な情報伝達方法の確立(自治体未加入世帯、高齢者、外国人等)	D,F,J	・防災行政無線のほか登録制メールやケーブルテレビ等で情報伝達。	・町防災行政無線システムの導入 ・移動系無線の確保	・対象地区全住民への確実な情報伝達方法の確立していく。【平成29年度～】	・複数の情報伝達手段を確保。 ・防災メール、スマートフォンアプリの加入促進、戸別受信機の普及を図る。【継続実施】	・町防災防犯メールの加入促進【平成29年度～】	・多様な手段により、情報伝達を行っている。(防災行政無線、町HP、登録制メール、緊急連絡メール、Facebook、広報車、民生委員等による戸別付等)【H29年度～】	・複数の情報伝達手段を確保【実施済】		



令和8(2026)年度までに実施する取組

■：追加する取組、■：確認を要する取組(取組有無について確認)、■：削除する取組

項目	課題番号	芳賀町 宛	壬生町 利	野木町 利	塩谷町 宛・久	高根沢町 宛	那須町 久	那珂川町 久	宇都宮気象台 全流域	栃木県 全流域
<b>■避難計画の作成・促進等</b>										
避難情報の判断・伝達マニュアルの見直し	B,C,E,F,J	・地域防災計画改訂中に見直し。【R4年度】	・R4年度に地域防災計画の見直し	・避難指示等の判断・伝達マニュアルの見直しを検討する。【平成29年度～】	・随時見直しを行う。【継続実施】	・適宜マニュアルの見直しをする。【平成29年度～】	・随時見直しを行う。【H29年度～】	・マニュアルの策定【H29年度～】		・避難対策強化推進研修会の実施【R元年度～継続実施】 ・R元年度～継続実施 ・ダム管理者から関係市町長へトップセミナーを実施【R元年度～継続実施】
広域避難計画の策定	C,J	・今後検討【検討中】	・地域防災計画の策定に県外における一時滞在について記載	・平成29年7月7日災害時広域支援連携協定(栃木市・野木町・船城市・下野市)と協定締結	・広域避難計画について検討していく。【検討中】	・広域避難計画の策定を検討していく。【検討中】	・広域避難計画の策定を今後検討していく。【検討中】	・協議市町からの打診があった場合は策定について検討【要請があれば実施】	・作成に必要な情報の提供及び支援を行う。【要請があれば実施】 【※県内に動きがあれば支援・参画していく】 【R元年度～継続実施】	・各市町における避難体制の検討支援【継続実施】 ・避難所相談(県有施設)について、積極的に応じる。【R元年度～継続実施】
要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	I	・管理者への周知・啓発を推進中。	・要配慮者利用施設における避難計画の作成支援や訓練の支援を促進する。	・関係課、各施設と協議の上、避難計画の検討・作成を行う。【平成29年度～】 ・作成済みの施設に対し、訓練の促進方法を検討する。	・避難確保計画 2施設作成済【令和元年度】 ・訓練の促進を図る。【令和4年度～】	・地域防災計画の改定に伴い、関係課及び各施設と協議の上、避難計画を作成した。今後は訓練を促進していく。【R2年度～】	・避難計画作成の支援、訓練の促進を行う。【H29年度～】	・避難計画作成に係る指導・支援【H29年度～】	・作成に必要な情報の提供及び支援を行う。【要請があれば実施】	
要配慮者利用施設の避難確保計画及び訓練の内容確認・助言	I	・確認・助言を実施中。	・「避難確保計画」作成と内容確認、訓練の実施の報告を対象施設へ周知し、推進する。	・関係課、各施設と協議の上、内容確認方法について検討する。	・計画及び訓練について内容を確認等していく。【継続実施】	・訓練の内容確認・助言をしている。	・継続的に、助言等を行っていく。	・実施予定【R4～】		
地区防災計画や企業BCP策定の促進・強化	A,C,D,E,F,J	・地区防災計画の策定促進中。	・県防災士会の支援を受け、令和3年度に壬生城址地区防災計画を策定した。	・地区防災計画未策定地区の代表者へ周知啓発を実施していく。また、企業BCP策定については、町内企業と連携を図り、今後検討する。	・計画について、促進を図る。【継続実施】	・地区防災計画については、自主防災組織に働きかけを行い、促進強化していく。企業BCPについては必要に応じて検測していく。	・継続的に地域防災計画の策定支援等を行っていく。	・継続実施【R1～】		○地区防災計画【R元～2年度】 ・各町域ごとのモデル地区に防災士等の専門家を派遣し、地区防災計画の策定を支援【R3年度～】 ・県内企業における地区防災計画の策定を支援する。 ・マニュアル、事例集及び映像教材の制作・配布【R3年度実施】 ・地区防災計画策定促進検討会の開催 ・企業BCP策定 ・市町における計画策定等に要する経費を助成栃木県BCP策定支援に関する協定書に基づき、中小企業のBCP策定の支援を行う。【継続実施】
マイ・タイムラインや防災マップ等の避難の実効性を高める取組の実施	A,C,D,E,F,J	・今後検討。【検討中】	・広報紙にマイタイムライン書き込み用紙を作成方法と共に記載。	・自主防災組織の訓練の中で啓発を行う。マイタイムラインの様式及び記入例を作成し全戸配布を実施。【令和2年度から毎年度実施】	・防災ハザードマップを各戸に配布するとともに、防災訓練時などに周知を図っていく。【継続実施】	・町内の小中学生を対象にマイタイムライン作成講座を実施 今後、マイタイムライン等を活用した訓練を検討。【R1年度～】	・町内の小中学生を対象にマイタイムライン作成講座を実施【R3年度～】	・地元行政区域等の避難訓練に参加し、防災マップ等を用いた地域のリスクの説明・確認を実施【実施済・継続】	・地や市町の取組を支援する。【要請があれば実施】 ・県や市町、自主防災組織との研修会や講座等の機会に、防災気象情報の普及啓発を行い、住民の適切な避難行動の意識を高める支援を行う。【要請があれば実施】 【R2年度～】	・マイタイムラインの作成講座等、市町の取組を支援する。【継続実施】
<b>■避難情報の発令に着目したタイムラインの作成</b>										
タイムラインの作成及び実践的な訓練の検討・実施	B,C,D,J	・タイムラインの策定済み。【H29年度】 ・町及び自主防災組織による防災訓練を実施。	・職員に災害対応マニュアルの配布 防災訓練の実施	・タイムラインの実践的な訓練の実施していく。【平成29年度～】	・タイムラインの実践的な訓練の実施していく。【継続実施】	・適宜タイムラインの見直しと実践的な訓練を実施していく。【平成29年度～】	・タイムラインの実践的な訓練を実施していく。	・タイムラインの実践的な訓練の実施していく。	・タイムラインの更新への支援及び訓練への参加。【継続実施】 【H29年度～】 ・市町タイムライン更新への支援及び訓練への参加【継続実施】 ・要請により、防災訓練等に参加し、防災気象情報の解説や、必要に応じて中・小・高の解説等、避難判断に係る防災体制の支援を行う。【継続実施】	・県タイムラインを策定済。【H29年度】 ・市町タイムライン更新への支援及び訓練への参加【継続実施】 ・ダムの大規模調整機能を踏まえた住民参加型の訓練の実施を検討【検討中】
訓練等で明らかとなった課題等を踏まえたタイムラインの見直し	B,C,D,J	・今後検討。【検討中】	・令和4年度 新庁舎開設に合わせ、訓練を実施予定。訓練の中での課題を踏まえ、タイムラインの改善を行う。	・適宜、見直しを実施していく。	・課題等を踏まえ見直ししていく。【令和4年度～】	・必要に応じて見直しをしていく。	・必要に応じてタイムラインを見直す。	・必要に応じてタイムラインを見直す。	・改善に必要な情報提供及び支援を行う。【要請があれば実施】 【R3年度～】	・訓練や災害時の課題を踏まえ、適宜タイムラインの見直しを行う。【継続実施】
<b>■防災教育や防災知識の普及</b>										
水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	F,J	・総務課及び関係各課にて対応	・問い合わせ窓口を設置する	・問合せ窓口は、総務課 消防防災交通係としている。	・問合せ窓口を設置	・問合せ窓口を設置していく。【平成29年度～】	・総務課及び関係各課で対応。【実施済】	・従来どおり【実施済】	・問い合わせ窓口を設置する。【継続実施】 【H29年度～継続実施】	・問い合わせ窓口を設置する。【H29年度～継続実施】
水防災に関する説明会の開催	A,C,D,E,F,J	・要請により出前講座等を実施。	・町長より要請があれば、対応していく。	・各団体等の要請により、出前講座等を行っていく。【随時】	・各団体等の要請により、出前講座等を行っていく。【随時】	・住民からの要請により、説明会等を実施【平成29年度～】	・住民からの要請により、説明会等を実施【H29年度～】	・地域の防災訓練や地区防災計画を策定していく中で実施【H29年度～】	・関係機関と連携した防災対応を行うため、出水期前に気象防災連絡会を開催する。【継続実施】 ・台風による影響や防災上の留意事項について、台風説明会を開催して、注意、警戒を呼びかける。【継続実施】 【H29年度～】	・市町より要請があれば、出前講座等を行っていく。【継続実施】 ・ダム の操作に関する情報提供等に関わる住民説明会を実施【R元年度～継続実施】
小中学生を対象とした防災教育の実施(教員へのサポートも含む)	A,C,D,E,F,J	・学校の要請により出前講座等を実施。	・学校教育を通して、防災教育の充実を図る	・小・中学生を対象に、防災教育を実施【要請に応じて随時】	・小・中学生を対象に、防災教育を実施していく。【毎年】	・学校と協力し小中学校での防災教育を実施【R1年度～】	・小・中学生を対象に、防災教育を実施している。【H29年度～】	・学校に対する協力・支援の実施【H29年度～】	・小・中学生による気象台の見学等の機会を活用し、効果的な防災気象情報の普及啓発を行う。【継続実施】 ・学校等の教育機関への出前講座、また教職員向け研修会等を通じ、効果的な防災気象情報の普及啓発を行う。【継続実施】 【H29年度～】	・各土木事務所にて、防災教育を実施している。【継続実施】
出前講座等を活用した講習会(啓発活動)の実施	A,C,D,E,F,J	・要請により出前講座等を実施中。	・防災研修会を実施していく。	・各団体等の要請により、出前講座等を行っていく。【随時】	・各団体等の要請により、出前講座等を行っていく。【随時】	・各団体等の要請により、出前講座等を実施【随時】	・住民からの要請により、出前講座等を実施【平成29年度～】	・住民等からの要請により実施【H29年度～】	・要請に応じ市民講座等に職員を派遣し、効果的な防災気象情報の普及啓発を行う。【継続実施】 【H29年度～】	・要請により、出前講座等を行っていく。【継続実施】 ・防災意識啓発シンポジウムを実施【R元年度～】
<b>■共助の仕組みの強化</b>										
自助、共助を目指した自主防災組織の充実	C,E,J	・町・自主防災組織合同防災訓練を実施。【H30年度～】	・補助金・研修等の充実化、防災士の育成強化。	・自主防災組織の充実を図る。【平成29年度～】	・自主防災組織の充実を図る。【平成29年度～】	・自主防災組織への周知及び訓練の実施。 自主防災組織への業務研修等の補助事業の実施 町防災士会(仮称)の立ち上げ 【平成29年度～】	・自主防災組織の結成や活動費、資器材の購入等の補助事業を実施【令和元年度～】	・防災教育・防災訓練の実施【H29年度～】		
市町の高齢者福祉部局等と協議会等に関する取組の情報共有	A,C,D,E,F,J	・今後検討【検討中】	・関係機関と担当課とに情報を共有し取り組みを進める	・地域ケア会議において情報の共有を行う。	・協議会資料など必要に応じて、福祉部局と情報を共有していく。【令和2年度～】	・関係課と情報共有を行う【R2年度～】	・必要に応じて情報共有を行う。	・資料の回覧・意見照会などを随時実施【実施済・継続】		
地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者に対して避難行動の理解促進に向けた取組の検討・実施	A,C,D,E,F,J	・今後検討【検討中】	・関係機関と担当課とに情報を共有し取り組みを進める	・地域ケア会議において、マニュアルの作成を検討する。 ・地域包括支援センター・ケアマネジャーを対象にハザードマップの説明会を実施【令和3年度】	・地域包括支援センター窓口にハザードマップを提示する。 ・地域包括支援センター・ケアマネジャーを対してハザードマップの活用を促進し、危険個所の周知を図り、避難行動の理解促進に取り組む。【令和2年度～】	・関係機関と連携し、高齢者への避難行動の理解促進を図る。【検討中】	・地域包括支援センターに防災マップや防災関連のパンフレット等の配布を行う。 ・必要に応じて、講座等を開催する。	・高齢者福祉担当課等と協力し研修会等を実施【R2年度～】		
要配慮者利用施設の避難に関する地域の支援体制について検討	A,C,D,E,F,J	・今後検討【検討中】	・関係機関と担当課とに情報を共有し取り組みを進める	・地域ケア会議において、マニュアルの作成を検討する。	・要配慮者施設の担当者連絡先を事前に把握し、支援体制について検討していく。【令和2年度～】	・関係機関と連携し、要配慮者利用施設の避難に関する地域の支援体制を確保する。【検討中】	・要配慮者利用施設の避難に関する地域支援体制について検討する。【検討中】	・要配慮者利用施設のある行政区等の避難訓練に参加し、理解と協力の呼びかけを実施【R2年度～】		
<b>2)ソフト対策の主な取組</b>										
<b>②洪水氾濫や土砂災害による被害の軽減、避難時間の確保のための水防・土砂災害防止活動の取組</b>										
<b>■より効果的な水防活動や土砂災害防止活動の実施及び水防体制の強化</b>										
水防団等への連絡体制の再確認	I	・水防団が水防団を業務。年間を通して定期訓練や火災現場において再確認を実施。	・R4年度に地域防災計画の見直し	・常に水防団との連絡体制の確保を行う。	・常に水防団との連絡体制の確保を行う。	・適宜水防団への連絡体制を確認する【平成29年度～】	・随時確認を行っている。【H29年度～】	・従来どおり【実施済】		
水防団同士の連絡体制の確保	I	・移動系無線、トランシーバー及び携帯電話で連絡体制を確保。	・MCA無線等の使用	・水防団同士の連絡体制の確保について指導する。	・水防団同士の連絡体制の確保について指導する。	・複数の伝達手段を確保している。	・連絡体制の確保を行っている。【H29年度～】	・従来どおり【実施済】		
水防団等が参加する洪水・土砂災害に対するリスクが高い区間の共同点検	I	・毎年、出水期前に関係自治体、消防等と重要水防箇所及び水防倉庫の点検を実施。	・毎年、出水期前に関係自治体、消防等と重要水防箇所及び水防倉庫の点検を実施。	・毎年、出水期前に県、関係自治体、消防等と重要水防箇所の点検を実施。【毎年】	・毎年、出水期前に県、関係自治体、消防等と重要水防箇所の点検を実施。【毎年】	・毎年、土木事務所と共同で出水期前に点検を実施【毎年】	・出水期前に関係機関、消防、警察等の関係機関と重要水防箇所及び水防倉庫の点検を実施【H29年度～毎年】	・出水期前に関係機関と重要水防箇所の点検を実施【実施済】	・重要水防箇所等の共同点検に参加。【要請があれば実施】	・毎年、出水期前に関係自治体、消防等と重要水防箇所及び水防倉庫の点検を実施。【継続実施】 ・毎年、5月から6月に関係自治体、消防等と土砂災害危険箇所点検を実施。【継続実施】
関係機関が連携した実働水防訓練・土砂災害防災訓練等の検討・実施	B,C,D,G,J	・防災訓練と併せて実施。	・関係機関による水防訓練の実施	・消防署、消防団と連携した水防訓練の実施。【毎年】	・消防署、消防団と連携した水防訓練の実施【毎年】	・消防署、消防団と連携した水防訓練の実施【毎年】	・水防訓練、土砂災害防災訓練の実施【H29年度～毎年】	・従来どおり継続して訓練を実施【実施済】	・水防管理団体が行う訓練への参加・支援【継続実施】 【H29年度～毎年】	・水防管理団体が行う訓練への参加・支援【継続実施】 ・各市町が年3回訓練への参加・支援【継続実施】
排水ポンプ車操作訓練の実施	H,I									毎年、出水期前に排水ポンプ車の操作訓練を実施。【R3年度～継続実施】
水防活動の担い手となる水防団員の募集や水防協力団体の指定促進	J	・水防団が水防団を兼ねているため、水防団員募集を実施。【随時】	・特になし	・水防活動の担い手となる水防団員の募集を行う。【随時】	・水防活動の担い手となる水防団員の募集を行う【随時】 ・機別別団員の確保を図る【令和2年度～】	・水防団員の活動のPRを促進を図る。【平成29年度～】	・水防協力団体の募集・指定を推進していく。【H29年度～】	・既存の体制強化と併せて募集・指定の促進を図る【H29年度～】		
ダムの大規模調整機能の強化	J							大雨時の事前放流等の実施による水位調整【継続実施】		・ダム の事前放流の実施。【R2年度～継続実施】

※取組内容については、随時見直し(追加等)を行う。